

松戸市地域防災計画

震 災 編

(令和6年度修正)

松戸市防災会議

目 次

第1章 総 則

第1章 総 則	9
第1節 計画の策定方針	1
1 計画の目的	1
2 震災対策の基本方針	1
3 計画の修正	2
第2節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
1 松戸市	3
2 千葉県	3
3 指定地方行政機関	4
4 自衛隊	7
5 指定公共機関	7
6 指定地方公共機関	8
7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	9
8 住民及び事業所等	11
第3節 地域の概要	13
1 社会環境	13
2 自然環境	13
第4節 災害の想定	15
1 地震動・液状化の想定	15
2 被害の概要	18
3 津波の想定	19
第5節 減災目標	20
1 減災目標	20
2 減災施策	20
第2章 災害予防計画	21
第1節 市・住民・事業所の防災活動推進計画	23
1 防災組織の整備	23
2 自主防災組織の結成促進及び育成・強化	24
3 事業所防災体制の強化	25
4 防災訓練の充実	26
5 防災広報の充実	27
第2節 地盤災害予防計画	29
1 土砂災害の防止	29
2 液状化対策	30
3 地盤沈下防止	30
第3節 都市防災計画	31
1 出火防止	31
2 初期消火	32
3 延焼の拡大防止	33
4 建築物の不燃化	33
5 防災空間の整備・拡大	34

6	市街地の整備	34
7	建築物等の耐震化	35
第4節	防災体制の整備計画	37
1	防災施設等の整備	37
2	食料・飲料水等の備蓄	38
3	応急医療体制の整備	39
4	緊急輸送体制の整備	39
5	住宅対策体制の整備	40
6	ボランティア活動環境の整備	40
7	業務継続体制の充実	40
8	女性視点の防災体制の充実	41
第5節	避難体制整備計画	42
1	避難場所等の指定・整備	42
2	避難路の整備	43
3	避難体制の周知	43
第6節	通信施設整備計画	44
1	災害通信網の整備	44
2	非常通信体制の強化	44
3	多様な情報ツールの活用	45
第7節	要配慮者対策	46
1	避難行動要支援者に対する対応	46
2	福祉施設における防災対策	49
3	乳幼児や妊産婦に対する対策	49
4	外国人に対する対策	49
5	地域の実情に合わせた配慮	50
第8節	帰宅困難者等対策	51
1	一斉帰宅の抑制	51
2	帰宅困難者の安全確保	51
第9節	調査研究計画	53
第3章	災害応急対策計画	55
第1節	災害応急活動体制	57
1	市職員の配備	57
2	市本部等の設置	60
3	災害対応拠点設置予定場所	69
第2節	災害救助法の適用	70
1	災害救助法の適用手続き	70
2	災害救助法による事務	71
第3節	情報の収集・伝達	73
1	通信の確保	73
2	情報収集	74
3	被害調査	77
4	情報のとりまとめ、報告	78
5	広報	81

6 報道機関への対応	83
7 住民相談	83
第4節 救助・救急・消火活動・水防活動	85
1 救助活動	85
2 救急活動	86
3 消火活動	86
4 水防活動	89
5 惨事ストレス対策	89
第5節 災害警備・防犯対策	90
1 災害警備	90
2 防犯対策	91
第6節 交通・輸送対策	92
1 緊急輸送道路・災害時重要路線の確保	92
2 緊急通行車両等の確認	94
3 運転者のとるべき措置	95
4 緊急輸送	95
第7節 避難対策	97
1 避難の指示等	97
2 自主避難	100
3 避難誘導	100
4 避難所の開設と運営	100
5 避難所等の閉鎖	103
6 在宅避難者等の支援	103
7 広域避難	103
8 広域一時滞在	103
9 感染症対策	104
第8節 応急医療	106
1 医療救護体制	106
2 医療救護活動	107
3 被災者の健康管理	109
第9節 防疫・清掃・障害物の除去	111
1 防疫活動	111
2 保健活動	112
3 し尿の処理	112
4 ごみの処理	113
5 障害物の除去	113
6 災害廃棄物の処理	114
7 動物対策	115
第10節 行方不明者の捜索・遺体の処理	116
1 行方不明者の捜索	116
2 遺体の処理	116
3 遺体の埋火葬	117
第11節 生活支援	119

1	給水	119
2	食料の供給	121
3	生活必需品の供給	122
4	救援物資の受け入れ	123
5	物資集配拠点の運営	123
第12節	二次災害の防止	124
1	被災建築物の応急危険度判定	124
2	被災宅地の危険度判定	124
3	がけ地の危険防止	125
4	危険物施設等対策	125
5	放射性災害対策	125
第13節	災害派遣・応援要請	126
1	受援体制の確立	126
2	自衛隊の災害派遣要請・受入れ	127
3	自治体等への応援要請	129
4	消防の広域応援要請	131
5	水道・下水道事業体の相互応援	132
6	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請	132
第14節	生活関連施設等の応急対策	133
1	上水道施設	133
2	下水道施設	133
3	電力施設	134
4	都市ガス施設	134
5	通信施設	135
6	郵便	135
7	道路・橋梁	136
8	鉄道	136
9	バス	137
10	河川	137
第15節	教育対策・保育対策	138
1	災害発生時の対応	138
2	避難所開設への対応	138
3	応急教育	139
4	応急保育	140
5	文化財の保護	140
第16節	建物対策	141
1	住家の被災調査・罹災証明	141
2	被災建築物の応急修理	142
3	応急仮設住宅の提供	142
4	空き家のあっせん	143
5	市管理建築物の応急対策	143
第17節	ボランティアへの対応	144
1	ボランティア活動の受入体制	144

2 ボランティア活動	145
第18節 要配慮者への対応	146
1 要配慮者の安全確保	146
2 福祉避難所等の開設	147
3 要配慮者の支援	147
4 社会福祉施設入所者等への支援	148
第19節 帰宅困難者・駅滞留者への対策	149
1 大規模集客施設、駅等における対応	149
2 帰宅困難者等の把握と情報提供	149
3 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	150
4 徒歩帰宅支援	150
第4章 災害復旧計画	151
第1節 住民生活安定対策計画	153
1 税等の減免等	153
2 災害弔慰金の支給等	154
3 生活福祉資金の貸付け	154
4 郵便物の特別取扱い等	154
5 雇用の確保	154
6 公共料金の特例措置	155
7 災害公営住宅の建設	155
8 災害応急資金の融資	155
9 義援金の保管及び配分	155
10 被災者生活再建支援金の支給	156
11 介護保険における対応	156
第2節 生活関連施設の復旧計画	157
1 災害復旧事業	157
2 国の財政援助等	157
第3節 災害復興計画	159
1 復興まちづくり	159
2 特定大規模災害時の措置	159
第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	161
第1節 総則	163
1 計画策定の趣旨	163
2 基本方針	163
3 今後の課題	164
第2節 南海トラフ地震臨時情報	165
1 南海トラフ地震臨時情報の種類	165
2 南海トラフ地震臨時情報の伝達	166
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応措置	167
1 活動体制	167
2 応急対策	167
第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応措置	170
1 活動体制	170

2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達及び広報	172
3	災害警備	173
4	水防活動・消防活動	174
5	公共輸送	174
6	交通対策	175
7	上下水道、電気、ガス、通信等対策	176
8	学校・医療機関・社会福祉施設等対策	180
9	避難	181
10	救護救援・防疫・保健活動	182
11	その他の対策	183
第5節	住民等のとるべき措置	184
1	住民のとるべき措置	184
2	自主防災組織のとるべき措置	187
3	事業所のとるべき措置	189

第1章 総 則

第1節 計画の策定方針

1 計画の目的

本計画は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、松戸市防災会議（以下「防災会議」という。）が定める計画であって、本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧等に関し、市及び関係機関が処理すべき事務又は業務を定め、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

本計画は、本市の地域に係る災害対策に関する基本的かつ総合的な計画であることから、国の防災基本計画、県の地域防災計画、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災業務計画等との連携・整合を図るものである。

2 震災対策の基本方針

本市の防災環境に的確に対応し、市民生活の安全を守り、乳幼児、傷病者、障害者、高齢者、妊産婦、外国人等の要配慮者、性的マイノリティの視点に立った対策を講じ、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の確立を図り、本市のもつ諸機能を確保していくため、自助、共助及び公助の基本理念に則り、市民、事業所及び行政が連携するとともに、地震災害の各段階に応じた予防対策、応急対策及び復旧対策の充実に努める。

(1) 災害予防対策

- ア 住民への震災知識の普及に努めるなど自助の強化に努めるとともに、自主防災組織の結成促進及び育成強化並びに防災訓練の充実など共助の強化に努める。
- イ 災害に強いまちづくりを進めるため、地盤災害の防止対策や建築物対策などの都市防災対策を進める。
- ウ 防災施設を確保するとともに、各種資器材の完備と消防施設の保全を進める。
- エ 情報連絡手段となる防災行政無線等の保全を進める。
- オ 震災対策に役立つ各種調査、検討を進める。

(2) 災害応急対策

- ア 災害時の迅速な対応がとれるよう、市、防災関係機関との連携により応急体制を整える。
- イ 地震情報や被害情報などの災害情報の収集伝達体制を整える。
- ウ 被災者の安全な避難誘導に努めるほか、水や食料等の供給、医療や救助などの救援救護活動の充実に努める。
- エ 消防、水防、警備、交通規制など応急活動の充実に努める。
- オ 必要に応じ、自衛隊や周辺自治体の応援を得て迅速な応急対策を実施する。
- カ 水道、電気、ガス、電話等の生活関連施設等の迅速な応急復旧を図る。
- キ 応急教育の確保と災害廃棄物の迅速な処理及び応急仮設住宅建設の体制整備を図る。

(3) 災害復旧対策

- ア 被災者や被災事業者への援護措置の充実に努め、民生安定を図る。
- イ 生活関連施設等の迅速な本格復旧を図る。

3 計画の修正

市及び関係機関は、本計画を現状に即したものにするため常に検討を加え、修正する必要があると認める場合は、防災会議で審議の上修正する。

第2節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、住民、事業所等は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 松戸市

- ア 市防災会議及び市災害対策本部に関する事
- イ 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実及び訓練に関する事
- ウ 災害時における被害の調査報告、情報の収集及び広報に関する事
- エ 災害の防除と拡大防止に関する事
- オ 救助、防疫等及び保健衛生に関する事
- カ 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関する事
- キ 被災産業に対する融資等の対策に関する事
- ク 被災市営施設の応急対策に関する事
- ケ 災害時における文教対策に関する事
- コ 災害対策要員の動員、雇上げに関する事
- サ 災害時における交通、輸送の確保に関する事
- シ 被災施設の復旧に関する事
- ス 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関する事
- セ 被災者の生活再建支援に関する事

2 千葉県

- ア 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関する事
- イ 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関する事
- ウ 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関する事
- エ 災害の防除と拡大の防止に関する事
- オ 災害時における防疫その他保健衛生に関する事
- カ 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関する事
- キ 被災産業に対する融資等の対策に関する事
- ク 被災県営施設の応急対策に関する事
- ケ 災害時における文教対策に関する事
- コ 災害時における社会秩序の維持に関する事
- サ 災害対策要員の動員、雇上げに関する事
- シ 災害時における交通、輸送の確保に関する事
- ス 被災施設の復旧に関する事
- セ 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関する事
- ソ 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関する事
- タ 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関する事
- チ 被災者の生活再建支援に関する事
- ツ 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関する事

3 指定地方行政機関

(1) 関東管区警察局

- ア 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
- イ 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
- ウ 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること
- エ 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
- オ 津波、噴火警報等の伝達に関すること

(2) 関東財務局（千葉財務事務所）

- ア 立会関係
 - 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること
- イ 融資関係
 - (ア) 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること
 - (イ) 災害復旧事業費の融資(長期)に関すること
- ウ 国有財産関係
 - (ア) 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
 - (イ) 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
 - (ウ) 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること
 - (エ) 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること
 - (オ) 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること
 - (カ) 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること
- エ 民間金融機関等に対する指示、要請関係
 - (ア) 災害関係の融資に関すること
 - (イ) 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること
 - (ウ) 手形交換、休日営業等に関すること
 - (エ) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること
 - (オ) 営業停止等における対応に関すること

(3) 関東信越厚生局

- ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること
- イ 関係職員の派遣に関すること
- ウ 関係機関との連絡調整に関すること

(4) 関東農政局

- ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
- イ 応急用食料・物資の支援に関すること

- ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること
- エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
- オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
- カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること
- キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
- ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
- ケ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
- コ 被害農業者に対する金融対策に関すること

(5) 関東森林管理局（千葉森林管理事務所）

- ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること
- イ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

(6) 関東経済産業局

- ア 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
- イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
- ウ 被災中小企業の振興に関すること

(7) 関東東北産業保安監督部

- ア 火薬類、高压ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること
- イ 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること

(8) 関東運輸局（千葉運輸支局）

- ア 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
- イ 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
- ウ 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること

(9) 関東地方整備局（千葉国道事務所、首都国道事務所、江戸川河川事務所）

- ア 災害予防
 - (ア) 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
 - (イ) 通信施設等の整備に関すること
 - (ウ) 公共施設等の整備に関すること
 - (エ) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
 - (オ) 官庁施設の災害予防措置に関すること
 - (カ) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること
 - (キ) 豪雪害の予防に関すること
- イ 災害応急対策
 - (ア) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること
 - (イ) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること
 - (ウ) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること
 - (エ) 災害時における復旧資材の確保に関すること
 - (オ) 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること

(カ) 災害時のための応急復旧資器材の備蓄に関すること

(キ) 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること

ウ 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

(10) 成田空港事務所

ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること

イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること

ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

(11) 東京管区气象台（銚子地方气象台）

ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること

イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層による地震動に限る）、水象の予報・警報等の発表、伝達及び解説に関すること

ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること

(12) 関東総合通信局

ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること

イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること

ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること

エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

(13) 千葉労働局

ア 工場、事業所における労働災害の防止に関すること

イ 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

(14) 関東地方環境事務所

ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること

イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること

ウ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること

エ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること

(15) 北関東防衛局

ア 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること

イ 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

(16) 関東地方測量部

ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること

- イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関する事
- ウ 地殻変動の監視に関する事

4 自衛隊

(1) 災害派遣の準備

- ア 防災関係資料の基礎調査に関する事
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事
- ウ 防災資材の整備及び点検に関する事
- エ 松戸市地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関する事

(2) 災害派遣の実施

- ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関する事
- イ 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する事

5 指定公共機関

(1) 東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

- ア 電気通信施設の整備に関する事
- イ 災害時における通信サービスの提供に関する事
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

(2) 日本赤十字社（千葉県支部）

- ア 医療救護に関する事
- イ こころのケアに関する事
- ウ 救援物資の備蓄及び配分に関する事
- エ 血液製剤の供給に関する事
- オ 義援金の受付及び配分に関する事
- カ その他応急対応に必要な業務に関する事

(3) 日本放送協会（千葉放送局）

- ア 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事
- イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
- ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関する事
- エ 被災者の受信対策に関する事

(4) 東日本旅客鉄道株式会社

- ア 鉄道施設の保全に関する事
- イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
- ウ 帰宅困難者対策に関する事

(5) 日本貨物鉄道株式会社

ア 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること

(6) 独立行政法人水資源機構

ア 水資源開発施設（導水路含む）の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業者に限る。）又は改築及び維持管理に関すること

イ 水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(7) 日本通運株式会社（千葉支店）

ア 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

(8) 東京電力パワーグリッド株式会社（東葛支社）

ア 災害時における電力供給に関すること

イ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

(9) 日本郵便株式会社（松戸支店・松戸北支店・松戸南支店）

ア 災害時における郵便事業運営の確保

イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策

（ア）被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること

（イ）被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること

（ウ）被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること

（エ）被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること

（オ）被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること

ウ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

(10) 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

ア 災害時における物資の輸送に関すること

6 指定地方公共機関

(1) 京葉瓦斯株式会社、公益社団法人千葉県LPGガス協会（松戸支部）

ア ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

(2) 東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、新京成電鉄株式会社、流鉄株式会社、北総鉄道株式会社

ア 鉄道施設等の保全に関すること

イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

ウ 帰宅困難者対策に関すること

(3) 公益社団法人千葉県医師会

ア 医療及び助産活動に関すること

イ 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

- (4) 一般社団法人千葉県歯科医師会
 - ア 歯科医療活動に関すること
 - イ 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること
- (5) 一般社団法人千葉県薬剤師会
 - ア 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
 - イ 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
 - ウ 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
- (6) 公益社団法人千葉県看護協会
 - ア 医療救護活動に関すること
 - イ 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること
- (7) 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム
 - ア 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
 - イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
 - ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
- (8) 一般社団法人千葉県トラック協会（松戸支部）、一般社団法人千葉県バス協会
 - ア 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

- (1) 一般社団法人松戸市医師会
 - ア 医療及び助産活動に関すること
 - イ 医師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (2) 公益社団法人松戸歯科医師会
 - ア 歯科医療活動に関すること
 - イ 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (3) 一般社団法人松戸市薬剤師会
 - ア 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
 - イ 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
 - ウ 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
- (4) 公益社団法人千葉県柔道整復師会（松戸支部）
 - ア 応急救護活動に関すること
 - イ 柔道整復師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (5) 社会福祉法人松戸市社会福祉協議会

- ア 市、県が行う災害応急活動及び復旧活動への協力に関すること
 - イ 災害ボランティアに関すること
- (6) 公益財団法人松戸市国際交流協会
- ア 外国人の救助・救援の協力に関すること
- (7) 公益社団法人松戸市シルバー人材センター、公益財団法人松戸市文化振興財団、公益財団法人松戸みどりと花の基金
- ア 市が行う災害応急活動及び復旧活動への協力に関すること
- (8) とうかつ中央農業協同組合
- ア 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
 - イ 農作物の災害応急対策の指導
 - ウ 被害農家に対する融資等のあっせんに関すること
 - エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること
 - オ 農産物の需給調整に関すること
- (9) 松戸市漁業協同組合
- ア 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
 - イ 漁船、共同施設の応急対策及びその他復旧対策の確立に関すること
 - ウ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること
- (10) 松戸商工会議所
- ア 市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
 - イ 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること
 - ウ 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること
 - エ 災害時における物価安定への協力に関すること
- (11) 公益社団法人千葉県獣医師会
- ア 災害時における獣医療に関すること
- (12) 独立行政法人都市再生機構（千葉地域支社）
- ア 事業区域内の所管施設の保全並びに災害復旧に関すること
- (13) 一般社団法人千葉県建築士会（松戸支部）、公益社団法人千葉県建築士事務所協会（松戸支部）
- ア 被災建築物の応急危険度判定に関すること
 - イ 建築物等の所有者等からの相談に関すること
- (14) 金融機関
- ア 被災事業者等に対する資金の融資に関すること
- (15) 病院等医療施設

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事
- イ 災害時における収容者の保護及び誘導に関する事
- ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関する事
- エ 災害時における負傷者の医療及び助産救助に関する事

(16) 社会福祉施設の管理者

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事
- イ 災害時における入所者の保護及び誘導に関する事

(17) 学校等の管理者

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- イ 災害時における児童・生徒等の保護及び誘導
- ウ 災害時における応急教育計画の確立及び実施
- エ 被災施設の災害復旧

(18) 大規模集客施設※の管理者

- ア 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事
- イ 災害時における施設利用者（帰宅困難者）の保護、避難誘導に関する事

※大規模集客施設：床面積1万㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等。

(19) 危険物取扱施設等の管理者

- ア 安全管理に関する事
- イ 防護施設の整備に関する事
- ウ 災害時における防災活動に関する事

(20) 指定管理者※

- ア 避難訓練の実施に関する事
- イ 災害時における利用者の保護に関する事

※指定管理者制度：住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するために設けられた制度。

8 住民及び事業所等

(1) 住民

- ア 市・千葉県等から防災に関する情報を積極的に収集し、自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄等災害の備えや災害発生時のとるべき行動等について知識の習得に努めること
- イ 自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、住宅の耐震診断・改修等の震災予防対策を行う。また、食料、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具・大型家電の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策を行い、各家庭での身近な震災発生時の備えを講じること

- ウ 市及び県等が実施する防災対策に協力するとともに、消防団（水防団）、自主防災組織等及びボランティアが実施する自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与すること
- エ 市が避難指示等を発令した場合は、速やかにこれに応じて対応すること
- オ 円滑な避難所運営ができるよう、避難所生活及び運営における相互協力を努めること
- カ 隣近所、地域と協力し合って行動できるように、地域コミュニティの形成に努めること
- キ 過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること

(2) 自主防災組織

- ア 地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう、防災意識の周知・啓発、地域防災力の向上を図る活動に努めるとともに、県及び市が行う防災対策に協力するよう努めること
- イ 防災組織の編成及び任務分担の確認把握に関すること
- ウ 情報の収集伝達に関すること
- エ 避難誘導、救出救護の協力に関すること
- オ 被災者に対する炊出し、救援物資の配布等の協力に関すること
- カ 被害状況調査等の災害対策の協力に関すること
- キ 自主防災組織（町会・自治会等・連合町会）間の連携強化に関すること
- ク 過去の災害から得られた教訓の伝承に関すること

(3) 事業者

- ア 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保等の防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織等との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること
- イ 地域において消防団、水防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び市が実施する防災対策に協力すること
- ウ 集客施設を保有する事業所は、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること
- エ 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること

(4) ボランティア団体

- ア 普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること
- イ 災害ボランティアセンター等の運営及びボランティアの活動支援に積極的に協力すること

第3節 地域の概要

1 社会環境

(1) 位置

松戸市は、千葉県北西部に位置し、北側は柏市と流山市に、南側は市川市に、東側は鎌ヶ谷市に、西側は江戸川を隔てて東京都葛飾区並びに埼玉県三郷市に面している。面積は61.38km²である。

東京都心部から概ね20km圏に位置し、電車で約30分の距離にあることから、首都圏の住宅都市として発展している。

(2) 人口

令和2年9月末現在、市内の総人口は498,781人、総世帯数は242,771世帯で、一世帯あたり人口は2.06人、人口密度は8,126人/km²である。また、65歳以上の高齢者の割合はおよそ25.7%で、全国平均とほぼ同水準である。

平成27年国勢調査によると、就業者数は約22万人で、そのうち第三次産業が最も多く、全体の8割程度の約18万人を占める。

(3) 交通

都心と常磐・東北方面を結ぶJR常磐線と国道6号が、市域を並走して縦断する。

道路は、国道6号のほか、国道298号が市域西端を通過、国道464号が市の南部を東西に横断するほか、主要地方道が8路線分布する。

鉄道は、JR常磐線のほか、私鉄あわせて6路線、23駅が市内にあり、1日平均乗車人員は約40万人である。

2 自然環境

(1) 地形

東部は下総台地の一部に属する台地（下総台地）で、台地には、樹枝状に深く入りこんだ谷（谷地田）がある。また、江戸川からJR常磐線の間は低地で、台地との高低差は25m程度である。

台地は、成田層の砂とその上にの凝灰質粘土層と関東ローム層からなっている。

谷地田は、大別すると国分川と坂川水系に分かれる。流域の起伏量は30m程度で、上流部には盛土や埋土をして宅地化されたところ（埋谷地）が多い。また、地盤は表土の下に腐植土・シルト層が分布しており、軟弱地盤である。軟弱な地層の厚さは谷地田のへりや谷の上流部で薄くなり、谷地田の中央部や谷が台地から出るあたりで最も厚くなる。

低地は標高2m～3mで、海岸平野と江戸川の氾らん平野である。常磐線沿いにある微高地は、縄文、海進の時の海岸線沿いに形成されたものである。

(2) 地盤

松戸市地域は、台地地盤と低地地盤に大別され、台地地盤が全体の約半分を占める。

台地地盤は、地域的な違いは少ないが、台地の縁辺部などではところどころ切土や埋土によって異種の地盤が形成されている。

低地地盤は、沖積層の埋没地形の形成と、それを埋積した堆積物によって変化に富んでいる。これは、2万年前の海面低下によって埋没谷が形成され、その後の海面上昇によって谷が埋められ、ところによって波食台が形成されたことによる。

(3) 気候

松戸市の気候は、概ね温暖である。平成22年～令和元年の年平均気温は15.8℃～17.0℃、年間降水量は1,144.0mm～1,564.5mm、平均風速は3.3m～3.7mである。

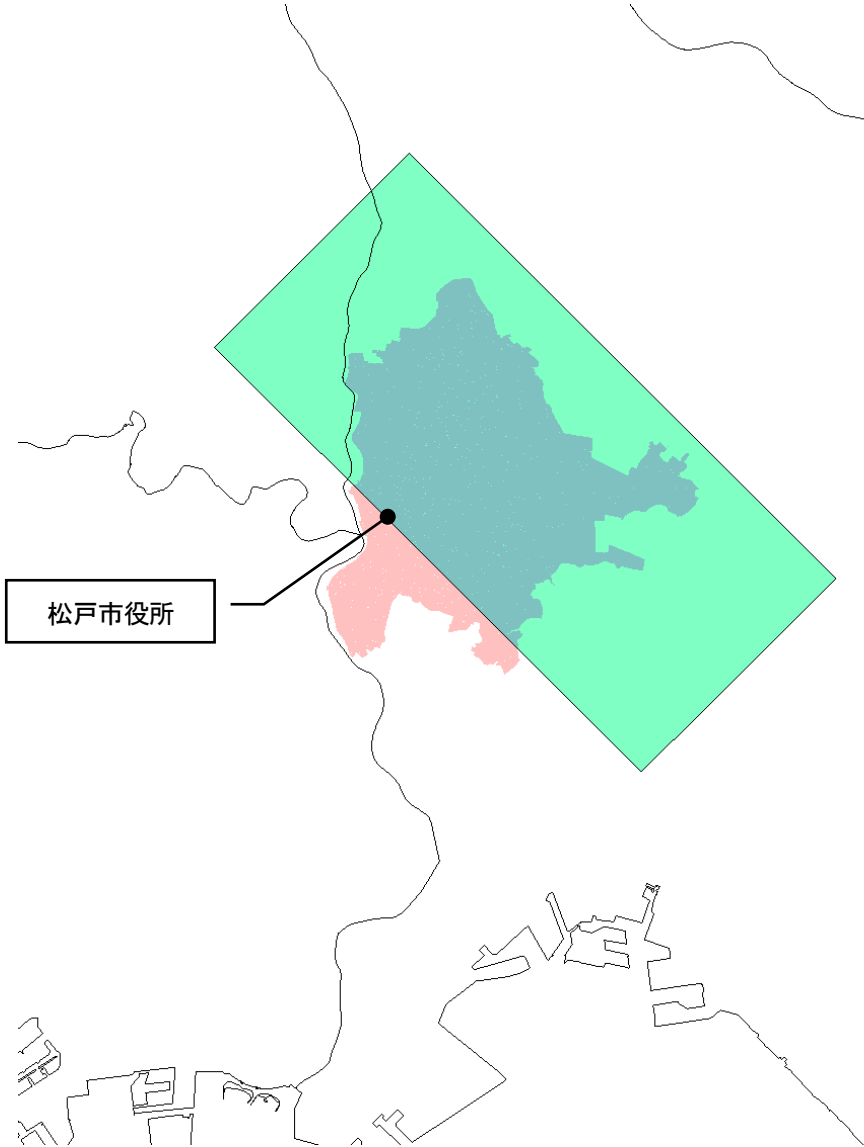
第4節 災害の想定

令和元年度に実施した松戸市防災アセスメント調査による、地震被害想定の結果は次のとおりである。

1 地震動・液状化の想定

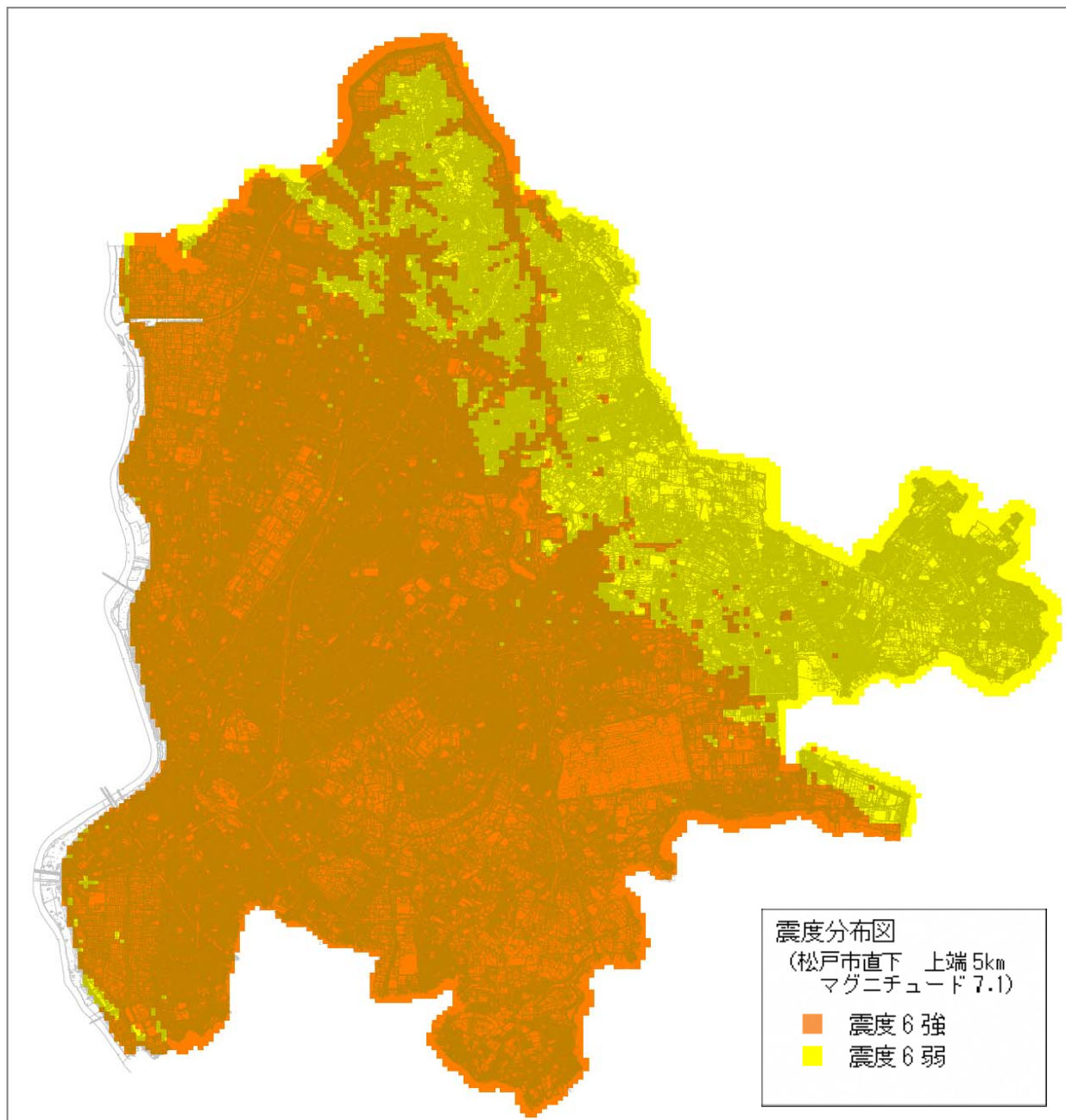
(1) 想定地震

松戸市に大きな影響を及ぼすことが予想されるケースを想定した。

タイプ	地殻内で発生する浅い地震
想定地震	地殻内のごく浅い地震 松戸市直下約5km・気象庁マグニチュード7.1 (モーメントマグニチュード6.8)を想定
想定断層	
地震の発生確率	松戸市を含む南関東の直下で発生する確率は今後30年以内に70%。

(2) 地震動

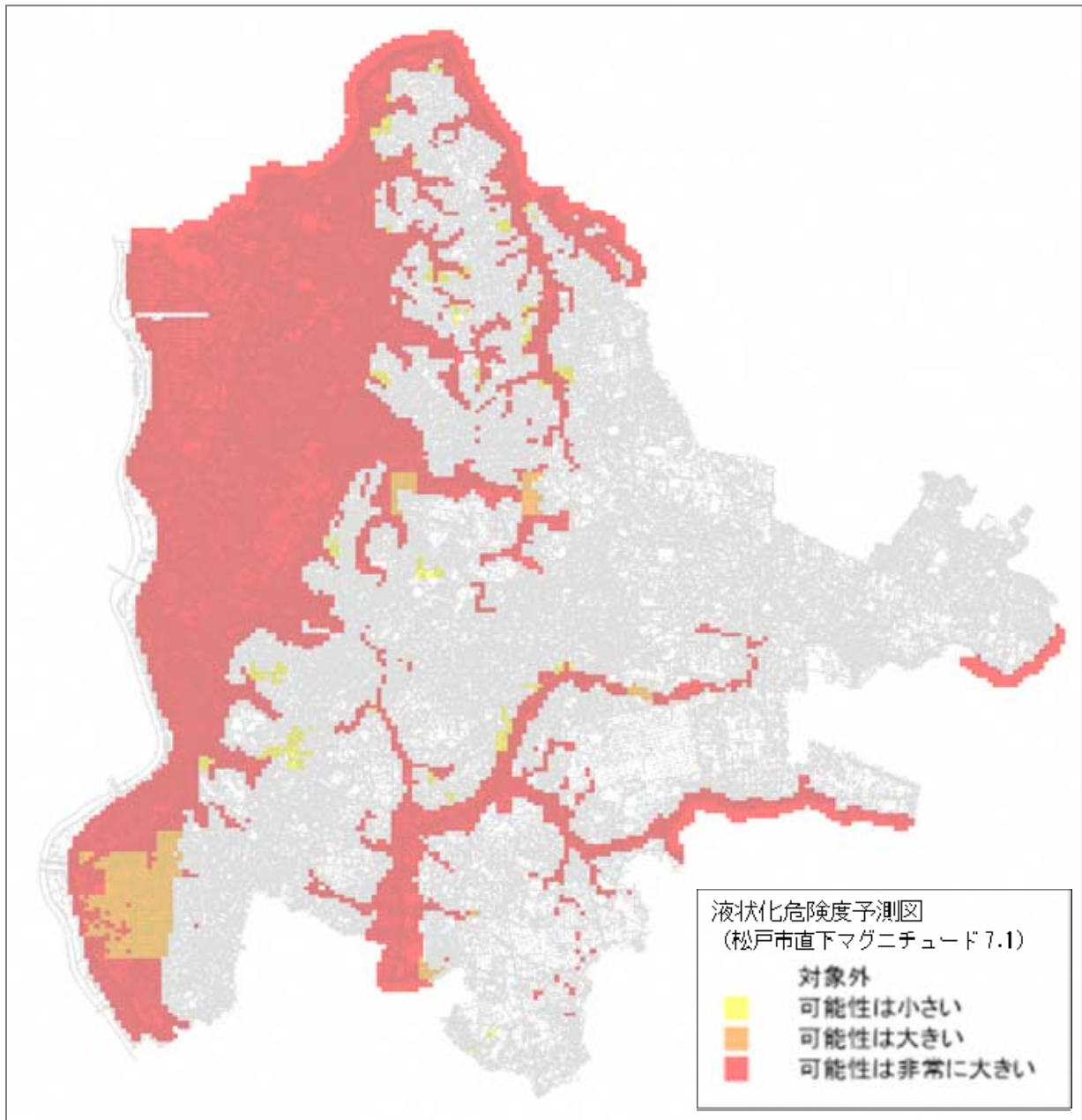
市の南西部で震度6強、断層から距離がある市の北東部で震度6弱が予測された。また、北部の小金地区では谷底平野で震度6強が予測される。



想定地震による震度分布

(3) 液状化

江戸川沿いの低地（後背湿地・デルタ、砂州・砂丘）と谷底平野で液状化の可能性が非常に大きいと予測された。また、江戸川沿いの低地のうち自然堤防は、液状化の可能性が大きいと予測される。



想定地震による液状化予測

2 被害の概要

想定地震による建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等の予測結果は次のとおりである。約 4,800 人が死傷し、2 万人以上が避難すると予想される。

項 目			地殻内のごく浅い地震 冬 18 時、風速 8m/s
建物被害	全 壊	揺れ＋液状化	3,991 棟
		急傾斜地崩壊	106 棟
		総計※ ¹	4,097 棟
	半 壊	揺れ＋液状化	14,808 棟
		急傾斜地崩壊	246 棟
		総計※ ¹	15,054 棟
火 災		炎上出火件数	48.7 件
		焼失棟数※ ²	2,545 棟
人的被害	死 者	建物被害	156 人
		火 災	168 人
		急傾斜地崩壊	6 人
		ブロック塀等・自動販売機等の転倒、屋外落下物	8 人
		総計（※ ¹ ）	338 人
	負傷者 （うち 重傷者）	建物被害	3,998 人 （487 人）
		火 災	167 人 （47 人）
		急傾斜地崩壊	7 人 （4 人）
		ブロック塀等・自動販売機等の転倒、屋外落下物	266 人 （104 人）
		総計※ ¹	4,439 人 （642 人）
		ライフライン被害	電力施設
都市ガス	供給停止率		100%
	復旧日数		30 日
L P ガス	転倒率		最大 30%
上水道	断水率（1 日後）		44%
	供給率（1 週間後）		75%
下水道	支障人口		17,279 人
避 難 者	1 日後	避難者数	23,310 人
		避難所避難者数	13,986 人
帰宅困難者・滞留者		市内常住者	54,286 人
		市内に滞留する市外常住者	19,154 人
		総計※ ¹	73,440 人
震災廃棄物			1,438 千ト

※¹ 内訳の合計と合わないことがある。（重複排除、四捨五入による）

※² 全壊した建物を含む。

3 津波の想定

千葉県では、津波による被害について、房総半島東方沖日本海溝沿い地震など想定している。また、津波避難に活用するために「東京湾口で高さ 10m」を想定した津波の浸水予測を行っている。

この津波が発生した場合、気象庁は東京湾内湾に対して津波警報（予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下）を発表すると想定される。また、江戸川を遡上した津波は上葛飾橋付近まで達し、江戸川左岸の高水敷が浸水すると予測される。

第5節 減災目標

1 減災目標

千葉県では、想定地震による死者数や経済被害を概ね半減させることを目標とした地震防災戦略を策定し、計画的に防災対策を推進している。

本市においても県に準じて「想定地震による死者数を半減させる」ことを目標とし、各種防災施策を推進する。

2 減災施策

前項の減災目標を達成するため、国土強靱化地域計画をはじめとする防災・減災関連の各種計画を推進するほか、各種災害対策マニュアルの実効性を確保する。

(1) 予防対策による減災

ア 住宅等の耐震化の促進

松戸市耐震改修促進計画を推進し、住宅等の耐震化率を向上させることで、地震による住宅被害、これに伴う人的被害及び経済被害を低減する。

イ 自助力の向上

家具の転倒防止対策、住宅用火災警報器の設置、その他防災知識の普及を市民に啓発し、自助の防災力を向上させることで、地震による家具の転倒、火災等による人的被害や経済被害を低減する。

ウ 自主防災力の向上

自主防災組織の結成、訓練を促進し、自助、共助による初期消火・救出等の自主防災力を向上させることで、地震による火災や人的被害を低減する。

(2) 応急対策による減災

ア 受援体制の構築

松戸市災害時受援計画の実効性を確保し、災害時には応援協力団体の円滑な受援によって被災者の救助、救援を速やかに実施することで、災害関連死等の人的被害を低減する。

イ 被災者支援体制の構築

松戸市避難所開設・運営マニュアル、福祉避難所開設・運営マニュアル、災害時物資供給マニュアルの実効性を確保し、災害時には被災者の生活支援を十分かつ速やかに実施することで、災害関連死等の人的被害を低減する。

(3) 復旧・復興対策による減災

ア 生活再建支援体制の構築

松戸市災害時受援計画、震災廃棄物処理計画等の実行性を確保し、災害時には応援協力団体の円滑な受援によって罹災証明の発行、各種支援金の支給、被災家屋等のがれき処理を速やかに実施することで、経済被害を低減する。

イ 早期復旧体制の構築

松戸市災害時受援計画、震災廃棄物処理計画等の実行性を確保し、災害時には応援協力団体の円滑な受援によって公共インフラのがれき処理や復旧を速やかに実施することで、経済被害を低減する。

第2章 災害予防計画

第1節 市・住民・事業所の防災活動推進計画

【計画の指針】

災害対策を円滑に実施するため、事前に具体的な方法や手順を明確にした対策マニュアル、必要な設備や資器材等を準備する。

自主防災訓練の企画・運営支援や、住民等が訓練に参加しやすい環境整備を促進する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 防災組織の整備	各部、防災関係機関
2 自主防災組織の結成促進及び育成・強化	本部事務局、消防局、消防団
3 事業所防災体制の強化	本部事務局、消防局、消防団
4 防災訓練の充実	本部事務局、消防局、消防団
5 防災広報の充実	本部事務局、広報部、消防局、消防団

1 防災組織の整備

(1) 災害対策本部及び事務局の機能強化

災害発生初動期において、迅速かつ円滑に対応するため、災害対策本部及び本部事務局を強化する。

(2) 市各部

地震発生時の応急対策活動が迅速かつ的確に行えるように、担当部において対策の方針、目標、手順等について、関係する庁内各部、関係機関等と協議、調整を行い、対策マニュアルの作成・修正を行う。また、毎年的人事異動の際には、各担当課における指揮責任者及び役割分担を検討し、周知を図る。

(3) 市職員

地震発生時に本計画に基づき職員は速やかに所定の活動が実施できるように、日常より災害時の参集場所や対策マニュアルに記載された自らの役割を確認する。

また、新任者研修、防災主任研修、職員研修を通じて、防災知識の普及を図る。特に、発災時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」、「最悪事態を想定して行動せよ」、「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則って迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修を行うとともに、日ごろから、国、県、防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組む。

(4) 市施設

市が所管する各施設においては、施設管理者が職員の非常参集、利用者等の避難体制を確立するなど事前準備を行うとともに、行動計画を作成する。

また、小・中学校等については、学校の立地条件を考慮したうえで災害時の学校安全計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確に計画を立てておく。

ア 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図ること。

イ 施設利用者等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者等の連絡方法を検討する。

- ウ 警察署、消防機関及び保護者等への連絡網を確立する。
- エ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。
- (5) 避難所運営態勢
- 市は、避難所の開設・運営の支援に当たる避難所直行職員を指定する。
- 避難所直行職員は、避難所の開設・運営の支援を円滑に行うため、「避難所開設運営マニュアル」等を活用し、日頃からその手順や流れなどの習熟に努める。また、日頃から学校職員、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会、開設・運営に関わる関係者と事前に協議し、各主体の役割などについて確認する。
- (6) 防災会議医療部会
- 平成26年度に設置した「医療部会」において、災害時超急性期及び応急医療について検討し、より実効性のある体制を整備する。
- (7) 災害時業務継続態勢
- 災害発生時に迅速な応急対策業務を実施するため、日頃から「松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞（令和5年2月策定）」にて、自らの役割・行動を確認するとともに、市各部にて定期的に訓練・教育を実施する。
- (8) 関係機関
- 市は、防災関係機関との緊密な連携のもとに、災害対策を的確かつ効果的に実施できるよう体制の整備に努める。
- (9) 人材の育成
- 各種防災体制の整備を図るとともに、それらを効果的に運用していくため、研修及び訓練を充実し、大規模災害に対応できる幅広い知識や視野をもった職員の育成強化に努める。

2 自主防災組織の結成促進及び育成・強化

(1) 自主防災組織の結成促進及び育成・強化

ア 自主防災組織の結成促進

災害発生時には、防災機関のみで対処することは困難であるため、自主的な防災活動として住民自ら初期消火、救出・救護、避難誘導等を行うことが必要であり、組織の100%結成を促進する。

イ 自主防災組織の育成

十分な活動ができるよう防災知識の普及、自主防災組織の訓練への指導・助言を行うとともに、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験・能力を活用するなど、防災行動力の向上を図る。

また、自主防災組織のリーダーを対象とした研修会等への参加を促し、対応力の向上を図る。

特に、地域防災の指導的な役割を担い、災害発生時には、消火活動、被災者の救出・救護その他災害救助活動を迅速かつ効果的に実践できるよう、自主防災組織の構成員から地域防災リーダーを委嘱し、計画的に研修会を実施し育成する。

【資料編 松戸市地域防災リーダー設置要綱】

ウ 活動支援

松戸市自主防災組織補助金交付要綱に基づき、自主防災組織に対して防災資器材の購入を助成し、活動を支援する。

【資料編 松戸市自主防災組織補助金交付要綱】

〈自主防災組織の活動項目〉

平常時	① 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底 ② 初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施 ③ 消火用資器材、応急手当用医薬品、救助用資器材、防災資器材等の完備及び保守管理 ④ 地域を知るため、地域内の避難場所・避難路、地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成 ⑤ 避難所自主運営マニュアルの作成
発災時	① 出火防止及び初期消火の実施 ② 地域内の被害状況等の情報収集、地域住民に対する避難指示等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 ③ 救出救護の実施及び協力 ④ 集団避難の実施 ⑤ 炊き出しや救助物資の配布に対する協力 ⑥ 避難所の自主運営

(2) 避難行動要支援者の支援体制の充実

災害時において、高齢者、障害者等の地域の避難行動要支援者に対する情報の伝達や避難支援が円滑に行われるよう「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」（内閣府、平成25年8月）及び「松戸市避難行動要支援者避難支援基本方針」（平成27年3月改訂）に基づき、自主防災組織等住民の連携による支援体制の充実を図る。

(3) 地区防災計画の普及

地域の防災力の向上を図るため、町会・自治会、自主防災組織等を対象に、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画（以下「地区防災計画」という。）の作成を促進し、各地区の共助による計画的な防災活動の推進を図る。

このため、「地区防災計画ガイドライン」（内閣府 平成26年3月）や地区防災計画の事例等を活用し、自治会や自主防災組織等に計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

3 事業所防災体制の強化

(1) 防火管理体制の強化

学校、大規模店舗・大規模集合住宅等多数の人が出入りまたは居住する施設について、管理権原者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっており、消防局は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、高層建築物、雑居ビル、地下街等で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施、廊下、階段等避難上必要な施設の管理を行うよう指導する。

なお、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層等の建築物等については、防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられており、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保

するよう指導する。

また、管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防災管理者を協議して選任し、防災に係る当該建築物全体の消防計画を作成、避難訓練の実施を行うよう指導する。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設等は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

なお、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図られないことが考えられる。

このため、消防局は危険物施設等の管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上や防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

(3) 事業継続計画の作成

各事業所は、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う事業継続計画（BCP）を作成するように努める。

4 防災訓練の充実

地震発生時における防災活動を円滑に実施するため、防災関係機関及び住民との協力体制を確立し、防災に関する適切な知識、技能の習得を図る必要がある。そこで、様々な状況を想定した各種防災訓練を実施する。

(1) 総合防災訓練

防災関係機関、県等と連携して、住民、事業所等も参加する実践的な総合防災訓練を実施する。実施の時期については、毎年11月の第2週の土曜日を基準とした適切な時期に実施し、定着化を図る。

〈総合防災訓練の訓練項目例〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 南海トラフ地震関連情報、地震情報その他防災上必要な情報の収集及び伝達② 危険箇所の巡視、避難指示、避難誘導③ 消火、救助、傷病者の応急手当及び搬送④ 食料、飲料水、救護所、その他の救援活動⑤ 交通対策、道路障害物除去、緊急輸送道路の確保⑥ 避難者の受け入れ、避難所運営⑦ 応急復旧⑧ 災害支援 等 |
|---|

(2) 個別訓練

地域防災計画、対策マニュアル等に基づいて、それぞれの部署で目的を定めて個別に訓練を行うものとする。

ア 市職員訓練

市職員は、災害対策本部の設置、職員の配備・動員及びその他の災害応急活動訓練（資器材等の操作の習熟等）を実施する。

イ 消防訓練

消防機関は、警防本部の設置、職団員の参集・配備及び知識・技術の習熟などの訓練を実施する。

ウ 個別活動訓練

学校、幼稚園、保育所で行う児童・生徒・園児の避難訓練や各施設での消火訓練等、また市及び防災関係機関等との間で行う通信訓練などを実施する。

〈個別訓練の項目例〉

① 避難訓練	② 避難所開設運営訓練
③ 避難所運営シミュレーション（HUG）	④ 図上訓練（DIG）
⑤ 参集訓練	⑥ 通信訓練
	⑦ 救助訓練 等

(3) 自主防災組織等の防災訓練

ア 育成指導

地域の実情に応じた、自主的な防災訓練等を定期的の実施するよう指導し、住民自ら情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、避難・誘導・救護、避難所の開設運営等が適切に行えるよう、住民一人ひとりの防災行動力の向上を図る。

イ 訓練災害補償等

自主防災組織等が実施する訓練に参加した者が、当該訓練に参加したことにより災害を受けた場合、松戸市市民活動総合補償制度により補償等を行う。

ウ 訓練用資器材の整備

自主防災組織等の訓練用資器材の整備充実に努める。

(4) 防災教育の普及推進

パートナー講座や地域で実施する避難所開設運営訓練等を活用し、地域住民へ正しい防災知識を普及するとともに、市職員（避難所直行職員）及び消防団等を地区で行う防災活動や訓練等に積極的に参加を求め、地域住民を含めた市全体の防災意識及び地域の防災力の向上に努める。

学校等の教育機関においては、災害発生時には児童生徒が自らの判断のもとに適切な対応や避難が実施できる力を養うため、家庭や地域、行政等と連携し、防災に関する教育の充実を図る。

5 防災広報の充実

災害による被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが災害についての正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにすることが必要である。

このため、市及び関係機関は、防災知識の普及と啓発に努める。特に、高齢者、障害者、妊産婦、外国人等の要配慮者への広報に配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。

〈広報手段と内容〉

媒体	対象	内容
広報まつど 講演会 ビデオ・DVD 学級活動	地域住民 町会・自治会 自主防災組織 児童・生徒	・ 地域防災計画の概要 ・ 各防災機関の震災対策 ・ 地震に関する一般知識 ・ 出火の防止及び初期消火の心得

パンフレット リーフレット ハザードマップ テレビ ラジオ インターネット SNS 松戸市ホームページ 防災行政無線 広報車 町会・自治会掲示板、 回覧板 等	市職員 学生 事業所 ボランティア	・屋内外、高層ビル等における地震発生時の心得 ・ハザードマップ【水害（洪水・内水・高潮・津波）、土砂、ゆれやすさ、液状化危険度】 ・避難路、避難場所、避難所 ・避難方法、避難時の心得 ・食料、救急用品等非常持出品の準備 ・学校施設等の防災対策 ・建物の耐震対策、家具の固定 ・災害危険箇所 ・自主防災活動の実施 ・防災訓練の実施 ・発災した災害の情報及び市の対応 ・応急救護の心得 ・要配慮者について ・避難所の開設運営
--	----------------------------	---

第2節 地盤災害予防計画

【計画の指針】

本市地域には急傾斜地崩壊危険箇所があり、そのうち急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所は保全措置等がなされている。しかし、ハード対策としての砂防事業には費用と時間を要するため、警戒避難体制の整備等のソフト対策を充実させ、効果的な土砂災害対策を推進していく必要がある。

また、大地震が発生した場合、江戸川沿いの低地や谷底平野では液状化が発生する可能性が非常に高い。このため、調査結果の周知等により、耐震化とあわせて液状化対策を促進することが重要である。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 土砂災害の防止	本部事務局、街づくり1・2部、建設部、県東葛飾土木事務所
2 液状化対策	本部事務局、街づくり1部、建設部
3 地盤沈下防止	本部事務局

1 土砂災害の防止

(1) 土砂災害の防止

ア 土砂災害警戒区域等の調査把握

県に協力して土砂災害の危険性がある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、土砂災害警戒区域等の調査把握に努める。

イ 土砂災害警戒区域等の指定等

知事は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に被害が及ぶおそれのある範囲を「土砂災害警戒区域」に、さらに建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる範囲を「土砂災害特別警戒区域」に指定する。

市は指定された区域における警戒避難体制を整備するほか、区域にかかる要配慮者利用施設で利用者の円滑な避難を要する施設の管理者等に対して避難確保計画の作成・提出、避難訓練の実施を推進する。また、「土砂災害特別警戒区域」における建築物の構造、開発規制もしくは移転等の対策を進める。

【資料編 土砂災害警戒区域指定一覧】

ウ 土砂災害警戒区域等の公表

土砂災害警戒区域等を、ハザードマップの作成・公表、広報紙への掲載、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により、地域住民等に周知徹底する。

(2) 急傾斜地崩壊対策

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）」（昭和44年法律第57号）第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域については、県が市の意見を聞き、地域住民の協力を得ながら順次「急傾斜地崩壊危険区域」として指定手続を行う。

なお、急傾斜地崩壊危険区域は、建築基準法第39条による災害危険区域にも指定される（千葉県建築基準法施行条例第3条2）。

【資料編 急傾斜地崩壊危険区域一覧】

〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- ① 急傾斜地の勾配が30°以上のがけ
- ② 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- ③ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの。

イ 行為の制限等

県は、市の協力とともに急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域は、建築基準法による災害危険区域にも指定されるため、区域内の建築制限を徹底し、市は、必要に応じて「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」等により移転を促進する。

ウ 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

(3) 宅地造成地災害の防止

地震時に滑動崩落のおそれのある大規模盛土造成宅地の位置、規模等を特定し、マップ等による公表を行うことで住民の宅地被害に対する関心を高め、事前対策を促すほか、その結果を踏まえた宅地の耐震化目標の設定、宅地造成等規制法第20条による県知事の造成宅地防災区域の指定等を総合的に推進する。

【資料編 宅地造成工事規制区域図】

2 液状化対策

市内の低地は、液状化の危険性が高く、地盤の不同沈下、陥没による建物の転倒、傾斜、沈下のおそれがあるため、建築物、地下埋設物、土木構造物等について必要な防止対策を行う。

特に、建築物の基礎、杭等については、建築基準法等に定められた構造基準への適合を図るとともに、液状化危険度の高い地域の建築物について、建築確認申請時等に対策工法を指導するものとする。

また、パンフレットの配布等により建築物の所有者、設計者に対し、液状化対策に関する普及・啓発に努める。

3 地盤沈下防止

河川沿いの低地の地盤沈下を防止するため、県と連携して、沈下の原因である地下水汲み上げに対する規制について「千葉県環境保全条例」（平成7年千葉県条例第3号）に基づき適切な指導を行う。

第3節 都市防災計画

【計画の指針】

地震の被害想定では、市内の約4,000棟の建物が全壊し、約49件の炎上出火が発生するおそれがある。

地震による死者の多くは、建物の倒壊や家財の転倒等の犠牲となっており、建物の耐震化は最重要課題である。また市内には、火災の危険性が高い木造家屋の密度が高い市街地が複数存在するほか、消防活動困難区域も存在するため、延焼火災を軽減し、安全に避難できる市街地整備や消防体制も重要である。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 出火防止	消防局、消防団
2 初期消火	消防局、消防団
3 延焼の拡大防止	消防局、消防団
4 建築物の不燃化	街づくり1部
5 防災空間の整備・拡大	街づくり1・2部、建設部
6 市街地の整備	街づくり1・2部
7 建築物等の耐震化	街づくり1・2部、建設部、水道部、県東葛飾土木事務所、県企業局、東京電力パワーグリッド(株)、京葉瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)

1 出火防止

(1) 建築物等の出火防止

ア 一般家庭に対する指導

地震に関する一般知識の広報活動の実施等により、防災性にすぐれた住環境づくり、出火防止と初期消火の重要性についての指導を推進する。

特に、町会・自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行い、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

イ 防火対象物の防火管理体制の確立

防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

特に、ホテル及び高層建築物等火災時の危険性の高い建築物に対しては、指導の強化を図る。

また、複数の用途が混在し管理権原が分かれている雑居ビル等の防災体制については、統括防火管理者を選任するように指導するとともに、災害時には統括防火管理者が中心となった建築物全体の防災体制がとれるように指導する。

ウ 防災管理者制度の普及

消防法第36条の防災管理者制度に伴う防災管理者の育成・指導に努める。

防災管理者が作成する消防計画には、地震被害を軽減させる予防対策、特殊な災害時の関係

機関への通報及び避難誘導に関する規定等を設けるよう指導する。また、多数の者が出入りする大規模な防火対象物には自衛消防組織を設置させ、火災等による被害軽減のため、具体的な編成や運用体制などについて消防計画に定め、災害時に迅速かつ的確に組織的活動が行えるよう指導する。

さらに、消防計画及び統括防災管理者の指示に基づき、防火対象物の関係者が行う消火、通報及び避難の訓練について、内容を把握し、実態に即した訓練が行われるよう指導する。

エ 予防立入検査の強化指導

消防法第4条及び第4条の2の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途に応じた計画的な立入検査等を実施し、消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努める。

オ 消防同意制度の活用

建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

カ 火災警報器等の設置

消防法第9条の2による住宅用火災警報器等の設置義務化に基づき、すべての住宅(寝室、台所、階段等)に住宅用火災警報器又は住宅用自動火災報知設備を設置するように指導する。

(2) 危険物製造所等の保安監督の指導

危険物施設等の所有者、管理者は、危険物等による災害発生時の自衛消防体制と活動要領を制定する。

消防法の規制を受ける危険物製造所等の所有者、管理者に対し、自衛消防体制の確立や危険物保安監督者の配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するように指導する。

また、消防法第16条の5の規定に基づく立入検査を実施し、必要な助言、指導を実施する。

松戸市火災予防条例の規定に基づく少量危険物・指定可燃物の貯蔵及び取扱の技術上の基準等についても同様に助言、指導を行う。

(3) 化学薬品等の出火防止

化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査等を実施し、保管の適正化の指導を行う。

(4) 火災予防についての啓発

春季及び秋季火災予防運動期間を始めとし、年間を通じて火災予防思想の普及啓発活動を実施する。

2 初期消火

家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

また、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに自主防災組織の育成を指導する。

3 延焼の拡大防止

(1) 消防力の増強

ア 消防資器材等の整備

消防車両、装備、資器材は、耐用年数に応じて更新するとともに、点検を行い維持管理を行う。
また、市街地の拡大や人口の増加に対して、「消防力の整備指針」にあわせて整備を図る。

イ 消防職員の確保

「消防力の整備指針」にあわせて職員の確保に努める。

(2) 消防水利の整備

地震時には、水道施設の破損により消火栓が使用できないことがあるため、耐震性を有する防火水槽の整備を進めるとともに自然水利の活用が可能なように整備を行う。

(3) 救助・救急体制の整備

消防職員の専門知識・救助技術の向上、救急救命士等の資格取得など隊員の教育訓練を実施するとともに、救助・救急用資器材の整備に努める。

また、ちば救急医療ネットやメディカルコントロール体制等を基に、医療機関との協力体制を確立する。

住民に対しては、普通救命講習等を実施し、災害事故における被害の軽減に努める。

(4) 消防団の強化

消防団の強化・活性化を図るため、消防団員の確保、資器材等の装備の整備拡充を図るとともに、消防センターの施設管理を行い、地域の防災機能の充実・強化を図る。

また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を踏まえ、次の取組を検討する。

ア 事業者の消防団活動に対する理解の促進

(ア) 消防団協力事業所等に対する入札における優遇制度の導入

イ 消防団への加入の促進

(イ) 幅広い住民に向けた広報啓発活動

(ロ) 市職員等の加入促進

(ハ) 在勤者・通学者の入団の検討

(ニ) 大学等に対する働きかけ（学生消防(分)団の設置等）

(ホ) 企業等に対する働きかけ

(ヘ) 女性の加入促進

ウ 処遇の改善

エ 装備の改善

4 建築物の不燃化

火災の延焼拡大を未然に防ぐため、地域の災害危険性に即し、都市計画法、建築基準法等法令に基づき、建築物の不燃化を図る。

(1) 防火地域・準防火地域の指定

建築物が密集し多くの被害を生じるおそれのある地区においては、必要に応じ県と協議の上、防火地域及び準防火地域の指定を拡大し、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

(2) 屋根不燃化区域の指定

本市域は全域、建築基準法第22条による屋根不燃化区域に指定されている。同法に基づき、木造建築物の屋根及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(3) 不燃化促進

大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

5 防災空間の整備・拡大

(1) 緑地の保全

緑地は、火災の延焼防止や火災の輻射熱から遮断する機能を有している。そのため、緑地や生産緑地・農地を保全し生活環境を整備するとともに、火災の防止をあわせもつようにする。

このため、市内の樹林地は基本的に全て保全対象とし、樹林地の重要性に応じて、松戸市緑の条例に基づく「保全樹林地地区」・「特別保全樹林地地区」・「保護樹木」の指定や、都市緑地法に基づく「市民緑地」、「特別緑地保全地区」の指定をするなど、段階的に保全に取り組む。

また、江戸川沿いの斜面林については、引き続き「特別緑地保全地区」の指定を進め、保全を図る。

(2) 都市公園の整備

都市公園は、災害時における延焼防止、避難場所や救援活動の拠点として重要な役割を持っていることから、公園が不足する地域において、計画的な公園整備を行い防災機能の充実に努める。

(3) 幹線道路の整備

道路は、災害時の緊急輸送のみならず火災の延焼防止機能を有している。そのため、幹線道路となる広幅員の道路については、都市の構造、交通機能を防災上の観点からも検討し、必要性和効果の高い路線から整備を進めるものとする。

6 市街地の整備

道路の幅員が狭あいであり老朽化した木造住宅の密度が高い地区は、建物倒壊や出火・延焼などの危険性が高いため、防災機能の確保と合理的な土地利用が図られた街区を形成するため、土地地区画整理事業等の面的整備を推進し、防災上安全な市街地の形成を図る。

(1) 密集市街地等の整備

西馬橋地区、栄町や西馬橋の一部、坂川東側を中心とする木造住宅の密度が高い市街地、その他基盤未整備地区については、土地地区画整理事業、地区計画、住環境整備事業、松戸市狭あい道路後退用地等整備要綱などを活用し、狭あい道路や行き止まり道路の解消を図りながら、公園・オープンスペースの創出などの不燃化を進める。

(2) 宅地開発の規制

将来の都市における合理的な土地利用計画を担保するため、小規模な開発行為の許可等に際しては、松戸市における宅地開発事業等に関する条例に基づき無秩序な市街化を防止し、生活環境の整備を図る。

7 建築物等の耐震化

(1) 既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断・改修の促進

建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震改修等を積極的に努めるよう、必要に応じて指導・助言を行っていく必要がある。

そこで、国の耐震改修に関する補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の拡充・建物所有者への周知・啓発、耐震改修等促進のための施策を推進する。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）に基づいて策定した松戸市耐震改修促進計画（令和3年3月改定）を推進し、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導・助言・指示に努めるとともに、それらの建築物に関しては、情報の共有化を図るためのデータ・ベース化について検討する。

さらに、同法に基づき、耐震診断が義務付けられた大規模な建築物等の所有者等に対し、その実施と報告を期限内に行うよう指導する。

(2) 安全対策の啓発

民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

(3) 公共建築物の対策

ア 公共建築物の耐震化の推進

イ コンピュータシステムのバックアップ体制の確保

ウ 指定避難所などに自家発電設備の推進

エ 家具や棚等の転倒防止策の推進

(4) 公共建築物の設備の耐震化

市有建築物は、松戸市市有建築物耐震対策要綱に基づいて、耐震改修を進める。また、改修状況の公表等により、耐震化の実行を推進する。

その他、公共建築物におけるコンピューターシステムやデータのバックアップ、自家発電機等の設備の設置、棚等の転倒防止等の安全対策を行う。

(5) ブロック塀等の改修促進

通学路等を中心にブロック塀の実態把握を実施し、危険な塀等については、所有者に対し、改善を図るよう指導する。

(6) 落下物対策

「千葉県落下物防止指導指針」（千葉県、平成2年11月）を準用して、窓ガラス等の落下による歩行者等の被害を防止するため、所有者等の専門知識の普及や啓発に努める。

商業地域など人通りが多い道路や避難路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、実態を把握し、危険性があるものには所有者等に改善措置を指導するとともに、外部の置物等の落下防止も指導する。

(7) 家具・大型家電の転倒防止

県及び市は、ホームページ、広報紙及び各種イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。

(8) ライフライン施設の耐震化

各ライフライン事業者は、事業計画等に基づき施設の耐震性及び代替性の確保等の対策を推進する。

ア 水道施設

水道施設の耐震化を図り、また、被災者に対する応急給水を可能とするため、応急給水施設及び応急給水資器材の整備を図る。

イ 下水道施設

処理場、ポンプ場及び管路施設についての耐震化等の整備を進める。

ウ 電力施設

地震時における電力供給確保の観点から、電力施設の耐震性の確保及び代替電力の確保に、電力事業者とその他ライフライン事業者が協力して、これらの推進に努める。

エ ガス施設

ガス製造設備、ガス導管、ガスホルダーなどのガス施設の耐震化を進めるとともに、緊急遮断装置の設置などにより二次災害の発生の防止に努める。

オ 通信施設

震災時の迅速かつ的確な情報の収集・伝達と混乱の発生を防止するうえで、通信機能の果たす役割は非常に大きい。通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう二次的な通信施設の整備を図る。

(9) 道路及び交通施設の耐震化

ア 道路

防災上重要な路線を重点的に、のり面の安全対策、新設及び拡幅整備を推進するほか、必要な補修を計画的に実施する。

イ 橋梁

橋梁の耐震化を図るとともに、市街地や主要路線上の老朽橋及び耐荷力の不足している橋梁についても、架替・補修等の整備促進を図る。

ウ 鉄道施設

鉄道施設については、各鉄道事業者が指針等に基づいて耐震対策に努める。

第4節 防災体制の整備計画

【計画の指針】

被害想定では、約5割が断水し、避難所収容者数は1.4万人に上るおそれがある。

ライフラインの被害や流通機構の障害等により、飲料水、食料、生活必需品の供給が制限された場合、救援物資の供給が本格化するまでの間は、地域内でしのぐ必要がある。このため、災害初期に必要な食料等を、行政と住民等が分担して備蓄する必要がある。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 防災施設等の整備	本部事務局
2 食料・飲料水等の備蓄	市民部、経済振興部、文化スポーツ部
3 応急医療体制の整備	保健医療部、病院部、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会、(公社)県柔道整復師会、消防局
4 緊急輸送体制の整備	本部事務局、財務部、街づくり1・2部、建設部
5 住宅対策体制の整備	街づくり1・2部
6 ボランティア活動環境の整備	福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会
7 業務継続体制の充実	本部事務局、総務部
8 女性視点の防災体制の充実	本部事務局、総務部

1 防災施設等の整備

(1) 市庁舎の整備

災害発生時、確実に災害対策業務を実施するため、災害対策本部を設置する市庁舎の防災機能の充実、災害対策本部の施設、設備等の機能強化を図るとともに、市庁舎が被災等により災害対策本部としての機能を果たせなくなった場合を想定した代替施設を検討する。

更に、住民基本台帳、固定資産税台帳、その他個人情報等の電子データ類の保護に努め、災害発生時においてもデータを喪失しないよう、データのバックアップ体制を強化する。

(2) 防災倉庫等の整備

ア 防災倉庫の整備

避難所となる全市立小・中学校への分散備蓄倉庫の整備が令和3年度に完了した(一部余裕教室活用)。今後については、引き続き分散備蓄倉庫の管理に努める。鍵の保管について、災害発生時に各主体の判断で使えるよう、危機管理課での管理に加え、自主防災組織の代表者、連合町会長、各小・中・高等学校長等、避難所運営組織が設立されたところへ倉庫の鍵を配布し、それぞれ管理できるように努める。

イ 事業所及び自主防災組織・町会・自治会等の団体の保有する防災倉庫は、団体・地域の実情に応じて整備を進め、災害に備える。

ウ 防災資機材等の整備

防災倉庫に必要な資機材等の充実を図り、点検整備及び操作訓練等を実施する。

(3) 応急給水設備の整備

飲料水は、市の防災用井戸、井戸付き又は飲料水兼用の耐震性貯水槽、民間事業所等の井戸の災害協定及び避難所となる小中学校の受水槽に緊急遮断弁を設置して確保する。

【資料編 備蓄倉庫・備蓄品一覧】

【資料編 防災用井戸・耐震性貯水槽一覧】

2 食料・飲料水等の備蓄

(1) 食料・飲料水等の備蓄

災害により住家を失った住民に対し、飲料水、食料、生活必需品等を供給するため、県の備蓄供給体制と連携しながら供給支援できるように、次の方針に基づき体制の整備を図る。

ア 住民の備蓄

住民は、災害発生後、最低3日間、できるだけ1週間以上は自力でしのげるだけの飲料水、食料、生活必需品等の備蓄に努める。

〈備蓄品の例〉

飲料水、非常食、非常用トイレ、給水容器、貴重品、懐中電灯、携帯ラジオ、救急薬品、衣類、タオル、紙おむつ、生理用品、歯ブラシ、洗口液（液体ハミガキ）、その他各自が必要なもの

イ 事業所の備蓄

従業員等の水・食料・仮設トイレ等を3日以上備蓄し、自立できる体制整備を図る。

ウ 集客施設等

宿泊者、入院者、入所者、来客者等の多数が集まる施設は、可能な限り自らの責任において滞在者の救援救護活動を行うよう努める。

エ 市の備蓄

備蓄の対象人口を14,000人（想定地震の発生1日後の収容避難者数、冬季18時の地震発生の場合）を基準とし、3日分の食料の7割（88,200食）・生活必需品を流通備蓄を含めて確保する。

(2) 食料、物資等の確保体制の整備

ア 備蓄情報の共有

千葉県防災情報システムの中の「物資調達輸送調整等支援システム」により、備蓄情報の共有化を図り、千葉県の備蓄等の活用を図る。

イ 供給体制の整備

国や千葉県等からの食料、物資等の支援に対し、支援物資の集配拠点の確保を進めるとともに、輸送や供給等における対応や役割分担を明確化し、受援体制の整備に努める。

また、被災者に迅速に食料、物資等を供給するため、集配拠点での仕分けや物資の配送等に関して、関係事業者との連携も含め、供給体制の整備を図る。

ウ 備蓄物資の選定

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者や女性の避難生活にも配慮した物資の備蓄・確保を推進する。

エ 民間業者等との協定締結

市が保有する備蓄品に加え、民間流通事業者等との物資調達に関する協定により、食料・生活必需品等の物資を確保する。

救援物資の受け入れ・管理及び物資集配拠点の運用において、民間物流業者（物流専門家）の参画を図る。

【資料編 災害協定一覧】

3 応急医療体制の整備

(1) 防災会議医療部会

ア 災害時に、被災地に来援した救護チームが活動できる拠点の整備、市の救護活動の調整役としての災害医療コーディネーターの配置及びマニュアルの作成等について検討し、より実効性のある応急医療体制の整備を推進する。

イ 医師会、医療機関と協力し、超急性期を重視した松戸市災害時医療救護マニュアルを整備する。

- ・医療機関等との協力体制の確立、トリアージを実施する病院等
- ・医療救護班の編成、派遣
- ・医療救護所の開設運営

(2) 後方医療体制の整備

災害時における拠点となる医療機関を指定するとともに、救急車及びヘリコプター等を利用した搬送体制について関係機関と協議して確保する。

(3) 医薬品等の確保体制の整備

災害時における円滑な医薬品等の確保のため、松戸健康福祉センター（松戸保健所）（以下「松戸保健所」という。）、薬剤師会や医薬品関連業者との協力体制を確立する。また、災害時に緊急的に必要となる医薬品・医療用資器材を学校救護所に備蓄するほか、各支所に流動備蓄※する。

※流動備蓄：医薬品等を1年間、各支所に備蓄し、次の年に同じ品目・数量を市立総合医療センターと交換して備蓄するもの。交換した医薬品等は、市立総合医療センターで使用する。

(4) 非常電源の整備促進

大規模停電時における医療機能の確保、入院患者の人命確保のため、市内の医療機関の非常用電源の整備、強化を促進する。

4 緊急輸送体制の整備

(1) 災害時重要路線の選定

県の指定する緊急輸送道路を補完し、避難場所、医療機関、主要公共施設を結ぶ道路を選定し、その整備推進を図る。

(2) 交通の確保体制の整備

緊急輸送道路等における障害物の除去等応急復旧に必要な人材や資器材を確保するために、建設事業者等と協定を締結するなど協力体制を整備する。

(3) 輸送手段の確保

ア 陸上輸送

災害時の緊急輸送が円滑に行えるよう運送事業者等との協定を締結する。また、市有車両の配備計画を事前に作成するとともに、緊急通行車両の事前届け出手続きを行う。

イ 航空輸送

災害時にヘリコプターの離着陸が可能な施設を把握する。

特に、使用の際に混乱が予想される避難所の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所と臨時離発着場の区別等所要の措置を講じる。

ウ 水上輸送

災害時に水上輸送が有効な場合は、自衛隊及び船舶保有者による水上輸送を実施する。水上輸送の窓口となる松戸緊急船着場及び防災船着場の整備を進める。

5 住宅対策体制の整備

(1) 応急仮設住宅の建設候補地の選定

公共用地を優先して確保し、ライフライン、交通等の利便性を考慮して選定する。不足が生じた場合には、民有地を借用する。

(2) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

県及び建築関係団体等と協力して、応急危険度判定体制の整備及び普及に努め、県が主催する講習会及び応急危険度判定士の認定登録に協力するなど、支援体制の整備を図る。

6 ボランティア活動環境の整備

(1) 受け入れ体制の整備

災害時のボランティアの受け入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう（福）松戸市社会福祉協議会等の関係団体と協議して必要な環境整備を行う。

(2) ボランティア組織への要請

迅速なボランティアの受け入れ、活動の調整が機能するよう事前に市内ボランティア組織などへ協力を要請する。

(3) ボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、ボランティア意識の啓発を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練等に住民とボランティア団体等の参加を求めることにより、ボランティア活動に対する啓発と連携を強化する。

(4) ボランティアコーディネーターの養成

県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修会や講習会への参加を促し、ボランティアリーダーやコーディネーターの養成を進める。

7 業務継続体制の充実

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、下記の重要事項を明確にした「松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞」（令和5年2月策定）を策定した。本計画を基に災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定③ 電気・水・食料等の確保 |
|--|

- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえて、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

8 女性視点の防災体制の充実

災害時には平常時における社会の課題が一層顕著になって現れることとなり、女性や子ども、配慮が必要な人がより多くの影響を受ける。女性と男性が災害から受ける影響の違い、ニーズの違いなどに十分配慮された災害対応が必要である。

そこで、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～(内閣府、令和2年5月)」に基づき、次の取組を推進し、防災計画等の検討段階における女性の参画を進め、女性の視点を取り入れた防災体制や環境を充実させる。

- ① 防災関連の調査において、女性視点の調査項目、問題分析、課題検討を実施
- ② 災害対策に関する検討会議、委員会等に女性委員、女性部会を確保
- ③ 防災訓練や防災講習において、女性視点の災害対応に必要な知識、ノウハウ、スキルを習得、普及する機会を確保
- ④ 自主防災組織、避難所運営委員会等に女性役員や女性部会を確保
- ⑤ 避難所等に男女別の更衣室・トイレ、授乳室等を適切な場所に確保
- ⑥ 避難所等に女性用下着、生理用品などの衛生用品、妊産婦マットなどを備蓄
- ⑦ 災害時は避難所等に女性相談窓口、女性職員を配備
- ⑧ 犯罪防止のための見回り等を実施

また、女性防災リーダーや女性の防災の担い手を育成するため、男女共同参画課、松戸市男女共同参画推進団体等と連携し、女性視点の防災に関する知識の普及、啓発、ネットワークづくりを推進する。

第5節 避難体制整備計画

【計画の指針】

被害想定では、約49件の炎上出火が予想されるほか、同地震による収容避難者数は最大で1.4万人と予測される。

延焼火災から住民等が安全に避難できるように避難場所を確保するとともに、家屋やライフラインの被害により居住困難となった住民等に避難所を確保する必要がある。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 避難場所等の指定・整備	本部事務局、保健医療部、福祉1・2部、市民部、文化スポーツ部、教育1・2部
2 避難路の整備	建設部
3 避難体制の周知	本部事務局、広報部

1 避難場所等の指定・整備

(1) 避難場所等の指定

災害から住民の身の安全を確保するための避難場所及び収容を必要とする避難者のための避難所を指定する。

市指定の避難場所等は、次の3種類とする。

なお、災害の想定等により、市外への避難が必要となる地区については、近隣市町村の協力を得る。

ア 避難場所

災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される場所である。

イ 避難所

住家の全半壊、焼失、浸水により住居を失った者又は居住が困難な被災者のうち、避難を必要とする者を一時収容し、保護するための屋内施設である。

ウ 福祉避難所

避難所生活が長期化し、避難所での生活が困難になった高齢者、障害者等の要配慮者（第7節1(1)ア参照）に対応するため、特別な配慮がなされた避難所である。

【資料編 指定緊急避難場所・指定避難所一覧】

(2) 避難施設の整備

避難所に指定した建物については、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成25年8月）等を踏まえ、次のような整備を推進する。

ア 避難所に指定した建物については、耐震性（天井等の非構造部材を含む。）、耐火性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模に配慮し、必要に応じ避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

イ 救護所、通信機器等施設・設備の整備を図る。また、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備（必要な電源や燃料を含む。）、要配慮者用の福祉避難所の確保に努める。

ウ 備蓄倉庫の整備を図るとともに、食料（アレルギー対応食品等を含む。）、飲料水、非常

用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等の物資等の備蓄を進める。また、灯油、LPガスなどの非常用燃料の確保等に努める。

エ 被災者のプライバシー及び安全の確保（間仕切り、照明、見回り等）、男性・女性・性的マイノリティ等のニーズの違いへの配慮、ペット対策等について対応するための設備の整備に努める。

オ 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、福祉避難所には、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。

カ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(3) 避難所運営方針

ア 各避難所は、市、施設管理者、自主防災組織やボランティア組織が協力して避難所の効果的な運営を行うため、県の「災害時における避難所運営の手引き」、松戸市の「避難所開設・運営マニュアル(令和2年7月)」等を参考とし避難所開設運営計画を作成する。

イ 福祉避難所の運営支援のため、関係部課から職員を選定し、支援班等を設置する。また、福祉避難所を設置する施設との連絡手段や各主体の役割分担について事前協議を行い、連携体制の強化を図る。

2 避難路の整備

住民が避難場所へ安全に移動できるように、避難場所周辺の道路の安全性の点検及び安全対策の促進を図る。

3 避難体制の周知

(1) 広報活動

松戸市水害ハザードマップ、広報まつど、ケーブルテレビ等、各種の広報手段を活用し、住民、学校、事業所等に対し避難場所、帰宅困難者向け一時滞在施設及び避難時の留意事項（指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、できるだけ飲料水・食料を持参することなど）等について周知する。

(2) 避難行動・避難の必要性の周知

避難者抑制のため、自宅が無事な市民は避難所への避難を控え、自宅で避難生活を送ることを原則とする。このため、日頃から備蓄物資の確保や家具の固定等、必要な備えをしておくよう啓発に努める。

(3) 避難所の開設・運営についての周知

災害発生時に、地域が主体となり自主的に避難所の開設・運営ができるよう、自主防災組織、町会・自治会、連合町会、学校等の関係者へ周知する。

(4) 避難所・避難場所標識の設置

指定避難所・指定避難場所を明示し、避難誘導を円滑に行うため、案内標識、誘導標識を設置する。標識は日本産業規格（JIS）に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。

第6節 通信施設整備計画

【計画の指針】

大規模な災害時には、確かな情報がリアルタイムに収集できないことや、行政から住民等に伝えたいことが十分に伝わらない問題がある。

このため、多様な手段をもって信頼性のある情報を収集・伝達する体制を整備・強化するとともに、情報をわかりやすく提供するしくみを充実させる必要がある。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 災害通信網の整備	本部事務局、消防局
2 非常通信体制の強化	本部事務局、消防局、防災関係機関
3 多様な情報ツールの活用	本部事務局、市民部、防災関係機関

1 災害通信網の整備

災害に対処するために、情報収集、広報活動が迅速かつ的確に行われるよう、市防災行政無線を中心に、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。

(1) 災害時優先電話の整備

災害時に一般電話が輻輳（ふくそう）により通話不能であっても、優先的に通話が確保される東日本電信電話株式会社から市役所、消防署、病院に設置されている「災害時優先電話」を災害発生時に有効活用できるよう、設置箇所を普段から認識しておくとともに、必要に応じて増設する。

(2) 防災行政無線等通信機器の整備・維持管理

防災行政無線固定系（同報系）については、平成26年度までにデジタル化を含めた再整備を行った。防災行政無線移動系については、平成23年度より、MCAデジタル無線を導入しており、令和4年度に再整備を行っている。消防救急無線のデジタル化も終了している。

こうした既存の通信機器及び機材は、常に活用できるよう定期的に点検整備を行う。

また、定期的な通信訓練及び研修を実施することにより、防災関係機関との協力体制作りと無線局の適正な運用を図るものとする。

(3) 通信機器の維持管理・耐震化

既設の通信機器及び機材が常に活用できるように、定期的に点検整備を行い、耐用年数を考慮して機器の更新に努める。

また、定期的な通信訓練、研修を実施することにより、防災関係機関との協力体制づくりと無線局の適正な運用を図るものとする。

(4) 非常用電源確保

災害時の停電に備え、通信機器が使用できるよう、発電機を整備し電源の確保を図る。

2 非常通信体制の強化

市、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用

できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の整備充実に努める。

また、緊急を要する通信を確保し、又は優先通信の途絶に対処するため、非常通信を活用するよう東日本電信電話(株)及び各施設管理者の協力を確保しておく。

※災害時優先電話：災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめ東日本電信電話（株）千葉支店に対し、電話番号を指定し届出て、災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

3 多様な情報ツールの活用

(1) インターネットの活用

松戸市安全安心メール配信サービスへの登録を推進し、緊急災害情報を住民等がリアルタイムに共有できる体制を確保する。

(2) アマチュア無線局の活用

災害時のアマチュア無線局の活用について連携に努める。

(3) その他通信手段の充実

その他、ケーブルテレビ、地上デジタル放送、FM等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第7節 要配慮者対策

【計画の指針】

高齢者、障害者等は、自力で避難できないことや、避難所では精神的・体力的負担から健康を害しやすい等、深刻な問題がある。

今後、高齢者のみの世帯は増加すると予想され、自主防災組織や福祉関係者が連携して、高齢者・障害者等の避難支援体制を整備していくことが重要である。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 避難行動要支援者に対する対応	保健医療部、福祉 1・2 部、(福)松戸市社会福祉協議会
2 福祉施設における防災対策	保健医療部、福祉 1・2 部
3 乳幼児や妊産婦に対する対策	保健医療部、福祉 2 部
4 外国人に対する対策	文化スポーツ部
5 地域の実情に合わせた配慮	保健医療部、福祉 1・2 部、(福)松戸市社会福祉協議会

1 避難行動要支援者に対する対応

(1) 要配慮者・避難行動要支援者の定義

ア 要配慮者の定義

高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦・その他特に配慮を要するものを「要配慮者」と定義する。

イ 避難行動要支援者の定義

災害対策基本法では、「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者」を「避難行動要支援者」と定義している。

本市では、以下に掲げる者のうち、在宅でかつ、避難する時に家族等の支援が困難で、何らかの助けを必要とする者を「避難行動要支援者」と定義する。

- ① 介護保険における要介護 3・4・5 認定者
- ② 障害者（身体障害 1，2 級及び知的障害（療育手帳 A 等）、精神保健福祉手帳 1 級）
- ③ その他災害時の避難支援が必要と認められる者

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 避難行動要支援者の把握

市は、次に掲げる通常業務等を通じて避難行動要支援者情報の把握に努める。

- ① 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握
 - ② 障害者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳等における情報、障害程度区分情報等により把握
 - ③ 民生委員・児童委員、福祉団体、町会・自治会などからの情報収集により把握
- なお、在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者についても可能な限り把握する。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

把握した避難行動要支援者の情報をもとに、避難行動要支援者名簿（以下、要支援者名簿という）を作成する。要支援者名簿には、次の事項を記載し、記録する。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

①氏名	②住所	③性別	④生年月日
⑤電話番号その他連絡先	⑥避難行動要支援者区分	⑦その他市長が必要と認める事項	

ウ 要支援者名簿の更新

- ① 関係部課で把握している、要介護認定情報、各種障害手帳台帳等における情報、障害程度区分情報、住民基本台帳情報等は、定期的に要支援者名簿に反映・更新できるよう努める。
- ② 民生委員・児童委員、福祉団体、町会・自治会などから、登録が必要と思われる方の情報を受けた場合、登録の申請書等を郵送し、登録の意思確認を行い、要支援者名簿の情報を更新するよう努める。
- ③ 新たに要支援者名簿に掲載されたものに対しては、要支援者名簿情報の提供に対する同意の確認を行うよう努める。また、死亡や転居等により削除が必要なことがわかった場合、速やかに要支援者名簿より削除する。

(3) 避難支援等関係者への事前の要支援者名簿情報の提供

ア 避難支援等関係者の定義

市は、避難支援等を実施する、町会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係者、その他避難支援等の実施に携わる関係者を「避難支援等関係者」と定義する。

イ 避難支援等関係者への要支援者名簿情報の提供

- ① いざという時の、円滑かつ迅速な避難支援等の実施に役立てるため、市は、平常時より避難支援等関係者に、要支援者名簿情報を、あらかじめ必要な限度で提供するものとする。
- ② 提供する要支援者名簿情報は、要支援者名簿に掲載された当該避難行動要支援者から、避難支援等関係者への情報提供に同意を得たものに限るものとする。
- ③ 要支援者名簿情報の提供に当たっては、当該避難行動要支援者を担当する地域や関係者など必要最低限に限るものとし、無用な情報流出を防ぐよう努めるものとする。
- ④ 要支援者名簿情報の提供を受けた場合、災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられるため、要支援者名簿情報等で知りえた個人情報を正当な理由がなく漏らしてはならない。そのため、そのことを十分認識し、可能な場所で要支援者名簿情報の保管を行う、必要以上に要支援者名簿情報の複製を行わない等、適切に管理する。また、団体が要支援者名簿情報の提供を受けた場合、その団体内部で取り扱うことができる者を限定する。
- ⑤ 市は、要支援者名簿に係る避難行動要支援者及び第三者の権利や利益を保護するために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者への支援体制の整備

「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針（内閣府、平成25年8月）」、「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（千葉県、令和4年3月）」及び「松戸市避難行動要支援者避難支援基本方針（平成27年3月）」に基づき、避難行動要支援者に対する避難支援プランを作成し、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援する体制づくりを行う。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れる等、支援体制の中に女性を位置づけるものとする。

また、この避難支援プランは、災害対策基本法による個別避難計画として整備し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者（当該個別避難計画に氏名等が記載された避難支援等の実施者）が同意した場合は同法に基づいて避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を必要な限度で提供するとともに、情報漏えい防止など必要な措置を講じる。

(5) 防災設備等の整備

一人暮らしや、寝たきり高齢者・障害者等の安全を確保するための緊急通報システム及び聴覚障害者等への災害情報の伝達を確実にするための文字放送受信装置、電光掲示板等の普及に努めるとともに、消防局と連携し、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

(6) 避難施設等の整備

避難行動要支援者に特別な配慮をするための福祉避難所の整備に努め、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府、平成28年4月）」、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府、平成28年4月）」、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県、平成29年7月）及び「松戸市避難行動要支援者避難支援基本方針」（平成27年3月）に基づき、避難行動要支援者が避難生活を送るために必要となる資器材等の避難施設等への配備、避難場所への手話通訳及び介護ボランティア等の派遣ができるよう（福）松戸市社会福祉協議会等との連携など、要配慮者に十分配慮した運営に努める。

(7) 防災知識の普及、防災訓練の実施

避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

(8) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の情報伝達

市は、避難行動要支援者の状態に応じた情報の発令や伝達の配慮、多様な情報伝達手段を確保する等、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に資するよう努める。

(9) 避難計画の作成

避難行動要支援者の避難誘導について、避難順位、避難後の対応、被災した避難行動要支援者等の生活の確保を考慮した避難計画を作成する。

なお、避難誘導の留意事項は次のとおりである。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

イ 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。

ウ 状況により、避難行動要支援者を適当な場所に集合させ、車両又は舟艇等による輸送を行うこと。この場合、輸送途中の安全を期すること。

エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町会・自治会等の単位で行うこと。また、移動もしくは歩行困難な者を優先して行うものとする

オ 避難行動要支援者については、その状態に応じた適当な避難誘導を行うとともに、職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

2 福祉施設における防災対策

福祉施設に通所あるいは入所する者（以下、「入所者等」という。）の安全を確保するとともに、その他福祉施設に対しても、以下の対策を講じるよう周知する。

(1) 施設の安全対策

施設管理者は、施設の耐震化等、災害に対する安全性の向上に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用の発電機等の防災設備の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、消防署の指導などを受け、防火管理者等を中心として防災組織を整え、職員の任務分担、動員網、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、日頃から市と連携し、他の福祉施設との相互協力や近隣住民及び自主防災組織等とのつながりを深め、入所者等の実態等に応じた支援・協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 施設の防災計画の作成

施設管理者は、災害時における業務の内容と従事職員の役割分担を整備し、施設の保全対策や入所者等の避難対策等を明確にした施設の防災計画を作成するものとする。

(4) 防災学習・防災訓練の充実

施設管理者は、職員や入所者等に対し、地震に関する知識や災害時にとるべき行動について、理解や関心を高めるための実践的な学習と防災訓練を定期的に行う。

(5) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施

水防法、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正により、浸水想定区域又は土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設には避難確保計画の作成及び避難訓練が義務化されたことを踏まえ、施設管理者は市に対して避難確保計画を提出するとともに、避難訓練の実施状況を適宜報告する。

【資料編 浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる地下街・要配慮者利用施設一覧】

3 乳幼児や妊産婦に対する対策

平常時でも脆弱性の高い乳幼児や妊産婦を要配慮者と位置づけ、避難所運営マニュアル等での配慮の明確化、備蓄物品の充実、乳幼児や妊産婦を含めた防災訓練・防災教育の実施などを行う。

また、関係するボランティア団体との連携などを行う。

4 外国人に対する対策

言語、生活習慣、防災意識が異なり、日本語の理解が十分でない外国人を要配慮者と位置づけ、多言語による広報の充実、避難場所等の標識の多言語化、外国人を含めた防災訓練・防災教育を実施する。

また、通訳派遣等に関するボランティア団体との連携などを行う。

5 地域の実情に合わせた配慮

共働きの両親を持つ子どもやその他家庭の事情により、日頃から地域での見守りや支援が必要となる世帯は、災害発生時にも配慮が必要となる可能性があることから、平常時から学校や地域と連携して、見守りや支援、こころのケアなどができる体制の構築に努める。

その他、支援や配慮が必要となる方が居住している地域では、自主防災組織や町会・自治会等の支援可能な関係者により、地域の実情に合った支援体制の構築を検討する。

第8節 帰宅困難者等対策

【計画の指針】

関係機関と連携した協議会を逐次立ち上げ、帰宅困難者の安全を確保、一時滞在施設の開設・運営及び帰宅困難者等対策に関する基本的指針等、帰宅困難者への支援体制を強化する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 一斉帰宅の抑制	本部事務局、広報部
2 帰宅困難者の安全確保	本部事務局、市民部、経済振興部、街づくり1・2部

1 一斉帰宅の抑制

(1) 基本原則の周知・徹底

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を、平常時から市民や市内の事業者等に対して広報・周知に努める。鉄道事業者や駅周辺事業者等の関係機関に対し、各機関の従業員や職員等への基本原則の周知と、利用客等へのルールของ普及・啓発を促進する。

(2) 安否確認方法の事前周知

災害発生時の安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板、SNS等のサービスの活用について、広報紙やホームページなどを通じて、市民及び市内の事業者等に対し、広報・周知する。

2 帰宅困難者の安全確保

(1) 一時滞在施設の確保

帰宅困難者を一時的に受け入れ、可能な範囲での物資提供等の帰宅困難者支援を行うための一時滞在施設を、関係機関との協定締結を含め、さらなる確保に努める。

また、一時滞在施設における帰宅困難者用の飲料水、食料、物資の整備を進める。

さらに、帰宅困難者を一時滞在施設等へ速やかに誘導できる体制を整えるとともに、一時滞在施設の開設・運営についての体制も整備する。

(2) 支援体制の整備

「帰宅困難者等対策に関する基本的な指針」を交通事業者や企業・学校、警察、消防機関等と連携して作成を進める。

また、帰宅困難者支援についての訓練を定期的実施するとともに、各機関の積極的な参加を促進し、帰宅困難者への支援体制の強化を図る。

(3) 帰宅困難者向け備蓄等の整備促進

遠方から通勤・通学している従業員や学生等がいる事業所、大学、高等学校等については、それらの者が帰宅困難者になる可能性があることから、帰宅困難になった場合、基本原則や必要な備蓄等の整備について、普及・啓発する。

(4) 関係機関と連携した取組み

市では、千葉県が示した「駅周辺帰宅困難者等対策協議会設置のためのガイドライン」に基づき、松戸駅、新松戸・幸谷駅に駅を中心とした鉄道事業者及び駅周辺事業者、学校、警察、消防

機関等により構成する「駅周辺帰宅困難者等対策協議会」を設立し、帰宅困難者対策の強化を図っている。

その他の駅周辺においても関係機関の認識の共有を図り、市全体での帰宅困難者対策の強化に努める。

第9節 調査研究計画

【計画の指針】

大規模な災害が発生するたびに、新たな問題が表面化し、災害の教訓は尽きることがない。また、防災に関する調査、研究は日々追求され、防災技術も年々進歩している。

災害の教訓や防災技術の動向を常に把握して、本市地域の減災や防災力の向上に役立つものを絶えず取り入れていくことが重要である。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
調査研究計画	本部事務局

(1) 防災計画にかかわる情報交換

国、都道府県、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における防災計画にかかわる情報について、情報を相互に交換する。

(2) 防災に関する文献・資料の収集・整理

市内の地震時のデータや過去の災害記録等を整理し、市民に公表する。

また、防災に関する学術刊行物、学会等の刊行物、一般刊行物などについて、今後も継続して随時収集・整理に努める。

(3) 専門的調査・研究の実施

本市の社会状況の変化、国の防災方針や地震予測に関する研究の進展に応じて、専門的調査・研究を実施するよう努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

【計画の指針】

大きな地震が発生した場合は、職員自身の被災、道路やライフラインの途絶等により、災害対策組織の確立や指示の伝達等が遅れるおそれがある。

職員は、勤務時間外にも速やかに参集して、災害対策活動に着手するとともに、本部長等が不在の場合には、代理者が早急に職務を代行し、市や防災機関が有する災害対策能力を最大限発揮する必要がある。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 市職員の配備	各部・各班
2 市本部の設置	各部・各班
3 災害対応拠点設置予定場所	各部・各班

1 市職員の配備

(1) 配備基準

市内で地震を観測した場合、震度等の状況に応じて、市職員は次の配備体制をとる。

〈市職員の配備基準〉

配備体制		配備基準
情報体制等強化		①市域で震度4が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき
警戒本部	警戒配備	①市域で震度5弱が観測されたとき【自動配備】 ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ③その他、市長が必要と認めたとき
災害対策本部	第1配備	①市域で震度5強が観測されたとき【自動配備】 ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ③その他、市長が必要と認めたとき ・大規模な停電、断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき
	第2配備	①市域で震度6弱が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき
	第3配備	①市域で震度6強以上が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき

(2) 職員の動員

地震発生時は、震度による自動配備とし、市職員はテレビ、ラジオ等で震度情報を把握して自主的に配備する。震度情報を把握できない場合は、体感や周囲の状況等から震度を推定し、その震度に相当する配備体制を自主的にとる。

市が配備体制を通知する場合は、次のように行う。

ア 勤務時間内の伝達

庁内放送、口頭、電話、Eメール等で通知する。

イ 勤務時間外の伝達

電話、Eメール等で通知する。また、連絡体制は、次の「配備体制別の動員数」に基づいてあらかじめ作成しておく「災害配備連絡票」による。

【資料編 防災に関する事務取扱要綱】

〈職員の配備別動員数〉

本部組織名		情報体制等 強化	警戒本部	災害対策本部		
部	班			第1	第2	第3
災害対策本部事務局		1 / 2	全員	全員	全員	全員
総務部	調整班	※	12人	1 / 2	全員	全員
	情報・運用支援班	※		1 / 2	全員	全員
広報部	事務局	※	3人	1 / 3	2 / 3	全員
	構成員	※	7人	1 / 3	2 / 3	全員
財務部	事務局	※	※	1 / 3	2 / 3	全員
	財務班	※	5人	1 / 3	2 / 3	全員
	調査班	※	※	1 / 3	2 / 3	全員
市民部	構成課	※	20人	1 / 3	2 / 3	全員
経済振興部	構成課	※	5人	1 / 3	2 / 3	全員
文化スポーツ部	構成課	※	4人	1 / 3	2 / 3	全員
環境部	構成課	※	※	1 / 3	2 / 3	全員
福祉1部	構成課	※	10人	1 / 3	2 / 3	全員
福祉2部	構成課	※	※	1 / 3	2 / 3	全員
保健医療部	構成課	※	※	1 / 3	2 / 3	全員
街づくり1部	構成課	※	36人	1 / 2	2 / 3	全員
街づくり2部	構成課	※	4人	1 / 2	2 / 3	全員
建設部	構成課	※	40人	1 / 2	2 / 3	全員
教育1部	構成課	※	15人	1 / 3	2 / 3	全員
教育2部	構成課	※	※	1 / 3	2 / 3	全員
水道部	構成課	※	6人	1 / 2	2 / 3	全員
病院部	市立総合医療センター	※	※	別途計画		
消防局	構成課	別途計画				全員

(注1)「※」は、連絡のとれる体制又は各部等の計画によるものとする。

(注2)表中の人数は目安であり、状況によって増減する。

〈本部員の配備〉

配備体制		警戒本部 (警戒)	災害対策本部 (第1・第2・第3)
本部員			
本部長（市長）		—	○
副本部長（副市長）		—	○
本部付	教育長	—	○
	代表監査委員	—	○
	水道事業管理者	—	○
	病院事業管理者	—	○
	市議会事務局長	○	○
各部長・局長	総務部長	○（本部長）	○
	総合政策部長	○（副本部長）	○
	財務部長	○	○
	市民部長	○	○
	経済振興部長	○	○
	文化スポーツ部長	○	○
	環境部長	○	○
	健康医療部長	○	○
	福祉長寿部長	○	○
	子ども部長	○	○
	街づくり部長	○	○
	都市再生部長	○	○
	建設部長	○	○
	消防局長	○	○
	病院事業管理局長	○	○
	生涯学習部長	○	○
	学校教育部長	○	○

(3) 動員の区分

ア 所属動員

通常の勤務場所に参集する。

イ 指定動員

事前に次の指名を受けた職員は、あらかじめ指定された場所に参集する。

(ア) 災害対策本部事務局勤務者は、市庁舎別館1階災害対策室及び危機管理課に参集

(イ) 「避難所直行職員」は、担当する避難所に参集

(ウ) 「本部会議構成員」は、本部会議実施時、市庁舎別館1階災害対策室又は地下研修室に参集

(エ) 保健師・看護師は別途定める「災害時保健活動のための保健師・看護師一括集約マニュアル」に基づき中央保健センターに参集又は指定された避難所に直行

(オ) その他臨時に指名された職員は、あらかじめ指定された勤務場所と異なる場所に参集

(4) 参集時の留意事項

ア 参集方法

(ア) 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの支所に参集し、その旨を

本部に連絡する。この場合、参集手段が確保されるまでは、各施設の責任者の指示に基づいて災害対策に従事する。

- (イ) 病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段を持ってその旨を所属長へ連絡する。
- (ウ) 緊急に参集する際は、作業服又は作業に適する服装を着用し、特に指示があった場合を除き、身分証明書、食料、飲料水、ラジオ、懐中電灯等をできる限り持参する。
- (エ) 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属長に報告する。

イ 参集報告

各部は、職員の参集状況を記録し、所定の様式で情報・運用支援班長（総務課長）に報告する。

情報・運用支援班長は、全体の状況を取りまとめ、総務部長を通じて、本部長（市長）に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、災害発生当日は1時間ごととする。

【資料編 参集途上の被害状況報告】

【資料編 職員動員報告書】

(5) 職員の服務

すべての職員は、次の事項を遵守する。

- ア 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- イ 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡を取り、常に所在を明確にしておく。
- ウ 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- エ 正規の勤務時間が終了しても所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
- オ 災害現場に出動する場合は、市の腕章及び名札を着用する。
- カ 自らの言動によって住民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

【資料編 本部標識等】

(6) 職員の配置

各部長・班長は、災害対策の業務分掌に基づき、職員の参集状況に応じて、次の点に留意して部・班組織の編成及び職員の配置を行う。

- ア 所属先以外の施設に参集した職員の活動
- イ 職員の交替時期・方法
- ウ 高次の配備態勢に移行できる体制の準備

なお、部長・班長が不在の場合は、参集職員の中で上位の者が代行し、部長・班長が参集したときに直ちにそれまでにとった措置を報告して職務を引き継ぐ。

各部長は、災害の状況により配備態勢以上の職員が必要と認める場合は、総務部長を通じて他の部の職員の派遣協力を求める。総務部長は、各部からの職員の派遣協力要請に対し、職員の参集状況を勘案し、各部長と協議の上、職員の派遣協力体制を調整する。

2 市本部等の設置

(1) 情報体制等強化

ア 設置基準

- (ア) 市域で震度4が観測されたとき【自動配備】

(イ) その他、市長が必要と認めたとき

イ 設置場所

市庁舎別館危機管理課内

ウ 業務の運営

総務部長の指揮の下、危機管理課長は情報体制等強化の体制をとり、情報収集等を実施する。

エ 解散基準

総務部長の指示による。

(2) 警戒本部

ア 設置基準

(ア) 市域で震度5弱が観測されたとき【自動設置】

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき

(ウ) その他、市長が必要と認めたとき

イ 設置場所

市庁舎別館危機管理課内及び災害対策室

ウ 業務の運営

(ア) 初動対応

警戒配備基準に基づき、総務部長を中心として、迅速に必要なに応じた配備体制をとり、災害対策室に各対策ブースを設置して、地震情報の収集・伝達、被害状況の把握・報告、庁内関係部署及び関係機関への連絡を行う。

(イ) 各対策業務

警戒本部の組織及び運営は、災害対策本部に準ずるものとする。

各対策業務は、松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞を基準とする。

エ 報告

危機管理課長は、被害状況を取りまとめ、速やかに総務部長を経由して市長に報告する。

千葉県、自衛隊、警察署、その他防災関係機関等に対し、必要に応じて電話等の可能な手段により連絡する。

オ 解散基準

(ア) 災害対策本部を設置したとき

(イ) 災害の危険性が解消し又は災害応急対策が概ね完了したと市長（本部長）が認めたとき

(3) 災害対策本部

ア 災害対策本部の設置

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第2項及び松戸市災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置する。

災害対策本部を設置した場合は、災害の規模に応じた相当の被害を予測し、市民の生命や身体及び財産を災害から守るため、市の組織及び機能の全てを挙げて災害対策に当たるとともに、全ての部局の職員が必要な対策に当たる。

イ 設置基準及び時間

(ア) 市域で震度5強以上が観測されたとき【自動設置】

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき

(ウ) その他、市長が必要と認めたとき

設置にあっては、発災から概ね1時間以内に完了させる。

ウ 設置場所

(ア) 災害対策本部は、市庁舎別館1F災害対策室に設置する。ただし、損壊等の理由により設置予定の建物へ本部設置が困難な場合は、本部長の判断で、次の順位により本部設置場所を変更する。

(イ) 災害対策本部の代替施設

第1順位 消防局 第2順位 議会棟 第3順位 中央保健福祉センター
状況により、本部長が決定する。

(ウ) 災害対策本部設置の報告等

本部を設置した場合、直ちに千葉県、自衛隊、警察署、その他防災関係機関等に報告する。

報告先	報告手段
市各部署	庁内放送、防災行政無線、掲示板
千葉県、隣接市	千葉県防災情報システム、県防災行政無線、TEL、FAX
防災関係機関、報道機関	電話、FAX、MCA無線
一般市民	防災行政無線、松戸市ホームページ、SNS、広報車、安全安心メール

エ 組織及び事務分掌

(ア) 災害対策本部の組織及び運営は、松戸市災害対策本部条例の定めるところによる。運営の詳細は、松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞を基準とする。

(イ) 本部の構成

本部に本部長、副本部長、総務部長、本部付、各部長・局長を置く。

(ウ) 本部会議

災害対策の基本方針や重要事項の決定、総合調整等が必要な場合、本部長は本部会議を招集する。本部会議の構成員は、本部長、副本部長、総務部長、本部付及び本部長が指名する者とする。

構成員に事故ある場合等は、次席責任者が代理として出席する。

なお、消防局にあっては、災害状況により局長の指名する者が出席する。

〈本部会議の構成〉

議 員	本部長、副本部長、本部付、部長・局長
事務局	総務部長、危機管理課長、災害対策室勤務職員等

(エ) 本部事務局

防災関係機関との連絡及び調整を行うため、本部事務局を置く。

本部事務局長は総務部長とし、本部事務局員は、危機管理課を中心とした各対策ブースの運営、連絡・調整等を実施する災害対策室勤務の職員によって構成する。本部事務局は、各部との連絡・調整のため、各部の連絡調整職員を参集できる。

オ 本部長（市長）との連絡、視察者等の対応

(ア) 本部長との連絡要領は、松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞に基づき実施する。

(イ) 本部長が行う被災地への視察や、国等からの視察者への対応には、本部事務局と調整を図りながら広報部が実施する。

カ 本部長（市長）の代理

本部長が、被災等の理由により本部長としての職務を執れない場合は、市長の職務を代理する職員の順位に関する規則の規定に基づき、次の順に本部長代理を充て、災害対策に当たる。

本部長以外の本部会議構成員についても、状況に応じて代理を充て、対策に当たる。

〈災害対策本部長（市長）の代理者順位〉

第1順位	副市長	第2順位	総務部長	第3順位	総合政策部長
------	-----	------	------	------	--------

キ 個別の災害対策

個別の災害対策は、実施主体の各部が基本的な単位となるため、各部長を中心として各部に属する各課の調整を図り災害対策に当たる。ただし、各部内での調整が困難な場合は、災害対策本部において調整を図る。また、個別の対策を担当する各部は、被災者の生活が安定するまでの間、担当を変更することなく継続して災害対策業務に当たる。

ク 関係機関からの派遣要員の受入れ

災害対策本部内及び市庁舎別館1Fに、外部の関係機関から派遣される要員を受け入れるためのスペース（関係機関調整所）を確保して情報を共有し、連携して災害対策に当たる。

ケ 災害対応職員への支援

災害対策本部事務局を始めとする各部の災害対応職員の水や食料等の活動必需品は、情報・運用支援班が必要に応じて確保する。なお、災害当初は、各自が保有する飲料水等を活用するものとする。

コ 解散基準

災害の危険性が解消し又は災害応急対策が概ね完了したと市長が認めたときとする。事後処理を要する業務がある場合は、関係部局長への引継ぎを行う。

(4) 本部の標識・服装

災害対策本部を設置した場合、情報・運用支援班長は、設置施設の正面玄関等に本部標識板を掲げる。

各職員は、所定のヘルメットを着用する。

【資料編 本部標識等】

(5) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害現場近くで総合的な応急対策を指揮する必要がある場合、現地災害対策本部を設置し、副本部長もしくは本部員の中から現地災害対策本部の本部長と本部員を指名する。

現地本部長は、緊急を要する場合、市長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地本部長は、その旨を速やかに市長に報告する。

ア 高齢者等避難の発表

イ 避難指示、緊急安全確保の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）

ウ 避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）

エ 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）

オ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

カ 関係機関等への応援要請（本部と連絡ができない場合）

(6) 国・県の現地対策本部との連携

国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合は、連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

〈災害対策本部の組織体系〉



〈部・班の構成と所掌業務〉

部 名 部 長 事務局 他構成課	班 名 班 長 他構成課	所 掌 業 務
対策本部事務局 総務部長	危機管理課長 危機管理課等	○災害対策（警戒）本部の設置・運営に関する事
		○県等への応援要請、連絡調整に関する事
		○避難指示等の発令に関する事
		○防災無線等の通信統制に関する事
		○災害対策の総合調整に関する事
		○災害救助法関係事務の総括に関する事
総務部 総務部長 行政経営課	調整班 行政経営課長	○庁内各部事務局（統括課）との調整に関する事
	情報・運用支援班 総務課長 文書管理課・人事課・情報政策課・男女共同参画課	○本部指令の伝達に関する事
		○情報収集・処理・伝達に関する事
		○住民からの通報等の受信に関する事
		○災害状況の記録に関する事
		○職員の安否確認、登庁状況及び服務に関する事
		○職員等の給食に関する事
		○他自治体等の応援職員の受入れの統括・調整に関する事
		○災害復興計画の策定に関する事（当初の取りまとめ）
広報部 総合政策部長 政策推進課 議）庶務課・議事調査課・公共施設再編課・すぐやる課・秘書課・広報広聴課・地域共生課		○報道機関との連絡調整に関する事
		○広報に関する事
		○市議会との連絡調整に関する事
		○本部長の秘書に関する事
		○災害視察等の対応に関する事
		○災害復興計画の調整・策定に関する事
		○災害相談窓口（市役所本庁舎）の設置・運営に関する事
財務部 財務部長 財政課	財務班 会計管理者 会計課・財政課・財産活用課・契約課・技術管理課	○災害対策関係予算その他財務に関する事
		○災害見舞金、被災者生活再建支援金の事務の補助に関する事
		○車両と燃料の確保・管理に関する事
		○緊急通行車両の届出に関する事
		○市有施設の利用調整（仮設用地、仮置場等）に関する事
	調査班 税制課長 税制課・債権管理課・市民税課・固定資産税課・収納課	○住民の避難誘導に関する事
		○被害状況調査に関する事
		○被害家屋認定調査及び罹災証明に関する事
市民部 市民部長 市民自治課 市民安全課・市民課・常盤平支所・小金支所・小金原支所・六実支所・馬橋支所・新松戸支所・矢切支所・東松戸支所		○避難所運営・管理の総括に関する事
		○地区（本庁管轄4・支所管轄11）毎の避難所総括に関する事
		○各地域の災害情報に関する事
		○避難所（市民センター、男女共同参画センター、勤労会館）の開設・運営支援に関する事
		○住民の安否情報に関する事
		○外国人の安否確認、避難支援に関する事
		○防犯に関する事
		○災害相談窓口の設置・運営に関する事

部 名 部 長 事務局 他構成課	班 名 班 長 他構成課	所 掌 業 務
経済振興部 経済振興部長 商工振興課 消費生活課・農政課・公営競技事務所・農業委員会事務局		○大規模小売店舗等との連絡調整、帰宅困難者・滞留者への情報提供に関する事
		○食料・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事
		○救援物資集配拠点(全般)の設置・管理に関する事
		○救援物資の仕分け、避難所等への供給に関する事
		○農業用水路のはん濫等の警戒、二次災害防止に関する事
		○農林水産関連の被害調査、応急対策に関する事
		○商工業の被害調査、応急対策に関する事
		○農林水産関連の復旧対策に関する事
		○商工業者の復旧支援に関する事
文化スポーツ部 文化スポーツ部長 文化スポーツ政策課 文化にぎわい創造課・国際推進課・スポーツ振興課		○避難所(体育施設)の開設・運営支援に関する事
		○食料・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事
		○救援物資集配拠点(全般)の設置・管理に関する事
		○救援物資の仕分け、避難所等への供給に関する事
環境部 環境部長 環境政策課 廃棄物対策課・清掃施設整備課・環境保全課・環境業務課・東部クリーンセンター・日暮クリーンセンター・和名ヶ谷クリーンセンター		○し尿(簡易トイレによる収集・処理を含む)・災害廃棄物の収集・処理に関する事
		○し尿処理施設・ごみ処理施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事
		○トイレ対策の総括(仮設トイレの配置計画含む)に関する事
		○避難所(各クリーンセンター)の開設・運営支援に関する事
		○防疫(消毒、駆除)に関する事
		○動物対策に関する事
保健医療部 健康医療部長 健康医療政策課 健康推進課・予防衛生課・国保年金課		○市救護本部の設置・運営に関する事
		○救護所に関する事
		○防疫(保健衛生)の総括に関する事
		○遺体の処理・埋火葬の総括に関する事
福祉1部 福祉長寿部長 福祉政策課 高齢者支援課・地域包括ケア推進課・介護保険課・生活支援課・障害福祉課・指導監査課・健康福祉会館		○地域福祉避難所(老人福祉センター等)の開設・運営に関する事
		○二次福祉避難所(協定を締結している県立特別支援学校や特別養護老人ホーム)の設置・運営に関する事
		○高齢者等要配慮者の支援に関する事
		○障害者等要配慮者の支援に関する事
		○災害弔慰金の支給等の事務の補助に関する事
		○災害ボランティアセンターの設置協力、連絡調整に関する事
		○赤十字義援金の受付・保管・配分に関する事
		○災害弔慰金の支給等に関する事務の立ち上げに関する事
		○災害見舞金、被災者生活再建支援金に関する事務の立ち上げに関する事

部 名 部 長 事務局 他構成課	班 名 班 長 他構成課	所 掌 業 務
福祉2部 子ども部長 子ども政策課 子ども未来応援課・子ども居場所課・こども家庭センター・幼児教育課・保育課		○避難所（市民センター、体育施設を除く）の運営支援に関すること
		○応急保育に関すること
		○防疫（保健衛生）の補助に関すること
街づくり1部 街づくり部長 都市計画課 街づくり課・区画整理課・交通政策課・みどりと花の課・公園緑地課・住宅政策課・建築指導課・建築審査課・建築保全課		○交通機関（鉄道・バス）との連絡調整、帰宅困難者・滞留者への情報提供に関すること
		○臨時ヘリポートの設置・管理に関すること
		○被害家屋認定調査（二次調査）の協力に関すること
		○市有建築物、公園の点検、被害調査、応急・復旧対策に関すること
		○土砂災害の警戒に関すること
		○建築物及び宅地の応急危険度判定に関すること
		○被災家屋の修理・障害物除去等に関すること
		○仮設住宅等の確保・管理に関すること
		○復興都市計画に関すること
街づくり2部 都市再生部長 松戸駅周辺整備振興課 新庁舎整備課		○土砂災害の警戒に関すること
		○建築物及び宅地の応急危険度判定に関すること
		○松戸駅周辺における帰宅困難者・滞留者の情報収集及び一時滞在施設への誘導に関すること
建設部 建設部長 建設総務課 道路建設課・道路維持課・用地課・河川清流課・下水道経営課・下水道整備課・下水道維持課		○道路・河川・下水道の点検、被害調査、応急・復旧対策に関すること
		○緊急輸送道路の確保に関すること
		○土砂災害の警戒、応急・復旧対策に関すること
		○マンホールトイレの点検・管理に関すること
		○水防活動、救出活動の協力に関すること
教育1部 生涯学習部長 教育総務課 教育政策研究課・社会教育課・文化財保存活用課・図書館		○避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関すること
		○社会教育施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること
		○文化財等の被害調査、応急対策に関すること
教育2部 学校教育部長 学校財務課 学務課・学習指導課・児童生徒課・学校施設課・市立高等学校・小、中学校		○避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関すること
		○応急教育に関すること
		○被災児童・生徒の調査、学用品の調達に関すること
		○学校施設に関すること

部 名 部 長 事務局 他構成課	班 名 班 長 他構成課	所 掌 業 務
水道部 水道事業管理者 水) 総務課 工務課・選挙管理委 員会事務局・監査委 員事務局		○応急給水に関すること
		○水道施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること
		○県企業局との連絡調整に関すること
病院部 病院事業管理局長 病院政策課 市立総合医療センタ ー		○重傷者の応急処置、助産に関すること
		○負傷者の診療等に関すること
消防局 消防局長 消防企画課 消防総務課・予防 課・警防課・情報通 信課・救急課・消防 署		○水防活動に関すること
		○消防・救急・救助に関すること
		○消防団の動員・活動調整に関すること
		○危険物対策に関すること
		○火災調査に関すること
		○広報に関すること
事務局共通		○部内の情報収集と集約に関すること
		○部内への指令等の伝達に関すること
		○本部への報告に関すること
各部共通		○所掌業務に必要な情報の収集・整理、業務記録簿（災害救助法業務の台帳作成含む）の作成に関すること
		○所掌業務に必要な資器材の調達に関すること
		○所掌業務に関係する機関・団体との連絡調整及び応援に関すること
		○所掌業務に関係する専門ボランティアとの調整に関すること
		○管理施設の保全、利用者の安全確保に関すること
		○管理施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること
		○管理施設に災害対策拠点（避難所、救護所、物資集配拠点、臨時ヘリポート等）が設置される場合の設置・運営の協力に関すること
○避難が長期化した場合の避難所の運営支援の協力に関すること		

（注1）消防局は、大規模災害時の指揮命令系統に準拠した体制とする。

（注2）避難所の「開設」、「運営」、「運営支援」の違いについて

- ・「開設」とは、施設の解錠、避難者の受け入れ等の初期対応をいう。
- ・「運営」とは、各避難者の状況把握、物資の配布等をいう。
- ・「運営支援」とは、避難所施設、物資の受払い、情報等の管理、自主運営（第6節の「4 避難所の開設と運営」参照）の支援等をいう。

3 災害対応拠点設置予定場所

	種 類	施設名
本部	災害対策本部	①市役所別館1階災害対策室 ②消防局 ③議会棟 ④中央保健福祉センター
	情報集約拠点	各支所
	プレスセンター	市役所新館記者室又は市役所別館行政資料センター
避難	避難場所	市指定 96 か所※
	避難所	市指定 107 か所※ 【資料編 指定緊急避難場所・指定避難所一覧】
	福祉避難所	健康福祉会館（ふれあい22） 老人福祉センター6か所 市民センターの一部（協定施設）
	帰宅困難者向け一時滞在施設	松戸市民会館 松戸市民劇場 東葛飾合同庁舎 県立西部図書館 流通経済大学（協定施設）
活動部隊	消防・警察・自衛隊集結地	21世紀の森と広場 松戸運動公園 松戸競輪場 江戸川河川敷 21世紀の森と広場西駐車場 千駄堀多目的スポーツ広場
	相互応援市町村	松戸競輪場
	臨時ヘリポート	離着陸可能なグラウンド等※ 【資料編 ヘリコプター離発着可能地点の位置基準】
医療	市救護本部	中央保健福祉センター
	病院前救護所	市指定 10 病院※ 【資料編 病院前救護所予定施設一覧】
	学校救護所	市指定 17 学校※ 【資料編 学校救護所予定施設一覧】
生活・ライフライン	食料・物資集配拠点	松戸運動公園 南部市場 21世紀の森と広場
	給水拠点	浄水場 給水場 配水場 防災用井戸 耐震性飲料水兼用貯水槽 耐震性井戸付貯水槽※ 【資料編 防災用井戸・耐震性貯水槽一覧】
	下水道災害対策班	下水道維持課内（本庁被災時、金ケ作終末処理場内）
	災害ボランティアセンター	総合福祉会館
	ペットの収容所	避難所周辺敷地内
	仮設住宅設置場所	市保有地、小中学校グラウンド
	がれき等の仮置き場	公園やスポーツ施設等の公有地等
窓口	災害相談窓口 （3日以内に設置）	市役所別館地下
	災害相談センター （10日以降設置）	広報広聴課内
調査・証明	応急危険度判定実施本部	街づくり部建築指導課内
	被災宅地危険度判定実施本部	街づくり部住宅政策課内
	罹災調査本部	財務部税制課内
	罹災証明書発行場所	財務部税制課内
遺体	遺体安置所	北山会館（市斎場）
	火葬場	北山会館（市斎場）

※具体的な設置場所については「資料編」を参照

【資料編 松戸市災害対策本部条例】

【資料編 松戸市災害対策本部規程】

【資料編 本部標識等】

第2節 災害救助法の適用

【計画の指針】

一定規模以上の災害は、被災者の救助・救援費用について一定基準の財政負担を国が担保する。このため、基準以上の被害に上ると予想されるときは、正確な被害数量を把握するまでもなく、速やかに災害救助法の適用を知事に求め、法に基づく救助に着手する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 災害救助法の適用手続き	情報・運用支援班
2 災害救助法による事務	各部・各班

1 災害救助法の適用手続き

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合は知事が救助を行い、市長はこれを補助する。

(2) 適用手続き

市域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、市長（本部長）は直ちにその旨を知事に報告する。

災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事の行う救助の実施を待つことができないときは、市長（本部長）が災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(3) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4号の規定による。松戸市における具体的適用基準は、次のとおりである。

人口30万人以上の区分に該当する本市は、市域の被害状況が次のいずれかに該当する場合に、知事によって災害救助法が適用される。

ア 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が、150世帯以上に達した場合に適用される。

イ 県内の滅失世帯の数が2,500世帯以上に達する場合であって、市の滅失世帯の数が75世帯以上に達する場合に適用される。

ウ 県内の被害世帯の数が12,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、市の滅失世帯数が多数である場合に適用される。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するときに適用される。

(4) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

ア 全壊（全焼・流失）住家1世帯は、滅失世帯数1

イ 半壊（半焼）住家1世帯は、滅失世帯数1／2

ウ 床上浸水や土砂の堆積で一時的に居住できない住家1世帯は、滅失世帯数1／3

2 災害救助法による事務

(1) 業務の分担

市長が災害救助法の適用業務を実施する場合は、災害対策本部の業務分掌に基づいて、業務を分担する。

各業務の担当は、災害救助法の業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意して業務を実施する。

また、市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設した場合は、市の委託事業として行うものとし、必要な事務を実施する。

災害救助法の適用、市長による実施が不明な場合も、災害救助法による業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意する。

〈災害救助法の救助項目と市長委任事項〉

災害救助法適用業務の種類	担当	市長委任※	実施期間
避難所の供与	市民部	○	7日以内
応急仮設住宅の供与	街づくり1部	△	20日以内に着工
炊き出しその他による食品の給与	経済振興部 文化スポーツ部	○	7日以内
飲料水の供給	水道部	○	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	経済振興部 文化スポーツ部	○	10日以内
医療	保健医療部	○	14日以内
助産	保健医療部	○	分娩の日から7日以内
被災者の救出	消防局	○	3日以内
被災住宅の応急修理	街づくり1部	○	1ヶ月以内
学用品の給与	教育2部	○	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内
埋葬	保健医療部	○	10日以内
死体の搜索（行方不明者の搜索）	福祉1部	○	10日以内
死体の処理（遺体の処理）	保健医療部		10日以内
住居障害物の除去	街づくり1部	○	10日以内

※ 迅速な救助を行う必要がある際に県知事が市長に委任を行う事項で、○は全ての事務、△は一部の事務を委任することを示す。

【資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表】

〈輸送及び賃金職員等の雇上の対象経費と担当〉

被災者の避難に係る支援	市民部
医療及び助産	保健医療部
被災者の救出	消防局
飲料水の供給	水道部
死体の搜索	福祉1部
死体の処理	保健医療部

救済用物資の整理配分	経済振興部、文化スポーツ部
------------	---------------

〈救助事務の対象経費と担当〉

時間外勤務手当	総務部
賃金職員等雇用費用	総務部
旅費	各部
需用費（消耗品、燃料、食糧、印刷製本、光熱水、修繕）	各部
使用料及び賃借料	各部
通信運搬費	各部
委託費	各部、市社会福祉協議会※

※災害ボランティアセンターを開設した場合などに限る。

(2) 災害救助法の業務実施基準

災害救助法による救助業務の程度、方法並びに実施弁償の一般基準は、県災害救助法施行細則によるが、災害の種類、態様によって一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、特別基準の適用を知事に要請する。この要請を受けて、知事は内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

この場合、期間延長については一般基準の期間内に要請する。

第3節 情報の収集・伝達

【計画の指針】

災害の拡大防止、人命救助等を効果的に行うには、市内各地の被害の有無についての情報を素早く収集して、集まった情報をもとに災害の全体像や今後の状況を予測して、先手を打つ必要がある。また、判断基準となる情報を覚知したときは、関係者や住民に速やかに情報を伝達し、災害対策を促進する必要がある。

このため、利用可能なあらゆる手段をもって、早く確実に、信頼性のある災害情報を収集・伝達・共有する。

【計画の体系・担当】

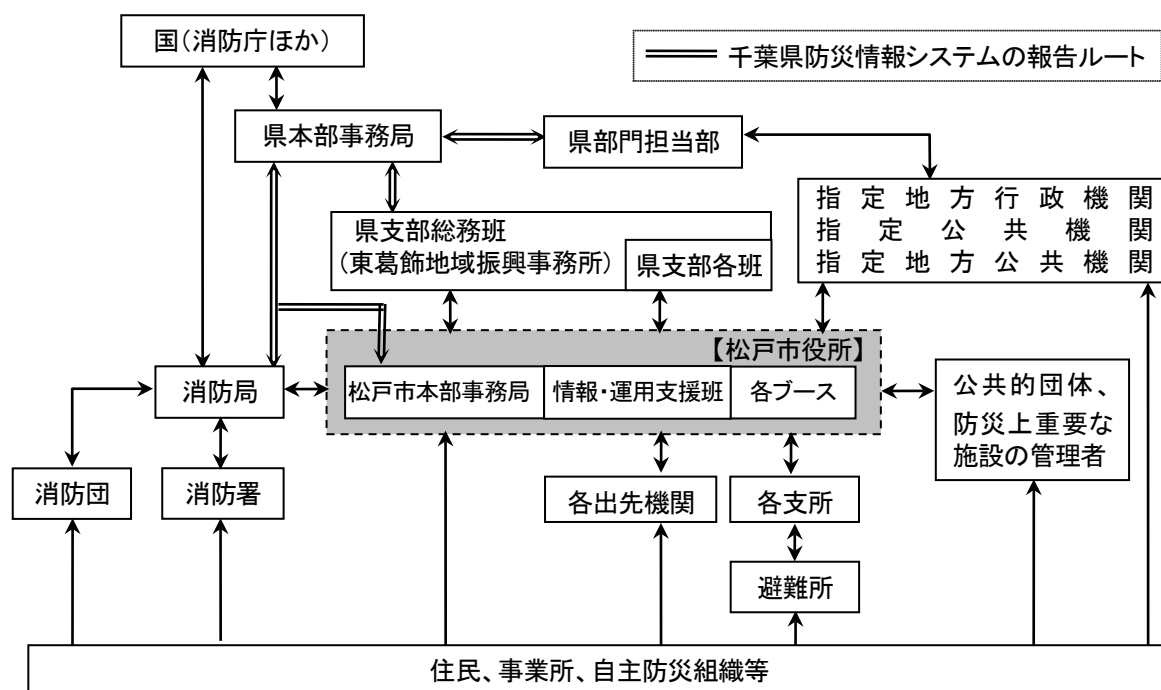
項 目	担 当
1 通信の確保	各部・各班、防災関係機関
2 情報収集	各部・各班、防災関係機関
3 被害調査	各部・各班、防災関係機関
4 情報のとりまとめ、報告	各部・各班、防災関係機関
5 広報	各部・各班、防災関係機関
6 報道機関への対応	広報部
7 住民相談	市民部、各部・各班

1 通信の確保

(1) 連絡体制

各部・各班及び防災関係機関は、通信機器ごとに専従者を配置し、通信記録をとる。なお、緊急の場合を除き、連絡はFAX、Eメールにより行う。

【資料編 受信用紙、発信用紙】



＜連絡系統図＞

(2) 通信機能の確保

市及び防災関係機関は、所管の通信、同報設備の機能を維持し、関係者間の通信及び住民等への同報手段を確保する。

〈市内の主な通信手段〉

	主な手段	主な通信拠点
通信系	普通電話・FAX	本庁舎、防災関係機関、住民
	災害時優先電話	本庁舎、防災関係機関、国等
	県防災行政無線	本庁舎、県内主要防災関係機関、国等
	MCA無線機	本庁舎、市内主要防災関係機関、現場等
	消防通信	本庁舎、消防局、消防署、警察署、電力・ガス会社
放送系	防災行政無線(同報系)	本庁舎→(市内各所、市出先機関)
	広報車の巡回	(本庁舎、消防局、消防署、消防団、警察署等)→市内各所
その他	SNS、安全安心メール、ケーブルテレビ	

(注)「→」単方向

(3) 代替通信手段の確保

市及び防災関係機関は、所管する通信・放送設備の被災、機能低下等により、災害対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替手段を確保する。

ア 非常通信の利用等

- (ア) 関東地方非常通信協議会の加入機関は、無線通信の相互利用に協力する。
- (イ) 市内のアマチュア無線愛好家等に通信協力を要請する。
- (ウ) 業務用無線事業者に通信の協力を要請する。

イ 放送局への要請

災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う（災害対策基本法第57条）。

なお、知事、市長が行う避難指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求める。

2 情報収集

(1) 地震情報の収集

情報・運用支援班は、電話及び県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震情報を速やかに収集する。

通信回線の障害・不通時は、地震に関する情報をテレビ・ラジオから入手する。

〈地震情報の種類〉

種 類	内 容
緊急地震速報	地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報。
震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上の全国188に区分した地域名と地震の発生時刻を発表。松戸市は、「千葉県北西部」である。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説もこの中で発表する。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられるが、震度が入手できない観測点を発表する。
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(2) 被害情報の収集

地震発生直後から、各部・各班及び各防災関係機関は、所管する施設や地域に関して、被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項を情報収集し、情報・運用支援班に報告する。

また、緊急の対策を要する情報（死者・重傷者の発生、河川の決壊の前兆等）は直ちに、その他の情報は随時、情報・運用支援班に報告する。

【資料編 被害等の記録・処理票】

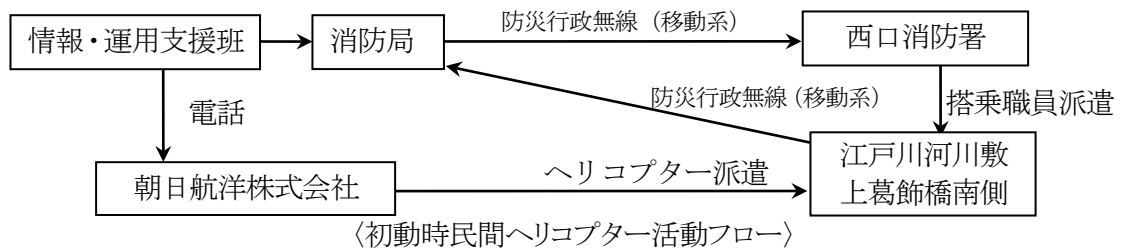
〈地震直後に把握すべき主な事項〉

① 火災（出火地点、延焼方向・範囲） ② 建物の被害（倒壊、全壊等の発生箇所） ③ 人的被害（死者、重症者、行方不明者、生き埋め者等の発生地区） ④ 避難状況、孤立地区の発生状況 ⑤ 土砂災害（斜面の異常、がけ崩れ等の発生箇所） ⑥ 河川災害（堤防、護岸等の損壊箇所） ⑦ 道路の被害・機能障害（橋梁・トンネル・盛土等の被害、倒壊・落下物・がけ崩れ等による道路閉塞、渋滞等の発生箇所） ⑧ ライフラインの被害・機能障害（ガス漏れ、水道管の破裂箇所等） ⑨ 公共交通機関の運行状況、帰宅困難者・滞留者の発生状況 ⑩ 重要施設（庁舎、支所、消防局、消防署、消防団、学校、病院、公園等）、危険物施設等の被害 ⑪ その他重大な被害

〈地震直後の情報収集方法〉

収集方法	備 考
公共施設及び周辺の状況の目視	
住民等からの通報の受付	
職員が参集途上で見聞いた情報	カメラ付携帯電話等で映像等も収集
関係機関との情報交換	警察、ライフライン関係機関等
協定団体等への情報収集の要請	災害協定に基づく民間ヘリコプター（※）、タクシー会社、バス会社への要請。アマチュア無線愛好家への協力要請等

※ヘリコプターの出動を要請し、市内の被災状況を防災行政用無線により報告させる。



【資料編 災害協定一覧】

【資料編 防災関係機関等連絡先一覧】

(3) 現地確認

震度5弱以上の地震が発生した場合等は、各部・各班及び各防災関係機関は、担当地域や所管施設等の状況を点検・巡視する。

点検・巡視結果に異常があるときは、速やかに情報・運用支援班に報告する。なお、重要情報（死者・重傷者の発生、河川の決壊等の前兆、避難指示、警戒区域の設定、交通規制等）は、カメラ付携帯電話等を活用して映像等での報告に努める。

調査班は、未確認の重要情報がある場合は、職員を派遣し、速やかに状況を確認する。

(4) 異常現象発見の際の手続き（災害対策基本法第54条）

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報する。

イ 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。

ウ 上記ア及びイにより通報を受けた市長は、直ちに下記の機関に通報する。

(ア) 銚子地方気象台

(イ) その災害に関係のある近隣市町村

(ウ) 最寄りの県出先機関（地域振興事務所、土木事務所）及び警察署

(5) 重要施設の非常電源の情報共有

大規模停電の発生時は、電源車等の配備調整を円滑に行えるよう、県があらかじめ作成した重要施設の非常電源整備状況リスト※に基づき、各施設の非常電源の稼働状況、電源車等の配備状況等を把握し、国、県、電気事業者等と共有する。

※病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関の重要施設についての非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を整理したリスト

(6) 留意事項

- ア 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民や住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
- イ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
- ウ 罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

3 被害調査

各部・各班及び防災関係機関は、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。

〈調査項目と担当〉

調査項目		市の担当	関係機関
人的被害	死者、負傷者、行方不明者の状況	福祉1部、保健医療部、消防局 消防団	警察署 陸上自衛隊 医師会等
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況	調査班	
	全焼・半焼の状況	消防局	
	応急危険度判定	街づくり1・2部	千葉県建築士会 千葉県建築士事務所協会
非住家被害	公共建物 (官公署庁舎、公民館等)	街づくり1部、各部・各班 (平常時の施設管理者)	各官公署
	その他 (倉庫、土蔵、車庫等)	関係各部・各班 (平常時の施設管理者)	
その他の被害	農林水産業の被害状況	経済振興部	県農業事務所、坂川土地改良区、とうかつ中央農業協同組合、松戸市漁業協同組合等
	商工業の被害状況	経済振興部	松戸商工会議所
	文教施設・文化財の被害状況	教育1・2部	
	医療機関の被害状況	保健医療部	医師会等
	道路、橋梁の被害状況	建設部	東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所
	河川、水路等の被害状況	建設部	東葛飾土木事務所 江戸川河川事務所
	上水道施設の被害状況	水道部	県市川水道事務所松戸支所
	下水道施設の被害状況	建設部	県江戸川下水道事務所 県手賀沼下水道事務所
	ごみ処理施設等の被害状況	環境部	
	し尿処理施設の被害状況	環境部	
	土砂災害の被害状況	建設部、街づくり1・2部、消防局、消防団	

	電気、ガス、電話、鉄道等の被害状況	情報・運用支援班	東京電力パワーグリッド(株)、京葉瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)
--	-------------------	----------	---

各調査項目の被害認定基準は、「千葉県危機管理情報共有要綱」によるものとし、調査にあたっては、次の点に留意する。

ア 各部・各班及び関係機関が連携して、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前に調整するものとする。

イ 情報の記録には地図を活用し、状況の分析等に努める。

ウ 被害状況の写真は、被害状況確認の資料として、また、記録保存上きわめて重要であるので、調査担当者は、適宜被害箇所を選定し、施設被害の程度が明瞭に判るよう撮影に努める。この場合、撮影年月日、箇所名、被害名を記録しておくものとする。

また、場合により、航空写真の撮影を検討する。

エ 情報収集で得た航空写真、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

【資料編 千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）、被害認定基準】

4 情報のとりまとめ、報告

(1) 情報のとりまとめ

各部・各班及び各防災関係機関は、所管する次の情報をとりまとめ、情報・運用支援班及び必要に応じて県の主管部にそれぞれ伝達する。

【資料編 各部・各班の報告等一覧】

種類	主な情報項目
被害 情報	① 参集途上等に収集した被害状況 ② 所管施設等の被害状況 ・来所者、入所者、職員等の安否 ・施設、設備、資器材の被害、機能障害及び災害対策上の使用の可否 ③ 災害対策に従事中的事故等 ④ その他、各部が担当する調査項目の被害状況
措置 情報	① 被害に対する応急対策の状況 ② 活動体制（参集者、勤務状況） ③ 協力団体・事業所等の対応能力及び応援要請
要請 情報	① 建物、斜面等の危険度判定 ② 職員、ボランティアの派遣 ③ 応急対策用施設、設備、用地、資器材、車両等の確保、調達 ④ 広報

(2) 市本部への報告

各部・各班、防災関係機関から情報・運用支援班への被害状況等の第一報は災害発生から1時間以内に行い、その後も当日は1時間ごとに定時報告する。2日目以後は、毎日定時（9時及び

15時現在で把握することを原則)に報告する。

ただし、緊急情報、市本部への要請事項等については、その緊急度に応じて適宜報告する。

緊急の場合を除いて、文書（FAX又はEメール等）で伝達し、可能な限り図や画像の情報（地図、絵、写真等）を添付する。

(3) 県への報告

市域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、速やかに被害情報を収集し、県防災情報システム及び電話・FAX又は県防災行政無線により県本部事務局情報班に報告する。

なお、県に報告できない場合は、消防庁に報告し、事後速やかに県に報告する。「震度5強」以上を記録した地震にあつては「火災・災害等即報要領（令和元年6月6日改正）」により被害の有無を問わず、第一報等について県と併せて消防庁に報告する。

また、同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を消防庁及び県に報告する。

その他道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて県に連絡する。また、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

【資料編 千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）】

〈県への報告責任者等〉

総括責任者 【市長】	被害情報等の報告を総括する。
取扱責任者 【危機管理課長】	各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う。
報告事項	① 災害の原因 ② 災害が発生した日時 ③ 災害が発生した場所又は地域 ④ 被害の状況 （被害の程度等は資料編「被害認定基準」に基づき判定する。） ⑤ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 ・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況 ・主な応急措置の実施状況 ・その他必要事項 ⑥ 災害による住民等の避難の状況 ⑦ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ⑧ その他必要事項

〈国及び県への連絡方法〉

	総務省消防庁	県
勤務時間内	【消防庁応急対策室】 ① 県防災行政無線 電話 048-500-90-49013（衛星系） FAX 048-500-90-49033（衛星系） ② 一般加入電話 電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	【県防災対策課】 ① 県防災行政無線 電話 500-7320（地上系） 012-500-7320（衛星系） FAX 500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系） ② 一般加入電話 電話 043-223-2175 FAX 043-222-1127
勤務時間外	【消防庁宿直室】 ① 県防災行政無線 電話 048-500-90-49102（衛星系） FAX 048-500-90-49036（衛星系） ② 一般加入電話 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553	【県防災行政無線統制室】 ① 県防災行政無線 電話 500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系） FAX 500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系） ② 一般加入電話 電話 043-223-2178 FAX 043-222-5219

(4) 被災者台帳の作成・活用

被害が甚大な場合等で市長（本部長）が必要と認める場合、災害対策基本法による被災者台帳を作成し、被災者に関する次の情報を管理する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ （住民基本台帳に記載の）住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害状況
- ⑥ 援護の実施の状況（支援金等の支給、租税・公共料金の減免等）
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 世帯の構成
- ⑨ 罹災証明書の交付状況
- ⑩ 台帳情報の提供先（市以外の者への台帳情報の提供に被災者本人が同意した場合）
- ⑪ 台帳情報を提供した旨及び日時（台帳情報を提供した場合）
- ⑫ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

ア 被災者台帳の作成

関係各班は連携して被災者への各種援護措置を実施し、被災者ごとの被害状況や援護の実施状況等の情報（次表参照）を被災者台帳に整理し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置に漏れなどがないか確認する。

なお、災害救助法による救助が行われたときは、災害対策基本法第90条の3、4の規定に

より、必要に応じて県に対して被災者に関する情報提供を要請する。

〈被災者台帳の作成に利用する主な情報〉

基本情報	① 住民基本台帳 ② 避難行動要支援者全体名簿 ③ 罹災台帳（被災家屋認定調査結果）
付加情報	① 罹災証明書発行記録 ② 被災者生活再建支援金、義援金等の支給記録 ③ 各種税金・公共料金等の減免申請記録 ④ 応急仮設住宅への入居、被災住宅の応急修理等の申請記録

イ 被災者台帳の利用、提供

調査班は、被災者への罹災証明書交付の際、被害に応じて受けられる各種援護措置（支援金等の支給、税金・公共料金の減免等）の申請にあたり、被災者台帳の掲載情報を市が利用することで各種援護措置の効率化（支援金の支給申請における罹災証明書添付の省略等）などが図られることを説明する。

また、市以外の各種援護措置の実施機関（電力会社、ガス会社、NHK等）へ被災者台帳掲載情報を提供することについて本人が同意する場合、調査班はその申し出を受付ける。

市以外の各種援護措置の実施機関から被災者台帳情報の提供について申請があった場合、当該機関へ本人同意の範囲内で台帳情報を提供する。

5 広報

(1) 基本方針

地震発生後2時間以内に、市民に対して災害の発生状況や市の体制、被害状況、市民自らがとるべき行動を広報する。なお、本部長（市長）自らが発信することも検討する。

市民への情報伝達は、発信可能なあらゆる媒体を活用するとともに、支所、避難所等に情報を掲示する。

ア 地震発生後5日以内に災害広報紙を発行し配布する。

イ 報道機関への情報提供として、記者会見を定時に開催し情報を発信する。

(2) 情報収集

市及び防災関係機関は、避難、二次災害の防止、生活支援、救援の募集等に必要な情報を、次の点に留意して収集する。

ア 確かな機関から情報を入手し、広報時にはその機関名を示す。

イ 撮影した写真を収集するとともに、必要に応じて職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影する。

(3) 広報内容

住民のニーズに応じた情報を、広報の時期、対象者、緊急度、内容等に応じて、的確な広報媒体、表現方法で提供する。

なお、広報車や同報系防災行政無線等で放送する場合は、次の点に留意する。

ア 事態の経過を把握し、地理的にイメージしやすい表現とする。

イ 分かり易い言葉を使う（住民に浸透していない専門用語を使わない）。

ウ 避難指示等の緊急情報は、結論や要点を簡潔にして、はっきりした、緊迫感のある言葉で、繰り返し伝える。

〈主な広報媒体〉

種別	媒 体	所管する機関
同報系	同報系防災行政無線 安全安心メール・エリアメール	情報・運用支援班
	広報車による巡回放送	広報部、消防局、警察署
	ラジオ、テレビ放送	放送事業者へ要請
更新系	ホームページ等への掲示	広報部
	SNS への掲示	広報部
紙面系	広報紙、チラシの発行	広報部
	公共（施設等）の掲示板	各部・各班、防災関係機関
	新聞記事	報道機関

〈主な広報事項〉

時期	広報事項	媒体
初動期	○ 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置 ○ 地震情報（震度・震源、余震の可能性等）※ ○ 避難情報（避難所開設状況、避難指示等の対象とその理由等） ○ 被災状況（火災、土砂災害、道路・河川の損壊等） ○ 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等） ○ 道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ○ 公共交通機関の運行状況 ○ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等） ○ 応急危険度判定の状況（判定ステッカーの意味、実施予定等）	同報系 更新系
応急期	○ 公共交通機関の運行状況 ○ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等） ○ 医療機関の状況 ○ 感染症対策活動の実施状況 ○ 食料、生活必需品の供給予定 ○ 災害相談窓口の設置状況 ○ その他住民や事業所のとるべき措置	同報系 更新系 紙面系

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）による緊急地震速報、震度速報等は自動送信する。

(4) 市の広報

ア 広報部は、各部・各班と連携して、市本部が発信する広報内容を統括する。また、同報系防災行政無線による放送文、ホームページや広報紙の内容について、各部・各班、防災関係機関に資料提供を依頼する。

(イ) 同報系防災行政無線の緊急放送

市役所に設置の地震計が一定の数値を超えた場合は、直後に同報系防災行政無線により、

①パニック防止の呼びかけ、②出火防止の呼びかけ、③被害軽減のための情報について自動放送がなされる。不測の事態により、自動放送がなされない場合は、手動放送（勤務時間外は消防局が遠隔制御）にて行う。

【資料編 同報系防災行政無線の自動放送文】

イ 避難者等への情報提供

(ア) ホームページの開設

災害専用のホームページを開設し、被災者向けの情報のほか、市外からの応援者向けの情報をリアルタイムに発信する。

(イ) 広報紙等の発行

被災者向けの生活情報等を網羅した広報紙「広報まつど災害生活情報」や、臨時のチラシを作成し、調査班や町会・自治会等と協力して各世帯に配布する。

(ウ) 避難所等における広報

広報部は支所と連携し、避難所に設置する掲示板への情報の掲示や、自主防災組織を通じた災害広報紙の配布などを行う。

また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人等の要配慮者に配慮し、地域支援組織（自主防災組織、町会・自治会等）及びボランティア等の協力による口頭伝達や、災害対策本部との連携による防災行政無線放送など、多様な手段を活用して広報する。

6 報道機関への対応

(1) 記者発表

広報部は、本部に近接する場所にプレスセンターを設置し、定時発表型の記者発表を行う。また、必要に応じて臨時の記者発表を行う。

記者発表を通じて、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して、情報及び必要な資料を提供して住民への広報や物資等の支援を要請する。

広報部長は、発表情報を一元管理し、提供資料については総務部長と事前協議する。

(2) 災害対策本部や避難者への配慮

災害対策本部内への立入、取材は原則禁止する措置をとる。

また、避難者への取材は、プライバシー等の配慮をするように要請する。

7 住民相談

(1) 総合相談

広報部は、各部・各班と連携して、次に掲げる項目についての災害相談センターを市役所に設置し、各部・各班の職員を配置するほか、語学ボランティア等の協力を要請する。

(2) 各支所対応

市民部は、各支所において災害相談及び被災者の問い合わせ等に対応する。

〈災害相談センターの相談項目例〉

① 罹災証明発行	② 税の減免等
③ 遺体の埋火葬	④ 医療・福祉
⑤ 生活再建支援金・義援金等の支給	⑥ 商・工・農林業への支援
⑦ 住宅支援	⑧ ライフライン復旧
⑨ 廃棄物、防疫	⑩ 教育

(3) 安否情報の照会対応

被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があった場合は、災害対策基本法に基づき、被災者関係者の利益侵害（暴力、ストーカー行為、児童虐待、債権の取り立て、営業行為による被害等）のないように配慮して適切に回答する。

なお、消防庁の安否情報システムを活用し、安否情報の登録、市民からの照会への対応を円滑に行う。

ア 安否情報の収集、管理

市は、市が管理する被災者の安否に関する情報（避難所収容者名簿、医療救護診療記録、避難行動要支援者全体名簿による安否確認結果、行方不明者名簿等）を必要な限度で内部利用し、また、必要に応じて警察署等に被災者の安否に関する情報提供を求め、被災者ごとの安否情報を整理する。

イ 安否照会の受付

市は、災害相談センター等の窓口で安否照会を受け付け、照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、在留カード、住民基本台帳カードなどの本人確認書類等の提示を求めて本人確認を行う。

〈安否照会者の確認事項〉

① 照会者の氏名、住所
② 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
③ 照会をする理由

ウ 安否情報の回答

市は、災害対策基本法に基づき、照会者の区分に応じて、次の安否情報を提供する。

〈照会者の区分と提供可能情報〉

照会者の区分	提供する情報
被災者の同居の親族	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
被災者の親族（上記を除く）又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
被災者の知人等	市が保有している安否情報の有無
上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報

第4節 救助・救急・消火活動・水防活動

【計画の指針】

想定地震が発生した場合、建物の倒壊や火災等が同時多発し（想定全壊家屋数約4,000棟、想定炎上出火数が約49件）、関係機関が有する消防、救助・救急能力をはるかに超える事態となる可能性がある。また、建物の倒壊等により救助・救急を要する事態が同時多発的に発生した場合、挫滅症候群※を回避するためには、発症防止のため1～2時間以内に救出すること、また、発症した救出者は72時間以内に人工透析等の救命措置をとる必要がある。

このため、市及び関係機関は、延焼火災の防御等、地域全体の被害を最小化するための対策を優先して行う。また、住民等は、地域の自主防災力を発揮して消火・救出活動を行い、地区の被害の最小化に努める。

※挫滅症候群（クラッシュ症候群）：家屋倒壊などで下敷きになると、手足等の圧迫とショックで無尿（乏尿）となり、腎尿細管障害を起こす症候群。死に至ることがあるため、速やかな救出と適切な救急活動が重要となる。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 救助活動	消防局、消防団、警察署
2 救急活動	消防局、消防団、保健医療部
3 消火活動	消防局、消防団
4 水防活動	消防局、消防団
5 惨事ストレス対策	消防局、保健医療部

1 救助活動

消防局の活動は、「松戸市消防局災害活動要綱等」に基づき、消防活動を最優先としながら、併せて、救助救急活動に万全を期する。

(1) 行方不明者情報の収集

消防局及び消防団は、地震により要救助者、行方不明者が発生した場合、住民、自主防災組織等から要救助者等の氏名、性別、年齢、被災場所、身体的特徴、衣服等の情報を把握する。

(2) 救助活動要領

消防局及び消防団は、互いに連携し、救助資器材等を準備し行方不明者情報をもとに救出活動を行う。災害の状況等により消防局及び消防団だけでは救助活動が困難な場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。

自衛隊の応援が必要な場合、市長（本部長）は、知事に自衛隊の派遣要請を依頼する。また、車両、特殊機械が必要な場合は、県の協力又は建設事業者等に出動を要請する。

〈救助・救急活動の原則〉

- ① 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- ② 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象がある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- ③ 同時に小規模な救助・救急事案が併発している場合は、トリアージの結果救命効率の高い事象を優先する。
- ④ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

(3) 住民、自主防災組織、事業所等の活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

資器材は、自主防災組織が所有するもの等を有効利用するほか、松戸市危険物安全協会、千葉県石油商業協同組合松戸支部に加盟するガソリンスタンド及び千葉県自動車整備振興会松戸支部に加盟する自動車整備工場の「震災時住民協力事業所」の救助用具を活用する。

(4) 警察の活動

ア 倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、大型商業施設等多人数の集合する場所等を重点に救出・救護活動を行う。

イ 救出した負傷者は、応急手当を施したのち、医療救護班等に引き継ぐか、車両等を使用して速やかに医療機関に収容する。

2 救急活動

三師会等が設置する「市救護本部」と連携して、効果的な救急活動を行う。

(1) 救急搬送

トリアージの結果、最優先と判断された者を優先とし、松戸市救急隊が市内の「災害医療協力病院」又は「災害拠点病院」に搬送する。市外の後方医療機関（県災害拠点病院等）への搬送は、応援の救急隊を充てることとし、「引継ぎ拠点（経由地）」を状況に応じて設定して、引き継ぎを行う。なお、道路の被害等で救急車等による搬送ができない場合は、県を通じて自衛隊等ヘリコプター等の出動を要請する。

トリアージの結果、軽症とされた者あるいは救急車等に引き継ぐことができない場合は、住民、自主防災組織、事業所の協力により搬送する。

(2) 傷病者多数発生時の活動

災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置して、市救護本部に医療救護班の派遣を要請する。

救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に、病院前救護所、学校救護所、医療機関への輸送協力を求めるなど、関係機関と連携して効果的な活動を行う。

3 消火活動

(1) 活動方針

震災時には、住民の生命、身体、安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とし、「松戸市消防局災害活動要綱等」に基づいて活動するものとする。

〈消火活動の原則〉

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。② 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。③ 延焼火災が発生している地区は、直ちに住民の避難を開始し、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導を呼びかける。 |
|--|

- ④ 危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
- ⑤ 病院、避難所等、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- ⑥ 住民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。
- ⑦ 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。
- ⑧ 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行うものとする。
- ⑨ 大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たるものとする。

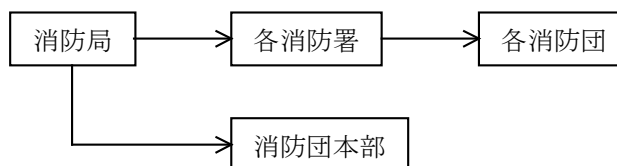
(2) 活動体制の確立

消防局、消防団は、市本部が設置されると同時に、次の本部体制をしく。

〈大地震発生時の消防機関の体制〉

	本部名	設置場所	本部長
消防局	警防本部	消防局	消防局長（消防局の指揮統括等）
	警防方面本部	方面本部	方面本部長（方面内の指揮統括等）
	署隊本部	各署	各署長（管内の指揮統括等）
消防団	団本部	消防局	消防団長（消防団の指揮統括等）
	団方面本部	各署	方面隊長（方面内の消防団の指揮統括等）

消防局は、あらかじめ定める災害配備連絡表に基づいて、職員、団員を動員する。また、職員は速やかに参集する。



〈連絡系統〉

(3) 消防団の活動

消防団は、発災直後においては地域で活動し、その後は消防センターを拠点に活動するものとする。

ア 住民への出火防止の広報、住民との協力による初期消火

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。

イ 消防局と連携した消火活動

消防局が出動不能もしくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は消防局と協力して行うものとする。

ウ 要救助者の救助救出、応急措置、救護所への搬送

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

エ 避難指示等の伝達と避難誘導

避難指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

(4) 広域応援要請

ア 消防広域応援要請

消防局長は、一定規模の災害が発生した場合、「千葉県消防広域応援基本計画」（千葉県 平成8年5月）により広域応援統括消防機関（千葉市消防局）を通じて県内消防機関に応援を要請する。

また、要請した消防力では対応できない場合は、知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

イ 消防用水不足時の応援要請

消防局長は、断水等により消防用水が不足した場合には、災害時における消防用水供給支援に関する協定に基づき、千葉北部生コンクリート協同組合に応援の要請をする。

(5) 住民・自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

(6) 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、初期消火活動や延焼防止措置等を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

〈事業所の消火活動等〉

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報② 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動③ 必要に応じて従業員、顧客等の避難④ 周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達⑤ 立入り禁止措置等の実施 |
|--|

なお、それぞれの施設の応急対策は次のとおりとする。

ア 高圧ガス等の保管施設の応急措置

県又は消防局は、必要に応じて保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

イ 石油類等危険物保管施設の応急措置

消防局は、危険物施設等の所有者

- ・管理者に対して、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

(ア) 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

(イ) 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置

(ウ) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

ウ 危険物等輸送車両の応急対策

(ア) 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。

- (イ) 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- (ウ) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用期限の緊急措置命令を発する。

4 水防活動

洪水のおそれがある場合は、松戸市水防計画に準じて水防活動を行うが、地震時には河川施設の被害状況に応じて、施設等の監視、操作及び洪水防御活動を行う。

5 惨事ストレス対策

救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、緊急時メンタルサポートチーム派遣要綱等に基づき、消防庁等に緊急時メンタルサポートチームの精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第5節 災害警備・防犯対策

【計画の指針】

大規模災害時には、不在家屋や店舗等を狙った窃盗事件、災害後の混乱に乗じた悪徳商法や放火、傷害等が発生することがあるため、警備・防犯体制を強化する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 災害警備	警察署
2 防犯対策	市民部、警察署

1 災害警備

(1) 基本方針

警察は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

(2) 警備体制

警察本部及び警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 連絡室

震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合等

イ 対策室

地震に伴う被害程度が小規模の場合、津波警報が発表された場合等

ウ 災害警備本部

大規模地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合等

(3) 警備活動

警察署は、災害が発生した場合、次の活動を実施する。

ア 要員の招集及び参集

イ 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達

ウ 装備資器材の運用

エ 通信の確保

オ 救出及び救護

カ 避難誘導及び避難地区の警戒

キ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

ケ 報道発表

コ 行方不明者の搜索及び迷子等の保護

サ 死傷者の身元確認、遺体の収容

シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

セ 協定に基づく関係機関への協力要請

ソ その他必要な応急措置

2 防犯対策

警察署は、被災地における犯罪の防止を図るため、地域の巡回パトロールを行う。

また、市民部は、避難所における窃盗や傷害等の犯罪を防止するため、避難所運営委員会（※第7節の「4 避難所の開設と運営」参照）等と協力して、避難者への注意喚起、不審者の通報、避難所の見回り等対策を実施する。

第6節 交通・輸送対策

【計画の指針】

大規模災害時には、道路の損壊、交通管制施設の機能停止等が多発し、運転車両の被災、緊急車両の通行障害等が発生する。

このため、各道路管理者、警察が連携して道路の状況を把握、共有するとともに、通行規制や応急復旧を円滑に行う。また、ヘリコプター等、可能な輸送手段を最大限活用するため、陸路・空路のネットワークが有機的に結合するように輸送環境を確立する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 緊急輸送道路・災害時重要路線の確保	建設部、警察署、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所
2 緊急通行車両等の確認	財務班
3 運転者のとるべき措置	建設部、警察署、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所
4 緊急輸送	財務班、街づくり1部

1 緊急輸送道路・災害時重要路線の確保

【資料編 緊急輸送道路・災害時重要路線図】

(1) 道路情報の収集

建設部は、警察署及び各道路管理者と連絡を取り、道路の被災状況、交通の状況等の情報を収集する。また、地震発生から24時間以内に災害時重要路線を調査し、最低限の道路機能の確保に努める。

〈災害時重要路線〉

① 国道6号	⑥ 県道松戸原木線、市道
② 県道市川松戸線、県道松戸野田線	⑦ 市道古ヶ崎～横須賀区間
③ 県道松戸・鎌ヶ谷線	⑧ 県道千葉鎌ヶ谷松戸線、市道
④ 市道岩瀬～串崎新田区間	⑨ 県道市川柏線、市道
⑤ 国道464号	⑩ 市道北松戸～八柱区間

(2) 道路の啓開、応急復旧

建設部は、管理道路上の倒壊障害物の除去や、放置車両の移動等を、災害協定団体等の協力を得て実施する。また、警察署、他の道路管理者と相互に協力する。

また、警察署及び各道路管理者は、道路施設、交通管理施設の応急復旧を行う。

ア 被害状況・緊急性・復旧の難易度等を考慮し、緊急輸送道路・災害時重要路線を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁・トンネル等の復旧に時間を要する箇所を含む道路は、迂回路の確保に努める。

イ 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

ウ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、市、放送事業者、報道機関等を通じて広報する。

【資料編 災害協定一覧】

(3) 車両の移動等

各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、区間を指定して運転者等に対し車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行う。

(4) 交通規制

建設部は、他の道路管理者、警察署と協力して、災害により危険な箇所又は緊急輸送等のため必要な路線について、通行禁止又は制限等の措置をとる。また、交通規制や道路が被災した場合は、必要に応じて迂回路を設定する。

警察署は、交通規制を行う箇所に検問所を設置し、規制及び警戒にあたる。

〈交通規制等の実施者及び状況・内容〉

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
	○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法第4条
警察署長	○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法第5条
警察官	○通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第76条の3第1項 災害対策基本法第76条の3第2項
	○道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第6条第4項

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	○警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項、第4項
道路管理者	○道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条

2 緊急通行車両等の確認

(1) 申請手続き

知事又は公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

財務班は、災害対策に使用する車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を知事又は公安委員会に提出する。知事又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

(2) 緊急通行車両等の事前届出について

ア 公安委員会では、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

イ 公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。

ウ 届出済証の交付を受けた車両については、県警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両の確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して標章及び確認証明書を交付する。

(3) 規制除外車両の確認等

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外する。

ア 規制除外車両の確認は、前記(1)を準用する。

イ 緊急通行車両とならない次の車両は、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記(2)を準用する。

- | |
|---|
| ① 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
② 医薬品・医療機器・医療機関等が使用する車両
③ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
④ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両 |
|---|

3 運転者のとるべき措置

震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

- (1) 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること。
 - ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。
 - イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (2) 避難のために車両を使用しないこと。
- (3) 通行禁止区域等においては、次の措置をとること。
 - ア 車両を道路外の場所に置くこと。
 - イ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。
 - ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

4 緊急輸送

- (1) 車両、燃料の確保、管理

財務班は各部・各班からの配車要請に基づいて配車を行う。公用車では不足する場合又は公用車では輸送できない場合は、指定(地方)公共機関である運送事業者や協定団体等からトラック、バス等を調達する。

また、パトカー、消防車、救急車、自衛隊車両その他の緊急通行車両については、中核SS(自家発電設備を備え、災害対応能力を強化した石油製品の供給拠点となる中核給油所)での優先給油が可能である旨を関係者に周知する。

その他燃料は、県石油商業組合松戸支部加盟の松戸市内の燃料販売業者から調達する。

〈車両の調達と運用方法〉

調達先、車種等		1次運用	2次運用
市	無線車	避難誘導、道路緊急調査	各対策部の応急活動内容を考慮
	その他		
指定公共機関(日通)			救助物資の搬送
協定団体	タクシー	学校救護所(傷病者の搬送)	
	一般乗合バス	学校救護所(傷病者の集団搬送)	被災者の集団搬送
	トラック		水・食料・生活必需品の搬送
	軽トラック		医療資材集配拠点(医薬品の搬送) 救援物資集配拠点(容器入り飲料 水・食料・救援物資の搬送)
	バイク	情報収集等	
その他民間車両			人員輸送

【資料編 災害協定一覧】

(2) 鉄道による輸送

自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道(株)等に、鉄道輸送を要請する。

(3) ヘリコプターによる輸送

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、協定団体に直接、又は県を通じて自衛隊等のヘリコプターによる輸送を要請する。

その場合、街づくり1部は自衛隊等と連携して、臨時ヘリポートを開設、管理する。

〈臨時ヘリポート予定施設〉

① 県立松戸国際高等学校	⑨ 金ケ作公園（野球場）
② 県立松戸高等学校	⑩ 六実中央公園
③ 県立松戸南高等学校	⑪ 市立松戸高等学校
④ 県立松戸向陽高等学校	⑫ 東部スポーツパーク（野球場）
⑤ 県立松戸六実高等学校	⑬ 千葉県西部防災センター
⑥ 21世紀の森と広場	⑭ 江戸川河川敷（上葛飾橋南側）
⑦ 松戸運動公園（陸上競技場）	⑮ 県立松戸馬橋高等学校
⑧ 江戸川河川敷（古ヶ崎スポーツ広場）	⑯ 県立小金高等学校

【資料編 ヘリコプター離発着可能地点の位置基準】

(4) 水上輸送

水上輸送を必要とする場合は緊急船着場（小山）を活用するとともに、自衛隊及び船舶保有者に対して船舶輸送を要請する。

第7節 避難対策

【計画の指針】

- 避難者の避難誘導及び支援は、自主防災組織、町会・自治会等・連合町会、事業所等の地域において行うことを原則とする。市は、延焼火災、危険物の漏出等の危険がある場合、避難指示等を発令し安全な場所に誘導する。
- 避難所では、避難所直行職員、学校職員、施設職員、自主防災組織等が連携して、開設、受入れ等の初動活動を行う。
- 避難所の運営は、避難者及び自主防災組織等の地域住民による自治を原則とし、円滑に運営できるよう避難所直行職員及び学校職員、施設職員等が支援に当たる。
- 避難生活では、専用スペースを確保するなどプライバシーに配慮するとともに、介護等の支援や、福祉避難室の設置等、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の負担を軽減するため、必要な配慮を行う。
- 避難所の運営にあたっては女性の意見を取り入れるため、避難所直行職員に女性職員を含めて対策を実施する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 避難の指示等	本部事務局、情報・運用支援班、消防局、消防団、警察署
2 自主避難	住民
3 避難誘導	調査班、福祉1・2部、消防団
4 避難所の開設と運営	市民部、文化スポーツ部、環境部、福祉2部、教育1・2部
5 避難所等の閉鎖	市民部
6 在宅避難者等の支援	市民部、総務部、経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部
7 広域避難	本部事務局
8 広域一時滞在	本部事務局
9 感染症対策	本部事務局、保健医療部、松戸保健所

1 避難の指示等

(1) 避難の指示等の発令

市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示し、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保措置を指示する。また、避難の指示に先立ち、住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。

〈避難の種類及び発令基準〉

種 類	内 容	基 準
高齢者等 避難	○危険区域において被害が予想される住民は避難準備を開始し、高齢者や障害者等の要配慮者は避難行動を開始することとを求める。	① 状況により市長（本部長）が必要と認めるとき
避難指示	○危険区域において被害が予想される住民が区域外へ立退き避難することとを求める。	①地震火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき ②がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近の住民に生命の危険が認められるとき
緊急安全 確保措置	○災害が切迫し、立退き避難ではかえって危険となるおそれがあり、緊急を要する場合に、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋外に面する開口部から離れた屋内での待避などの措置をとることを求める。	③ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき ④大規模な地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき ⑤その他災害の状況により、市長（本部長）が必要と認めるとき

〈避難指示等の発令権者及び要件〉

実 施 者	種 類	要 件	根拠法令
市 長	災害全般 (指示、緊急 安全確保)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法 第 60 条
知 事	災害全般 (指示、緊急 安全確保)	市町村が事務の全部又は大部分を行うことができなくなったとき	
警 察 官	災害全般 (指示、緊急 安全確保)	市長が指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	災害対策基本法 第 61 条
自 衛 官	災害全般 (指示)	災害派遣を命じられた自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき	自衛隊法 第 94 条
知事、その 命を受けた 職 員	地すべり (指示)	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止 法 第 25 条
知事、その 命を受けた 職 員 又 は 水防管理者	洪水 (指示)	洪水、高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法 第 29 条

(2) 警戒区域の設定

市長（本部長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

〈警戒区域の設定権者及び要件・内容〉

設定権者	種 類	要 件	根拠法令
市 長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第 63 条
知 事	同 上	上記の場合において、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第 73 条
警 察 官	同 上	上記の場合において、市長もしくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法 第 63 条
自 衛 官	同 上	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場に行かない場合に限り行う。	災害対策基本法 第 63 条
消防吏員又は消防団員 (消防長又は消防署長)	火 災 等	火災の発生現場や危険物の漏洩等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれが著しく高く、人の生命又は財産に著しい被害が生じるおそれがあるとき	消防法 第 28 条 第 23 条の 2
警 察 官 (警察署長)	同 上	上記の場合で、消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	
消防機関に属する者	洪 水	水防上緊急の必要がある場所において	水防法 第 21 条
警 察 官	同 上	上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき	

(3) 住民への伝達

避難指示等を発令又は解除した場合、直ちに次の方法により伝達広報を行い、住民への周知徹底を図る。

伝達方法	伝達内容
① 同報系防災行政無線 ② 広報車 ③ ケーブルテレビ放送機関への放送 依頼 ④ 戸別訪問 ⑤ 安全安心メール ⑥ 市ホームページ、エリアメール、 SNS 等、その他の多様な情報ツール	① 避難対象地域、対象者（町名、施設名等） ② 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等） ③ 避難先（場所・施設名等） ④ 避難経路（安全な方向及び避難場所の名称） ⑤ その他（避難行動時の最小携行品、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等）

(4) 県に対する報告

避難指示等を発令又は解除した時は、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県災害対策本部事務局及び県東葛飾地域振興事務所に報告する。

【資料編 千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）】

(5) 関係機関への通報

市長（本部長）が避難指示等を行った時、又は警察官等から避難指示等を行った旨の通報を受けた時は、関係機関に通報する。

2 自主避難

住民は、災害の状況により自らの生命、身体等に危険が及ぶと判断した場合は、地域の自主防災組織、住民組織を中心とした自主避難を行うことを基本とする。

3 避難誘導

(1) 住民の避難誘導

延焼火災の発生や危険物の漏えい等により、安全な場所への避難誘導が必要な場合、調査班、消防団は、最も安全と思われる避難方向を自主防災組織等に伝達し、協力して避難誘導を行う。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、自主防災組織等が支援して行うことを原則とする。ただし、自力による避難が困難な場合、福祉1・2部は、消防団、福祉関係者等の様々な機関等の協力を得て避難支援を行う。

(3) 施設利用者等の避難誘導

庁舎、学校、幼稚園、保育所、社会教育施設、大規模集客施設等における児童・生徒・園児・利用者等の避難誘導は、施設の管理者が行う。

4 避難所の開設と運営

(1) 避難所の開設

原則として本部長が指定避難所の開設の可否を判断する。ただし、本部長が判断できない場合で、住民の安全確保のため、緊急を要する場合は、施設管理者等が開設することができる。

勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者、勤務職員等が施設の安全性を確認した上で、避難所を開設する。

勤務時間外は、各施設の管理者あるいはあらかじめ指名した「避難所直行職員」が開設する。

震度5強以上の場合は、あらかじめ定められた避難所に避難所直行職員（市職員）が自動参集し、地域住民、施設管理者、学校職員、施設職員と連携して避難所を開設する。

避難所の開設に当たっては、避難所として施設が被災している可能性があるため、施設管理者、学校職員、施設職員及び避難所直行職員は、まず施設の安全点検を実施し、施設の安全が確認された上で、避難所の開設及び避難者の受入れを行う。

建物の倒壊や、敷地の崩壊等の危険性がある場合は、市本部に被害状況を報告する。

また、避難所開設に関する情報は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、安全安心メール、エリアメール等の多様な情報ツールを活用し、住民等に対し迅速かつ確実に伝達する。

【資料編 避難所開設・運営マニュアル】

(2) 避難所の運営

ア 避難所運営委員会

避難所運営委員会を町会・自治会、施設管理者、学校職員、施設職員、避難所直行職員及び避難者等をもって速やかに立ち上げる。

避難所運営委員会を運営するため、避難所運営委員長、副委員長及び総務班・施設管理班・食料物資班等、各役割の班長を選出する。委員会には女性を入れるように配慮する。

イ 避難所の運営項目

- (ア) 運営方針、生活ルールの設定
- (イ) 救援食料、物資の管理・配分、炊出し協力
- (ウ) 避難者の転出入確認、名簿作成
- (エ) 情報管理、広報
- (オ) ゴミ・施設・トイレ等、環境の整備・管理
- (カ) 秩序の維持、警備
- (キ) 入浴・散髪
- (ク) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人等の要配慮者への配慮
- (ケ) 傷病者の搬送
- (コ) 医療・健康相談スペースの確保
- (サ) ボランティアとの調整、スタッフ会議の開催
- (シ) 各種記録の作成

(3) 支所の役割

ア 支所は、支所管轄地域内の避難所との通信連絡を確保し、災害対策本部（情報・運用支援班又は避難所ブース）へ、収集した支所管轄地域内の情報を報告するとともに、避難所への物資の補給等の支援を要請する。

イ 本庁第1管轄及び本庁第2管轄地域の避難所は市民部へ報告する。

市民部は、災害対策本部（情報・運用支援班）へ、収集した管轄地域内の情報を報告するとともに、避難所への物資の補給等の支援を要請する。

ウ 支所は逐次人員を強化し、災害対策本部の避難所ブースと連携して避難所の開設運営を支援する。

(4) 初期対応協力事項

ア 避難所直行職員、地域住民、施設管理者等は、連携・協力して次の初期対応協力事項を実施し、速やかに避難所を開設する。

イ 初期対応協力事項

- (ア) 施設・設備の安全点検
- (イ) 支所、災害対策本部への情報伝達と情報収集
- (ウ) 開放スペースの指示
- (エ) 避難者名簿の作成
- (オ) 避難者の体育館への誘導、住民スペースの割り当て
- (カ) 避難所運営委員会の立ち上げ及び行動
- (キ) 必要により、ホイップアンテナを利用したMC A無線機の移動

(5) 避難所担当職員

災害対策本部の避難所ブースは、初期の避難所運営体制及び市職員の対応等の状況を考慮し、避難所直行職員を避難所担当職員に逐次交代させる。

避難所担当職員は、市民部、福祉2部、教育1・2部又は市の全職員をもってあてる。

(6) 避難者の把握

避難所担当職員は、住民等を収容した際は、はじめに避難者カードを配り、各世帯単位で記入するよう指導する。集まった避難者カードを基にして、避難者収容名簿を作成し、支所等、市民部を通じて市本部に報告する。

また、避難所開設期間を通じて、事務室を窓口にして避難者の入退所を管理する。

【資料編 避難者カード】

(7) 健康・衛生対策等

市民部は、避難所生活の長期化等により生じる問題に対して、各部・各班と協力して対策を講じる。

ア 要配慮者の支援

高齢者、障害者、妊産婦、外国人、傷病者、乳幼児等の状況とニーズを把握し、コミュニケーション手段、居住環境、健康維持、食事等に配慮した支援に努める。

その他、「第18節 要配慮者への対応」による。

イ し尿対策

環境部と連携して、断水時にはトイレの使用を禁止し、仮設トイレの設置、管理を行う。その他、第9節の「3 し尿の処理」による。

ウ 医療、保健衛生対策

保健医療部と連携して、傷病をかかえた避難者等の治療を行うため巡回医療を行う。また、避難所での感染症や食中毒の発生を防止するため、施設内のゾーニング、予防接種、健康診断、衛生指導、相談対応等を行う。

その他、第8節の「3 被災者の健康管理」及び第9節の「2 保健活動」による。

エ ペット同伴者対策

ペット同伴の避難者には、ゲージ等を持参するよう求め、避難所敷地内に飼育スペースを指定する。動物が苦手な避難者に配慮して、避難所屋内へのペットの持ち込みは禁止し、問題が生じた場合は環境部を通じて、関係機関にペット対策を要請する。ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。

その他、第9節の「7 動物対策」による。

オ 生活環境対策

女性や子育て家庭、要配慮者のニーズ等に配慮しつつ、生活環境の維持、向上を図るための設備確保、ルールづくり等を行う。

(ア) 季節対策（冷暖房等）

(イ) 女性や要配慮者への配慮、プライバシー保護（更衣室・授乳室等の確保、間仕切り等）

(ウ) トイレ、洗濯・物干し場、入浴対策（設備確保、利用ルールを男女のニーズに合わせ設定する等）

(エ) 子どものための娯楽用品の確保

(オ) 防犯用品の確保及び巡回等防犯対策

(カ) 食物アレルギー対策（原材料表示や献立表の掲示等）

カ ボランティアの要請

避難者のボランティアへのニーズをとりまとめ、ボランティアセンターに提出する。

(8) 避難状況の報告及び記録

避難所を開設したときは、知事にその旨を報告する。また、各避難所では、避難者名簿等の記録をとり、要配慮者数、体調不良者数、ライフライン等の状況、避難者数の概況等について支所（本庁第1管轄及び本庁第2管轄地域は市民部を通じ災害対策本部避難所ブース）へ報告する。

市民部は、災害対策本部内避難所ブースと連携し、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。

5 避難所等の閉鎖

閉鎖に当たっては、あらかじめ避難者に対し、閉鎖を予告し、地域的に統廃合し、順次閉鎖をするものとする。

学校施設については、授業再開に必要な教室等から閉鎖する。

6 在宅避難者等の支援

市は、市の避難所以外の自宅等での生活を余儀なくされた在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に避難できない車中泊避難者等に対しても避難所滞在者に準ずる支援に努める。

- (1) 市民部及び情報・運用支援班は、町会・自治会及び自主防災組織等に、在宅避難者や車中泊避難者、自主的な避難所等の所在確認、在宅避難者等への情報提供、ニーズの把握等を依頼する。
- (2) 経済振興部、文化スポーツ部及び保健医療部は、避難所等を各地区の在宅避難者等への支援拠点とし、食料及び生活必需品の配布、保健師等による巡回健康相談等の実施に努める。特に車中泊の避難者に対しては、エコノミー症候群等を予防するための保健指導を行う。

7 広域避難

市長（本部長）は、避難指示等を行った場合の立退き先を市内の指定緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に滞在させる必要がある場合に、災害対策基本法による広域避難を実施する。

(1) 広域避難の要請

県内の他市町村に受入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。

県外の市町村への広域避難が必要な場合は、県に対して当該都道府県と協議するよう求める。緊急を要する場合は、県に報告して当該市町村と協議する。

(2) 広域避難の受入

他市町村又は県から本市への広域避難の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を提供する。

8 広域一時滞在

市長（本部長）は、災害により被災者の居住場所を市内に確保できない場合に、災害対策基本法による他市町村への広域一時滞在を実施する。

(1) 広域一時滞在の要請

県内の他市町村の受入が可能と予想される場合は、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数等を示して当該市町村と協議する。

また、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して他の都道府県と受入れ協議を行うよう要請する。

(2) 広域一時滞在の受入

他市町村又は県から本市への広域一時滞在の受入を要請された場合は、本市も被災している場合等の理由がある場合を除いてこれを受諾する。

また、公営賃貸住宅や民間賃貸住宅等を活用して一時滞在用施設を提供し、各部局が連携して広域避難者の受け入れに努める。

9 感染症対策

市は、感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染防止対策を実施する。

(1) 避難行動の普及

本部事務局は、平時から感染を防止するための適切な避難行動を市民等に周知しておく。

(ア) ハザードマップによる避難の要否の確認

(イ) 避難時の持出品（マスク、体温計等感染対策用品）の準備

(ウ) 避難所以外の避難先（親戚・知人宅、ホテル等）の確保

(2) 指定感染症や麻しん等、松戸保健所が所在を把握している者の避難

保健医療部は指定感染症、麻しん、風しん、侵襲性髄膜炎菌感染症等、松戸保健所が所在を把握している自宅療養者とその濃厚接触者について松戸保健所から情報を得て、自宅避難が困難な場合は避難先を案内する。

避難先は避難所内に隔離スペースを設ける、又は災害対策本部が確保した感染者専用の避難所を案内する。

(3) ホテル・旅館等の活用

本部事務局は、指定避難所の過密を防止するため、市内の宿泊施設や研修施設と避難所の協定を推進する。なお、感染者または濃厚接触者の受け入れの可否についても検討する。

また、保健医療部はこれらの施設への優先避難者（高齢者、基礎疾患を有する方等）を検討する。

(4) 避難所の感染防止

ア 備蓄、訓練

本部事務局は、平時から避難所での感染防止に必要な装備や備品を備蓄しておくとともに、運営職員等が適切な対応を習熟する訓練を実施しておく。

イ 滞在スペースのゾーニング等

避難所直行職員は、避難所運営委員会に対して一般の避難者、高齢者や基礎疾患のある方、妊婦、発熱・咳等の症状がある方、インフルエンザ等の感染症に罹患中の方、その家族等濃厚接触者等を適切にゾーニングし、動線の分離を図るように指導する。

洗面所、トイレなど居室以外の場所についても使用場所を固定する等、できる限り生活場所を分離する。

ウ 健康管理

避難所直行職員は、避難所運営委員会に対して受付の際や滞在期間中に、運営職員や避難者の検温、健康状態の調査を行うように指導する。

また、避難者に発熱、下痢など何かしらの感染症状が疑われた場合は別室に移す。なお、指定感染症等で特に隔離が必要な感染症が疑われた場合は直ちに救護本部へ連絡し、指示を仰ぐ。

エ 衛生確保

避難所直行職員は、避難所運営委員会に対して避難所内の十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供など避難者の各種支援に当たっては衛生管理を考慮した方法で実施するように指導する。なお、避難所運営委員会は実施方法をルール化し、避難者と共に行うようにする。

また、避難者にはマスクの着用、手洗い、咳エチケット、その他の衛生管理を考慮した生活ルールを周知、徹底する。

オ 避難所アセスメントの実施

感染症の拡大防止のために、発熱、咳、下痢、嘔吐などの症状の発生数を把握する。急激に有症状者が増加した場合は感染拡大の可能性が高いため、直ちに救護本部へ報告する。

救護本部は松戸保健所、医師会等と連携し現状を確認するとともに、感染症患者（疑い者を含む）の隔離や治療などの対策を実施する。

カ 車中泊等の対策

浸水等の危険がないグラウンドや駐車場での車中泊による避難は可とし、避難所に滞在する避難者と同様の感染防止対策を講じるとともに、エコノミークラス症候群等を防止するための保健指導を行う。

※上記において避難所直行職員は、逐次避難所担当職員と交代するが、その際、避難所担当職員は避難所直行職員が行っていた業務を引き続き行うものとする。

第8節 応急医療

【計画の指針】

- 災害発生時には市救護本部及び学校救護所を速やかに設置し、千葉県及び関係機関等と連携して救護活動を行う。
- あらかじめ定めている災害医療コーディネーターが、市救護本部長の指揮の下、市内における救護活動を調整する。
- 詳細な活動は、市が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき対応する。
- 災害発生後、ただちに情報収集に努め、市内の災害医療協力病院の被災状況、避難所等における傷病者の人数を確認する。
- 重症者等は市内の災害医療協力病院で対応を行い、対応できない場合は、災害拠点病院等に搬送する。
- 軽症者の応急手当、病院前救護所、学校救護所、病院への搬送は、自主防災組織等が中心となっており、救急車・ヘリコプターは重症者の搬送に活用する。軽症者の手当について、地域において開業している診療所等との連携を図る。
- 避難生活が長期にわたる場合は、避難所内で健康相談を実施し、二次的疾患の予防対策を行う。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 医療救護体制	保健医療部、松戸保健所
2 医療救護活動	保健医療部、病院部、消防局、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会
3 被災者の健康管理	保健医療部、病院部、松戸保健所、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会

1 医療救護体制

災害発生時には、中央保健福祉センターに松戸市救護本部を設置し、市が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき県災害医療本部や松戸保健所等と連携して救護活動を行う。

市内における救護活動は、市救護本部長の指揮の下、あらかじめ定める地域災害医療コーディネーターが調整する。

市救護本部では、被災地域内における医療機関や学校救護所等の状況や医療ニーズ等の情報を収集・把握するとともに、市からの要請等に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT^{※1}・JMAT^{※2}）及び医療救護班の派遣要請・配置調整、関係機関への支援要請等を行う。

後方医療を必要とする重傷者等は、災害医療協力病院又は災害拠点病院等に受け入れを要請する。また、市内の医療機関の受け入れが困難な場合は、市本部から県に災害拠点病院、県外の医療機関への受け入れを要請する。

松戸保健所は、連絡調整のため職員を派遣し、学校救護所や避難所等における対応を支援する。

※1 DMAT（Disaster Medical Assistance Team）とは、厚生労働省医政局が設立した発災から48時間以内の「超急性期医療」を担う専門訓練を受けた医療チームで、災害医療への対応や、被災地医療の機能回復、フロアマネジメントなどを支援する。（主に災害拠点病院、日本赤十字病院に従事する医師、看護師、薬剤師、検査技師、事務を中心とした隊員で構成する。）

※2 JMAT (Japan Medical Association Team) とは、日本医師会が設立した災害時の「急性期・亜急性期」の医療活動を目的とした医療チームで、災害の状況により日本医師会が都道府県医師会を通じて医療関係者を派遣する。

2 医療救護活動

(1) 市救護本部の設置

災害発生時における医療救護活動の全体的な調整や関係機関との連携を図るため、中央保健福祉センターに医療救護活動を専門的に統括する市救護本部を設置する。

市救護本部には、健康医療部長を本部長として、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会、(公社)看護協会松戸地区部会及び保健医療部の各責任者及び災害医療コーディネーターを設置し、連携して活動を実施する。

市救護本部は、震度5強以上の場合又は市長の指示がある場合や市救護本部長(健康医療部長)が必要と判断したときに設置できる。

〈市救護本部の構成等〉

設置場所	中央保健福祉センター
本部長	健康医療部長
本部長	松戸市医師会長、松戸歯科医師会長、松戸市薬剤師会長、災害医療コーディネーター
総合調整部	健康政策課長、(一社)松戸市医師会(連絡調整担当)、災害時保健活動責任者(市保健師)、保健医療部員
医療救護情報部	地域医療課長、保健医療部員
診療部	(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、市立総合医療センター医師、(公社)看護協会等
薬剤部	(一社)松戸市薬剤師会
保健衛生部	健康推進課長、保健医療部員(医療専門職含む)

〈市救護本部の各部の所掌業務〉

部 名	業 務
総合調整部	・ 本部長の補佐、資料作成等庶務全般 ・ 県医療対策本部、市の各対策本部、松戸保健所等との連携 ・ 松戸市医師会長、災害医療コーディネーター等と連携した医療・保健活動に関する企画立案、総合調整 ・ 従事職員の調整(食事、宿泊等の調整含む) ・ 外部からの応援人員(医療職団体等)の受援および業務コントロール
医療救護情報部	・ 中央保健福祉センターの開錠 ・ 医療機関の被害状況、稼働状況等の収集 ・ E M I S の代行入力 ・ 病院前救護所、学校救護所の設営、連絡 ・ 流通備蓄医療資器材の運用 ・ 本部内必要物品、備品の調達
診療部	・ 医療従事者の確保 ・ 医療救護班の編成、派遣
薬剤部	・ 医薬品等の調達
保健衛生部	・ 診療部と連携して医療救護班員としての活動 ・ 避難所のアセスメント及び保健衛生対策支援 ・ 巡回健康相談、巡回保健指導(避難所、在宅) ・ 福祉1・2部と連携した要配慮者支援 ・ 感染症対策、衛生対策、健康管理全般

(2) 救護活動の調整

市内全般の救護活動の調整は、災害医療コーディネーター及び松戸市医師会長を中心に実施する。

なお、災害医療コーディネーターは超急性期（72時間以内）の応急医療活動の調整を担当する者と応急医療を要しない被災者や在宅医療の医療活動を担当する者を予め指定する。

(3) 医療救護班の編成

市救護本部は、病院前救護所及び学校救護所を配置する場合、（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会及び（一社）松戸市薬剤師会から、各学校救護所へ医師、歯科医師、薬剤師、看護師等を派遣し、市職員（看護師等及び事務職）等と医療救護班を編成して医療救護活動を実施する。

必要に応じて、市救護本部を通じ、県災害医療本部及び松戸保健所等に医薬品の供給や応援を要請する。

(4) 医療情報の収集

救護本部は（一社）松戸市医師会及び千葉県等の連携のもと、防災行政無線や電話、ＩＰ電話、ＦＡＸ、ＥＭＩＳ（広域災害救急医療情報システム）等により、医療施設の被害状況や診療機能の確保状況などの医療に関する情報を収集し、関係機関等との情報共有を図る。

必要に応じて、ＥＭＩＳの代行入力を行う。

(5) 病院前救護所の設置と運営

災害医療拠点病院及び災害医療協力病院の10病院は、各病院の災害マニュアル等に基づき病院前救護所を設置する。（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会、（一社）松戸市薬剤師会の各会員（学校救護所参集指定医師等、自院にて診療継続をする医師等を除く）は病院前救護所へ参集し、トリアージ活動、情報共有・伝達等を行う。

病院前救護所は、病院スタッフ、参集した各会員、DMA T、保健医療部職員により運営する。

(6) 学校救護所の設置と運営

市救護本部の指示に基づき市内17の小・中学校に設置する。ただし、既に傷病者がいる場合等は本部の指示を待たずに参集と同時に設置する。

予め指定された（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会、（一社）松戸市薬剤師会の各会員及び保健医療部職員が参集し、保健室等にある流通備蓄医療資器材等を用い、トリアージ、軽症者の治療、重症者等の医療機関への搬送を行う。

医療救護班長に指定されている医師を中心に参集したスタッフで運営するが、不足する場合は避難者の中から医療関係者等を募って、体制を強化する。

〈救護所での活動〉

病院前救護所	学校救護所
① トリアージ	① トリアージ
② 軽症者の治療	② 軽症者の治療
③ 中等症、重症者に対する院内受け入れ又は搬送までの応急処置	③ 中等症・重症者に対する応急処置
④ 市救護本部、関係機関との連絡・調整	④ 受け入れ医療機関への搬送
	⑤ ボランティアの要請・調整
	⑥ 避難者等に対する健康相談

(7) 傷病者の搬送

中等症・重症者の病院前救護所までの搬送は救急車等による搬送が望ましいが、困難な状況においては、自主防災組織、町会・自治会及び事業所（自衛消防組織）などへ協力を呼びかけ、連携

して対応する。

災害拠点病院又は県外の医療機関までの搬送は、救急車又はヘリコプターにより行う。

学校救護所から病院前救護所への搬送は、救急車、公用車、応援車両等を原則とするが、多数の負傷者の搬送等は災害応援協定によるタクシー、バスによる搬送を、財務班を通じて要請する。

【資料編 災害協定一覧】

(8) 透析患者等への対応

人工透析等の応急措置が必要な患者は、市内の対応可能な医療機関で対応する。対応が困難な場合、県を通じて受け入れ医療機関を確保し、車両、ヘリコプター等で搬送する。

(9) 助産

通常の分娩については、被災していない市町村の医療機関で受診するよう指導する。胎児及び妊婦に生命の危険がある場合は、医療機関の対応状況を確認し、困難な場合は、県を通じて受け入れ医療機関を確保し、救急車又はヘリコプター等で搬送する。

(10) 医療救護班等の受入れ

市救護本部は、県から派遣された医療救護班や災害派遣医療チーム（DMAT・JMAT）を速やかに受入れ、傷病者や被災状況、医薬品・医療資機材、各救護所や市救護班の活動状況に関する情報を共有し、有効な医療救護活動を実施するため、派遣された医療救護班等と調整を図る。

(11) 医療用資機材・医薬品等の確保

救護のための医療器具及び医薬品は、初動対応時には学校救護所での備蓄品を活用することとするが、状況に応じて（一社）松戸市薬剤師会、各医療機関等に協力を要請する。また、不足する場合は、松戸保健所及び県災害医療本部に対し医薬品等の供給を要請し、松戸保健所に備蓄している医薬品のほか、千葉県と千葉県医薬品卸協同組合が締結した協定に基づき、速やかに医薬品の供給を受ける。

輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、千葉県を通じて赤十字血液センター等に供給を依頼する。

3 被災者の健康管理

(1) 避難所の巡回医療

保健医療部は（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会、（一社）松戸市薬剤師会、松戸保健所等との連携のもと、医療救護班を編成して、避難所で巡回医療を行う。

(2) 避難所の巡回健康相談・保健指導

保健医療部は被災者の健康状態等の把握、エコノミー症候群の予防、療養相談、精神保健相談（こころのケア）、栄養相談等のため、三師会と連携して保健師等による避難所の巡回健康相談を行う。

また、巡回時に避難所を健康の視点からアセスメントし、必要に応じて感染対策の強化等環境対策の見直しや巡回医療につなげる。

(3) 在宅避難者の健康相談・保健指導

保健医療部は在宅避難者の健康状態の確認及び健康相談を行う。在宅避難者の中には要配慮者もいるため、松戸保健所、福祉1・2部等と連携を図って実施する。

(4) 医療職の受援と差配

保健医療部は災害派遣医療地チーム（DMAT、JMAT）以外の医療職団体（看護協会、理学療法士会等）や他自治体からの応援保健師等についても受援を行い、巡回医療や巡回相談を調

整する。

(5) 医療情報の提供

治療可能な医療機関や薬局の情報、市が実施する予防接種や健康診断の再開情報、感染症の流行状況等について災害広報紙や電子媒体等を用いて住民に提供する。

第9節 防疫・清掃・障害物の除去

【計画の指針】

災害時には、ライフライン等の機能低下により衛生状態が悪化するほか、避難所となる施設も公衆衛生上良好な環境とはいえず、感染症や食中毒、その他健康障害が発生するおそれがある。このため、防疫や衛生監視、健康診断等の活動を早期に実施することが重要である。

併せて、想定地震が発生した場合、被災家屋の解体・撤去により、市の廃棄物処理能力をはるかに超える大量のがれき（約144万トン）が発生する可能性がある。また、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散による環境汚染への対処や環境監視体制の整備を図るため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）」を参考に環境汚染防止体制の強化等を図る必要がある。さらに、ライフラインの停止により、下水道処理区域においてもし尿の収集・処理が必要となる可能性がある。このため、災害廃棄物等の収集、処理体制を早期に確保するとともに、ごみの分別ルールや、仮置場の確保、管理体制を徹底する必要がある。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 防疫活動	保健医療部、環境部、松戸保健所、（一社）松戸市医師会
2 保健活動	保健医療部、松戸保健所、（一社）松戸市医師会
3 し尿の処理	環境部
4 ごみの処理	環境部
5 障害物の除去	街づくり1部、建設部、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所、江戸川河川事務所
6 がれき等の処理	環境部、街づくり1部
7 動物対策	環境部、松戸保健所、県動物愛護センター、（公社）県獣医師会

1 防疫活動

(1) 防疫実施体制

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に基づき、県と協力して防疫活動を行う。

(2) 防疫活動

ア 検病調査及び健康診断

松戸保健所は、（一社）松戸市医師会等の協力を得て避難所等において検病調査及び健康診断を実施する。保健医療部は、松戸保健所に協力する。

イ 感染症患者への措置

感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、松戸保健所の行う必要な措置について協力する。

〈感染症患者等への措置〉

① 発生状況、動向及び原因の調査	② 健康診断	③ 就業制限
④ 感染症指定医療機関への入院勧告	⑤ 消毒等	

ウ 広報活動

保健医療部は、防疫に関する予防教育及び広報活動の強化に努める。

エ 消毒の実施

環境部は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地区に消毒を行う。

また、自主防災組織等を通じて薬品を配布する。

防疫用資器材・薬剤は、市が備蓄するものを使用するが、不足する場合は、松戸保健所、松戸市薬業協同組合、協定団体から調達する。

オ 避難所の防疫措置

環境部は状況に応じて消毒薬剤及び殺虫剤の散布等を行う。

保健医療部は施設内全体の感染対策の状況確認や、手洗い、咳エチケットの励行などについて助言・指導する。

カ 報告

保健医療部は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等を随時松戸保健所に報告する。

2 保健活動

(1) 巡回医療

保健医療部は、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会、松戸保健所等との連携のもと医療救護班を編成して巡回医療を行う。感染症発生等、避難所環境が懸念される避難所等を優先して巡回する。

(2) 巡回健康相談・保健指導

保健医療部は避難所及び在宅避難者の健康状態等の把握、エコノミー症候群の予防、療養相談、精神保健相談、栄養相談等のため、三師会と連携して保健師等による巡回健康相談を行う。避難所を健康の視点からアセスメントし、必要に応じて巡回医療につなげる。

(3) 予防接種、健康診断の再開

保健医療部は感染対策、健康管理の点から、医師会等に相談の上、定期予防接種や健康診断などを早期に再開する。

また、インフルエンザ等の感染拡大が懸念される場合は松戸保健所と連携し、臨時予防接種等の措置を検討する。

(4) 入浴情報の提供

保健医療部は、入浴施設に関する情報を提供する。

なお、民間の入浴施設だけではなく、自衛隊が設置する仮設入浴施設についても市本部から情報を得て、併せて市民へ情報提供する。

(5) 食中毒等の予防

保健医療部は、避難所生活等における食中毒予防について指導を行う。食中毒の可能性を察知した場合は松戸保健所へ報告し、対応について協力する。

3 し尿の処理

下水道の被災地区(断水の場合含む)では、原則として水洗トイレの使用を禁止し、し尿の排出量に応じたし尿処理対策を講じる。

(1) 避難者対策

地震発生当初、避難所のトイレが使用できない場合は、市の備蓄トイレやマンホールトイレ(一部の避難所に設置)を使用する。不足する場合は、環境部に仮設トイレの設置を要請する。

環境部は、応援自治体やレンタル業者等に、避難所等への仮設トイレの設置を要請する。

(2) 在宅者対策

自宅に残留する住民は、簡易トイレ等により自宅で処理するため、環境部は、必要に応じて業者等から簡易トイレを確保し、住民へ配布する。

(3) 収集処理体制の確立

環境部は、し尿処理施設の被害状況、避難所等の仮設トイレの配置状況、収集・搬入道路の状況等を検討し、許可業者及び松戸環境整備事業協同組合に必要な収集車両及び収集作業員の確保について協力を要請する。体制の確保が困難な場合は、県を通じて（一社）千葉県環境保全センターにし尿収集の応援を要請する。

収集したし尿は、し尿処理施設にて処分するが、市で対応できない場合は、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき他市町村に応援を要請する。

4 ごみの処理

(1) クリーンセンターにおける措置

環境部は、ライフラインの途絶、燃料の供給停止によりクリーンセンターの稼働が停止した場合、関係市町村と連携し一時保管場所を確保するなどの措置をとるとともに、早期稼働に努める。

(2) 処理体制の確立

環境部は、清掃施設の被害状況、避難場所の状況、道路の状況等をふまえて、ごみ処理実施体制や方法を決定する。

ごみの収集等は、委託業者が実施するが、対応できない場合は、他市町村及び関係団体に応援を要請する。

(3) その他

ア 排出ルール等

必要に応じて、被災地区に仮集積所を開設し、町会・自治会に分別や排出ルールの徹底、衛生管理等の協力を求める。また、災害ボランティアセンター等を通じて、災害ごみの排出に協力する災害ボランティアにも周知する。

イ 仮置場の確保

ごみが大量の場合は、処理前に一時保管等を行える広さ、搬入・搬出の利便性、污水対策等に優れた仮置場を確保する。

5 障害物の除去

(1) 道路・河川障害物の除去

各道路管理者は、道路管理者間、警察と連携して、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握する。自動車、遺体等の特殊なものを除き、緊急輸送道路・災害時重要路線を優先して、障害物を除去する。

各河川管理者は、河川における流下障害物の状況を把握する。二次災害の危険性がある場合は、障害物の除去や排水等を行う。

建設部は、災害協定団体等の協力を得て実施するほか、状況に応じて消防団の協力を得るものとする。また、街路樹の除去については、街づくり1部と協力して実施する。

【資料編 緊急輸送道路・災害時重要路線図】

【資料編 災害協定一覧】

(2) 住居障害物の除去

街づくり1部は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物に限り、応急的に障害物を除去する。市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

災害救助法による住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

〈障害物除去の対象者〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者 |
|---|

除去作業は、災害協定団体等に要請する。なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

(3) 災害廃棄物、堆積土砂等の一体除去

災害等廃棄物処理事業（環境省）、堆積土砂排除事業（国土交通省）を適用し、災害廃棄物が混在した土砂の除去、宅地内からの流木混じり土砂・ガレキ混じり土砂の除去、周辺街路等の流木混じり土砂等の除去を一体的に行う場合、街づくり1部、建設部、環境部が連携して被災者の申請窓口を一本化するなど総合的な処理を推進する。

6 災害廃棄物の処理

(1) 処理量の予測・対象等

災害廃棄物が発生した場合、環境部は「松戸市震災廃棄物処理計画」に基づいてその発生量を推計し、処理体制を確保する。

なお、市のみで処理体制を確保できない場合には、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を要請する。

また、被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度が「全壊」又は「解体」に該当する世帯に対しては、民間事業者の紹介等を行う。ただし、災害等廃棄物処理事業が適用される場合は解体住家の運搬及び処分を市が実施し、さらに、大規模な災害等により被災住家の解体について国の事業が適用される場合は、住家の解体においても市が実施する。

(2) 仮置場の確保

がれきの選別や一時保管等を長期間行える広さ、搬入・搬出の利便性、汚水対策等に優れた仮置場（候補：公園やスポーツ施設等の公有地等）を確保する。

(3) 処理体制

ア 推計したがれき量から、必要な運搬・処理体制を検討し、分別、再利用・再資源化に留意し、適切な方法で処理する体制、資器材を確保する。

イ アスベスト等の有害物については、汚染物質の発生を防ぎ、適正に処理する。

ウ 処理が長期に渡る場合は、進行管理計画を策定し、計画的に処理を行う。

エ 甚大な被害により自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、災害廃棄物処理について県に事務の委託を行う。

オ 環境大臣が廃棄物処理特例地域に指定した場合、本部長（市長）は災害廃棄物処理の代行を国に要請することができる。

7 動物対策

(1) 死亡獣畜の処理

環境部は、家畜の死亡が確認された場合は、松戸保健所の指導により、死亡した家畜等を処理する。

(2) 放浪動物への対応

環境部は、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、松戸保健所、県動物愛護センターと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。

(3) ペットへの対応

避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。

ペットと避難所へ同行避難する場合、飼い主はペットの飼育に責任を持ち各避難所運営ルールに基づき対応する。

避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、松戸保健所及び(公社)千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。

第10節 行方不明者の捜索・遺体の処理

【計画の指針】

- 行方不明者の捜索、遺体の処理を迅速に行うため、優先して必要な人員を増員する。
- 多数の死亡者が発生した場合は、1日以内に遺体安置所を設置し、必要な物品等を確保する。
- 警察署、消防局、消防団と連携して行方不明者、死亡者の情報収集を行い、早期に遺族に引き渡すことができるようにする。
- 火葬許可証の早期交付や市有車両、関係機関による搬送手段の確保など、必要に応じて被災者遺族への支援を行う。
- 各対策は、災害救助法が適用された場合は、千葉県が行い、市はこれを補助する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 行方不明者の捜索	消防局、警察署、消防団
2 遺体の処理	保健医療部、警察署、日本赤十字社千葉県支部、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会
3 遺体の埋火葬	保健医療部

1 行方不明者の捜索

(1) 行方不明者情報の収集

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として捜索活動を実施する。

なお、捜索活動については、災害救助法の適用、住家の被害状況及び原因を問わず実施するものとする。

本部事務局は、次の情報を整理・活用して、警察、自衛隊等の捜索を行う機関と連携する。

- ア 警察署等が保有する行方不明者情報
- イ 通報や相談窓口等で受け付けた行方不明者情報
- ウ 避難所、学校救護所、遺体安置所、医療機関等の収容者情報
- エ 避難行動要支援者の安否確認情報
- オ 関係部局が保有する市民情報（住民基本台帳）

(2) 捜索

消防局及び消防団は、行方不明者名簿に基づき捜索活動を行う。警察署、自衛隊に協力を要請して捜索活動を実施する。

行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察官の検視（見分）を受ける。捜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。10日を経過してもなお捜索を要する場合には、知事へ捜索期間の延長について申請する。

2 遺体の処理

(1) 遺体処理の対象

保健医療部は、次の場合に遺体の処理を行う。

ア 災害による社会混乱のため遺体の処理を行うことができない場合

イ 死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の遺体検視（見分）終了後、警察当局から遺族又は市の関係者に引渡された後の必要な遺体の処理をする場合

(2) 遺体安置所の設置

保健医療部は、遺体の検案、安置等を行うため、北山会館（市斎場）に遺体安置所を開設する。棺、ドライアイス等必要な資器材は、協定団体から確保する。

【資料編 災害協定一覧】

(3) 遺体の調査、検視（見分）

警察署は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）、死体取扱規則に基づき遺体の調査、検視（見分）を行う。

身元が不明の場合は、住民、報道機関等の協力を得て、身元や身元引受人を調査する。

(4) 遺体の搬送

遺体安置所等への遺体搬送は、警察署、消防局、消防団、遺族又は自主防災組織等が協力して実施するが、困難な場合は、市有車両、自衛隊等の搬送可能な車両により搬送する。

(5) 遺体の処理

保健医療部は、市に引き渡された遺体の検案等の処理を手伝う。検案医師は、県、日赤千葉県支部、（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会等に出動を要請して確保する。

遺体の処理は、遺体安置所で行い、処理が終了後に遺族へ引き渡す。

被害状況により市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

〈遺体の処理項目〉

① 遺体の洗浄、縫合 消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
② 遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
③ 検案	遺体の死因その他の医学的検査をする。

3 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の対象

市は、次の場合に埋火葬を行う。

ア 災害時の混乱の際に死亡した者

イ 災害のため埋火葬を行うことが困難な場合

(2) 埋火葬の受付

保健医療部は、遺体安置所又は災害相談センターで埋火葬許可書を発行する。

(3) 埋火葬

遺体は北山会館（市斎場）で火葬する。使用できない場合又は火葬能力を上回る場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づいて他市町村の火葬場で対応するよう広域応援要請を行う。

また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者、自衛隊等に協力を要請する。

(4) 身元不明者の遺骨・遺留品の取り扱い

遺体安置所に一時保管した遺骨及び遺留品は、台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。

引き取り人の無い身元不明者の遺骨については市において保管する。

第11節 生活支援

【計画の指針】

〈給水〉

- 初期の給水は、病院、救護所等の重要施設を優先して緊急給水を行い、市民は各家庭の備蓄飲料水で対応することを原則とする。
- 給水車等の応援体制が整うまでは、給水場及び浄水場、井戸、貯水槽及び緊急遮断弁付き受水槽へ市民、自主防災組織、町会・自治会等が飲料水を取りにくることを基本とする。
- 千葉県や周辺市町村、全国からの応援体制ができしだい、避難所、公園に給水拠点を拡大し給水活動を行う。

〈食料の供給〉

- 災害発生3日目までは、家庭内備蓄、市等の備蓄食料で対応する。
- 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき事業者等に食料の調達を要請して避難所に供給する。
- 自主防災組織（避難所運営委員会）から自主的に炊き出しの申し出がある場合は、ガスボンベ、調理器具、食材等の供給支援を行う。

〈生活必需品等の供給〉

- 災害発生3日目までは、家庭内備蓄、市等の備蓄物資で対応する。
- 避難生活が4日以上に及ぶ場合は、協定に基づき事業者等に物資の調達を要請して避難所に供給する。
- 全国からの救援物資は物資集積場所を設置して、被災者に供給する体制をとる。ただし、企業・団体からの救援物資のみ受け付けることを原則とする。
- 各対策は、災害救助法が適用された場合は、千葉県が行い、市はこれを補助する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 給水	水道部、県企業局
2 食料の供給	経済振興部、文化スポーツ部、市民部、福祉1・2部、調査班、情報・運用支援班
3 生活必需品の供給	経済振興部、文化スポーツ部、市民部、福祉1・2部、調査班
4 救援物資の受け入れ	経済振興部、文化スポーツ部
5 物資集配拠点の運営	経済振興部、文化スポーツ部

1 給水

(1) 水源の確保

水道部及び関係部局は、浄水場、配水場、防災用井戸、耐震性貯水槽、緊急遮断弁付き受水槽又は防災協力民間井戸等を水源とし、飲料水の確保に努める。また、県企業局は「企業局水道事業震災対策基本計画」に基づき、飲料水を確保する。

【資料編 防災用井戸・耐震性貯水槽一覧】

【資料編 防災協力民間井戸一覧】

(2) 水源の水質検査及び保全

水道部は、確保した水源の水が飲料水に適するかどうかの検査及び消毒等による水質保全に努める。

(3) 家庭内備蓄の活用

地震発生当初は、病院、救護所等の重要施設への給水を優先するため、住民は家庭で備蓄する飲料水で対応することを原則とする。

(4) 給水活動の準備

水道部は、次のように給水活動の準備を行う。

〈給水活動の準備〉

活動計画の作成	○給水所（避難所等） ○給水量 ○資器材の準備	○給水ルート ○広報の内容・方法等 ○水質検査	○給水方法 ○人員配置
給水資器材の確保	給水車（不足するときは自衛隊、他水道事業体に要請） 備蓄品（不足するときは業者から確保）		
応援要請	自衛隊、他水道事業者		

〈目標給水量〉

時 期	1日あたり目標量	主な用途
地震発生～3日目	3リットル／人	飲料水（生命維持に最小限必要）
4日目～10日目	20リットル／人	飲料、水洗トイレ、洗面等 （日周期の生活に最小限必要）
11日目～21日目	100リットル／人	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー、 炊事等（数日周期の生活に最小限必要）
22日目～	250リットル／人	ほぼ通常の生活（若干の制約はある）

(5) 給水方法

ア 直接給水

飲料水兼用耐震性貯水槽、緊急遮断弁付き受水槽、等では、当該施設で、被災者に直接給水する。

イ 搬送給水

配水場で、給水車等（トラックに積載する給水タンク、ポリエチレン容器、簡易水槽等を含む）に給水して、給水所へ搬送し、被災者等に配布する。

搬送容器が不足する場合は、県及び関係機関に要請する。

【資料編 災害協定一覧】

ウ 給水順位

学校救護所及び応急給水重要施設（医療機関、社会福祉施設等）等、緊急性の高いところから、災害の状況を考慮して給水する。

【資料編 応急給水重要施設（災害医療協力病院含む）一覧】

エ 仮設給水栓の設置

水道施設の復旧に応じて、仮設給水栓、消火栓を活用した給水栓を設置する。

オ 県企業局の協力

県は水道部と連携して、県営水道区域の給水確保のため次の協力を行う。

- (ア) 給水車等への注水
 - (イ) 重要施設（医療施設、福祉施設及び救護所等）への給水協力
 - (ウ) 仮配管、仮設給水栓の設置
 - (エ) 備蓄水の容器の取扱い等、住民への安全対策指導
- (6) 応援要請等
「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業体等に応援を要請する

【資料編 災害協定一覧】

(7) 広報

拠点給水、搬送給水による給水体制について広報を行う。

また、家庭の備蓄水について、水質の変化、保存期間に十分に留意し、使用に際しては、煮沸又は滅菌するよう周知する。

2 食料の供給

(1) 家庭内備蓄、市備蓄の活用

地震発生当初は、家庭内備蓄、市の備蓄食料で対応することを基本とする。

(2) 需要の把握

食料の支給対象者は、次のとおりとする。

経済振興部、文化スポーツ部は、市民部（避難所収容者）、福祉1・2部（福祉避難所等収容者）、調査班（在宅被災者）、情報・運用支援班（災害応急対策活動従事者）等と連携して、支給対象者を把握し、配食計画（数量、メニュー等）を作成する。

〈食料供給の対象者〉

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難所に収容された者② 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊等があつて炊事のできない者③ 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者④ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者⑤ 災害応急対策活動従事者 |
|--|

(3) 食料の調達

経済振興部、文化スポーツ部は、必要がある場合、協定団体等から食料を調達する。

調達食料は、弁当、パン、牛乳、ジュース等とし、できる限り災害時要配慮者に適した供給ができるように配慮する。乳幼児に対しては、原則として、粉ミルク販売業者等からの調達による粉ミルク（調整粉乳）とする。

協定団体等からの調達が困難な場合は、県、全国市長会に供給を要請する。また、災害救助用米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急引渡しを要請する。

【資料編 災害協定一覧】

(4) 食料の輸送、供給

食料の配給は避難所で行うこととし、経済振興部、文化スポーツ部は、調達業者に各避難所への個別配送を要請する。また、各避難所への配給品目、数量等は市民部（避難所担当）、福祉1・2部（福祉避難所担当）と連携して決定する。

物資集配拠点（5の(1)参照）に受け入れた物資は、災害協定を締結した輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。また、集配拠点における仕分けなどの対応に当たっては、ボランティアや民間事業者等の協力の下、円滑に実施できるよう努める。

避難所内での配布は、避難所運営委員会にて円滑な配布を実施する。

(5) 炊き出し

避難所運営委員会や自主防災組織、町会・自治会等から炊き出しの要望があった場合には、各主体が自主的に行うことを原則として対応する。

炊き出しのための燃料、調理器具、食材等は、防災倉庫や協定締結機関等から調達する。また、状況に応じて、自衛隊、日本赤十字社奉仕団等に炊き出しの支援を要請する。

炊き出しに当たっては、食品衛生や食中毒の防止等に十分注意し、役割分担が特定の人に偏らないよう工夫して協力するように指導する。

3 生活必需品の供給

(1) 家庭内備蓄、市備蓄の活用

地震発生当初は、家庭内備蓄、市の備蓄物資で対応することを基本とする。

(2) 需要の把握

生活必需品の支給対象者は、次のとおりとする。

〈生活必需品の対象者〉

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者

① 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

② 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

経済振興部、文化スポーツ部は、市民部（避難所収容者）、福祉1・2部（福祉避難所等収容者）、調査班（在宅被災者）と連携して、支給対象者を把握し、支給計画（数量、品目等）を作成する。

(3) 物資の調達

経済振興部、文化スポーツ部は、必要がある場合、協定団体等から次のものを調達する。また、協定団体等からの調達が困難な場合は、県に要請する。

〈生活必需品の例〉

① 寝 具……タオルケット、毛布、布団等

② 外 衣……普通衣、作業衣、婦人服、子供服等

③ 肌 着……シャツ、パンツ、靴下、ブラジャー等

④ 身回り品……タオル、手拭い、運動靴、傘等

⑤ 炊事用具……鍋、炊飯器、包丁、コンロ、バケツ等

⑥ 食 器……茶碗、汁碗、皿、はし、スプーン等

⑦ 日 用 品……石鹸、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨、生理用品、紙おむつ等

⑧ 光熱材料……ライター、携帯型ライト、灯油等

【資料編 災害協定一覧】

(4) 物資の管理

調達した生活必需品は、物資集配拠点（5の(1)参照）にて受け入れ、関係事業者やボランテ

ィア等の協力を得て、種類や数量などの適正な管理に努める。

(5) 物資の輸送、配給

生活必需品の搬送は、供給先の避難所まで生活必需品供給業者に要請する。

避難所へ直接輸送できない場合は物資集配拠点に受け入れた後、災害協定を締結した輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。

集配拠点における仕分けなどの対応に当たっては、ボランティアや民間事業者等の協力の下、円滑に実施できるよう努める。

避難所等での配布は、避難所生活運営委員会が実施する。

4 救援物資の受け入れ

(1) 救援物資の要請・受け入れ

救援物資の要請は、必要に応じ災害対策本部事務局が関係部署と連携して行う。救援物資は登録制とし、経済振興部、文化スポーツ部が受け入れを行う。

ア 全国への要請

備蓄や調達、応援要請によっても応急物資が不足すると判断した場合には、テレビ、ラジオ、新聞等マスコミ機関を通じて全国へ救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供し、物資が充足した時点で、要請の打ち切りを、マスコミ等を通じ情報提供する。

なお、救援物資の受け入れは、企業、団体からの大口の物資のみとすることを原則とする。

イ 日本赤十字社への要請

日本赤十字社に義援品の要請を行う場合、受付、整理、配布は、救援物資と同様に行う。

5 物資集配拠点の運営

(1) 物資集配拠点

食料、生活必需品、救援物資等、調達先から各避難所等へ直接配送できない物資は、物資集配拠点に受け入れる。

経済振興部、文化スポーツ部は、南部市場、松戸運動公園、21世紀の森と広場に物資集配拠点を設置し、災害協定を締結した物流事業者の協力を得て物資の受け入れ、管理、仕分けを行う。

災害対策本部は、受け入れ予定について、経済振興部、文化スポーツ部と情報を共有し、仕分け作業は関係事業者やボランティアの協力を得て行う。

財務班は、避難所等への供給のためのトラック等の手配や物資輸送を、災害協定を締結した輸送業者等に要請する。

(2) プッシュ型による供給への対応

壊滅的な被害を受けたことにより市の行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される場合、県は市からの要請を待たずに需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」の供給を行う。

市は、「プッシュ型」の供給に対応できる体制及び物資集配拠点等をあらかじめ整備する。

第12節 二次災害の防止

【計画の指針】

地震発生後3日以内を目標に避難所、病院等の災害拠点施設の応急危険度判定（第一次）を行い、続けて共同住宅、戸建て住宅の応急危険度判定（第二次）、被災宅地の危険度判定を実施する。

二次災害を防止するため、がけ地の危険防止、危険物施設等対策、放射性災害対策を実施する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 被災建築物の応急危険度判定	街づくり1・2部、(社)千葉県建築士会、(社)千葉県建築士事務所協会
2 被災宅地の危険度判定	街づくり1・2部
3 がけ地の危険防止	消防局、建設部、街づくり1・2部、本部事務局、県東葛飾土木事務所
4 危険物施設等対策	消防局、県
5 放射性災害対策	環境部、消防局、消防団

1 被災建築物の応急危険度判定

松戸市被災建築物応急危険度判定実施要綱に基づいて、次のように実施する。なお、市内で震度5弱以上を観測した場合は、市の建築職員が被害状況を考慮して建築物の危険度判定を行う。

(1) 判定実施体制

街づくり1・2部は、建物の倒壊や、敷地の崩壊等の危険性が市本部に報告された場合、市本部長からの要請に基づいて、松戸市被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、必要な判定資器材、ステッカー、調査区域の分担などの準備を行う。

また、県、(社)千葉県建築士会及び(社)千葉県建築士事務所協会の協力を得て応急危険度判定の有資格者を確保する。

(2) 判定要領

判定は、「松戸市被災建築物応急危険度判定実施要綱」（松戸市街づくり部建築指導課）に基づき目視点検により行う。判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、建物の入り口に判定結果を色紙で表示する。

判定は、避難所、病院等の重要施設を優先的に行い（第一次）、次いで共同住宅、戸建て住宅の危険度判定（第二次）を実施する。

2 被災宅地の危険度判定

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地の危険度判定を行う。

街づくり1・2部は、市役所に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、市外に支援要請を行う場合は県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡すると

ともに、必要に応じ適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

3 がけ地の危険防止

がけ地は、県東葛飾土木事務所の支援を受けて応急点検を行う。亀裂や一部崩壊が発生した場合は、災害協定団体等に協力を依頼し、土砂の撤去、二次災害防止のためシート等による防護等を行う。

また、点検結果により周辺に危険が及ぶおそれがある場合は、避難指示等を行う（※第7節の「1 避難の指示等」参照）。

4 危険物施設等対策

(1) 施設の点検、応急措置

危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。消防局及び県は、必要に応じて立入検査を行う。

(2) 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

5 放射性災害対策

(1) 施設の点検、応急措置

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者は、放射性物質の漏えいを防止するため、施設の点検応急措置、環境監視などを実施する。

(2) 避難及び立入制限

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれのある場合には、速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

消防局長又は消防署長及び市長（本部長）は、必要に応じ被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

なお、消防団は、消防局と連携し、現場からの距離を置き支援活動に従事する。

第13節 災害派遣・応援要請

【計画の指針】

大地震は、地域の行政や住民の災害対策能力をはるかに超える事態となる可能性がある。

このため、大規模な災害が予想されるときは、優れた能力と技術を有する機関への応援を早急に求める。また、応援の受入体制を迅速に確立し、応援隊の待機時間をなくすとともに、応援隊の専門技術等を活かすように配置する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 受援体制の確立	本部事務局、情報・運用支援班、各部
2 自衛隊の災害派遣要請・受入れ	本部事務局、情報・運用支援班
3 自治体等への応援要請	本部事務局、情報・運用支援班
4 消防の広域応援要請	本部事務局、消防局
5 水道・下水道事業体の相互応援	水道部、建設部
6 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請	本部事務局

1 受援体制の確立

大規模災害の場合、市は松戸市災害時受援計画に基づいて人的支援及び物的支援の受入体制を確立する。

(1) 人的支援の受入体制

災害対策本部に受援本部を設置し、各部と連携した人的支援の受入体制を確立する。

また、あらかじめ選定した受援対象業務については、松戸市災害時受援計画に定める受援シートを活用して受入体制の確保、応援団体との情報共有、業務の進行管理を行う。

〈人的支援の受援体制〉

受援本部		受援にかかる全体調整	
各 部	統括課		受援にかかる部内の調整、受援本部との連絡調整
	受援課	指揮命令者	応援団体の職員・従業員に対する受援業務の指揮命令
		受援担当者	応援団体の職員・従業員との情報共有、活動環境の整備等

(2) 物的支援の受入体制

経済振興部、文化スポーツ部は物資対策本部を設置し、物資集配拠点、避難所、支援物資の供給団体、輸送事業者等と連携した物資の受入体制を確立する。

(3) 広域防災拠点との連携

県は被災状況等に応じて広域防災拠点に指定している施設から救援部隊等の受入れ施設を開設することから、市はこれらの広域防災拠点と連携した受け入れ体制を確保する。

ただし、消防は松戸市消防局受援計画に基づくものとする。

〈広域防災拠点（東葛・葛南ゾーン）の現況〉

種別	予定施設	備考（用途）
広域活動拠点等 （救援部隊の受入れ）	陸上自衛隊松戸駐屯地 海上自衛隊下総航空基地 市営陸上競技場 大堀川防災レクリエーション公園 県立柏の葉公園	自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防 警察
市内宿営場所予定地※	松戸市消防訓練センター 千駄堀多目的スポーツ広場 21世紀の森と広場西駐車場	消防局 消防局 消防局
災害拠点病院等 （DMATの受入れ、重傷者の航空機搬送等）	船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 松戸市立総合医療センター 東京慈恵会医科大学附属柏病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 東京ベイ・浦安市川医療センター 千葉県済生会習志野病院 千葉西総合病院 海上自衛隊下総航空基地	航空搬送拠点
広域物資拠点（物資の管理、市の物資集積拠点への輸送）	民間営業倉庫	
広域災害ボランティアセンター	西部防災センター	東葛飾広域災害ボランティアセンター

※松戸市消防局受援計画に基づく拠点

2 自衛隊の災害派遣要請・受入れ

（1）災害派遣要請

市長（本部長）は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

（2）派遣要請の手続き

市長（本部長）が知事に対して災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、通信の途絶等で知事に要求できないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後、所定の手続きを行う。

本部事務局は、これらの手続きを実施する。

〈災害派遣要請の手続き〉

連絡先	千葉県知事
要請事項	① 災害の情况及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等その他参考となるべき事項

〈緊急時の最寄り連絡先〉

部隊名	陸上自衛隊需品学校【松 戸】
連絡責任者（時間外）	企画室副室長（駐屯地当直司令）
連絡先	電話 047-387-2171 内線 202、203（302）
時間内 8:00～17:00（時間外）	県防災行政無線 636-721、当直 636-723

(3) 受入体制

情報・運用支援は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような受入体制を整える。

〈自衛隊の受入体制〉

項 目	内 容
作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容 ② 作業箇所別必要人員及び必要機材 ③ 作業箇所別優先順位 ④ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ⑤ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資器材の準備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に係る管理者の了解を速やかに取りつけるよう事前に配慮する。
自衛隊集結候補地	陸上自衛隊松戸駐屯地、江戸川河川敷
交渉窓口	① 連絡窓口を一本化する。 ② 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

(4) 自衛隊の派遣活動

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつやむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。

〈自衛隊の支援活動〉

項 目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷病者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市等が提供するものを使用する。
応急医療、救護、防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市等の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸

項 目	活 動 内 容
緊急輸送	送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(5) 自衛隊の自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

〈自衛隊自主派遣の判断基準〉

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること
- ④ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

(6) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとする。ただし、他市町村にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村長が協議して定める。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等

エ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

(7) 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、市長（本部長）は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、知事に対して派遣部隊の撤収要請を依頼する。

3 自治体等への応援要請

(1) 応急対策職員派遣制度

応急対策職員派遣制度により他の市区町村職員による災害マネジメント等の対口支援を確保する場合は、対口支援団体の決定前においては県を通じて総務省へ、対口支援団体の決定後においては対口支援団体へ、総括支援チーム※の派遣を要請する。

※災害マネジメント総括支援員（災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職の経

験などを有する者）と災害マネジメント支援員（避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者）など数名で構成し、被災市区町村長の指揮下で災害マネジメントを総括的に支援するチーム。

(2) 県への応援要請

市長（本部長）は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要求及び応急措置の実施の要請を行う。

県は災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を情報連絡員として市に派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集するため、市は情報連絡員の受け入れ、連絡調整を円滑、適切に行う。

(3) 指定地方行政機関等への応援要請

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関もしくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣要請、又はその派遣について知事に対しあつせんを求める。

〈県、指定地方行政機関等への要請手続き〉

種 別	県への応援要請	指定地方行政機関等への応援要請等
要 請 先	千葉県知事	指定地方行政機関又は特定公共機関 (あつせんを求める場合は県)
要請内容	①災害の状況 ②応援を必要とする理由 ③応援を希望する物資等の品名、数量 ④応援を必要とする場所・活動内容 ⑤その他必要な事項	①派遣の要請・あつせんを求める理由 ②職員の職種別人員数 ③派遣を必要とする期間 ④派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤その他職員の派遣・職員の派遣のあつせんについて必要な事項
根拠法令	災害対策基本法第 68 条	派遣：災害対策基本法第 29 条 あつせん：災害対策基本法第 30 条 地方自治法第 252 条の 17
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、防災行政無線で行い、事後文書送付）	

(4) 県内市町村との相互応援

大規模地震等の災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、消防以外の分野に関し「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援を要請する。

〈県内市町村への応援要請手続き〉

要 請 先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、防災行政無線で行い、事後文書送付）	
要 請 事 項	①被害状況 ②応援の種類 ③応援の具体的内容及び必要量 ④応援を希望する期間 ⑤応援場所及び応援場所への経路 ⑥前各号に掲げるものの他必要な事項	
応 援 の 種 類	①食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供 ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資	

	の提供 ③救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ④救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ⑤被災者の一時収容のための施設の提供 ⑥被災傷病者の受入れ ⑦遺体の火葬のための施設の提供 ⑧ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ⑨ボランティアの受付及び活動調整 ⑩前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項
--	---

(5) 応援隊の受け入れ・活動支援

情報・運用支援班は、応援隊の活動拠点施設、宿泊先（候補施設：松戸競輪場宿泊施設）、食料、資器材等の手配を行う。

また、各部・各班からの応援要請に基づき応援者を配分する。各活動現場においては、各部・各班が応援者の業務について対応する。

4 消防の広域応援要請

(1) 広域消防応援体制

ア 千葉県広域消防相互応援協定に基づく体制

消防局長は、県内消防機関による広域的な応援が必要と認めるときは、直ちに市長（本部長）に報告し、「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、広域応援統括消防機関（千葉市消防局）に千葉県消防広域応援隊の応援要請を実施する。

イ 緊急消防援助隊

市長（本部長）は、災害の状況、消防局及び消防団の消防力並びに県内の消防応援を考慮して、緊急消防援助隊の応援が必要と判断した場合は、「千葉県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、千葉県知事に対して応援要請を実施する。なお、千葉県知事と連絡をとることができない場合は、消防庁長官に対し直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を知事に対し報告する。

ウ 隣接市等との消防相互応援

消防局長は、消防組織法第39条の規定に基づき、消防相互応援協定を締結している市町村等に対し応援要請を実施する。

(2) 消防機関の受け入れ

消防局長は、「千葉県消防広域応援基本計画」及び「千葉県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、応援部隊の受け入れ、指揮及び運用を行う。（活動拠点：松戸市消防訓練センター他消防局の指定する場所）

(3) 消防防災ヘリコプターの応援要請

消防局長は、航空消防応援が必要となったときは、市長（本部長）に報告し「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」に基づき、ヘリコプターの応援要請を実施する。

5 水道・下水道事業体の相互応援

(1) 水道

水道部は、災害時の給水等の応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、他の水道事業体等に応援要請をする。

(2) 下水道

建設部は、「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応急措置の支援を要請する。

6 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請

市長（本部長）は、土木構造物等到大規模な被害が発生し、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を得ることが必要と判断した場合には、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請を行う。

第14節 生活関連施設等の応急対策

【計画の指針】

想定地震が発生した場合、水道は4割以上が停止し、復旧に1週間以上を要するおそれがある。
また、ガス漏れや漏電等による火災等が発生する可能性もあり、二次災害の防止を考慮した応急復旧対策が必要となる。さらに、ライフライン施設が大量に被災した場合には、長期間の生活支障が発生し、機能の早期回復や代替サービスの提供等を迅速に行うことが重要となる。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 上水道施設	水道部、県企業局
2 下水道施設	建設部、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所
3 電力施設	東京電力パワーグリッド(株)
4 都市ガス施設	京葉瓦斯(株)
5 通信施設	東日本電信電話(株)
6 郵便	日本郵便(株)
7 道路・橋梁	建設部、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所
8 鉄道	東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)
9 バス	京成バス(株)、新京成電鉄(株)、東武バスイースト(株)、成田空港交通(株)
10 河川	建設部、県東葛飾土木事務所、江戸川河川事務所

1 上水道施設

ア 応急体制の確立

水道部は、応急活動体制を確立し生活用水の確保と応急復旧に対応する。

なお、市では対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業体等の応援を得て復旧を行う。

イ 活動内容

応急復旧に当たっては、被害状況を把握し応急復旧対策を確立し、①取水、導水、浄水、配水施設の復旧、②主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路、の優先順位で復旧する。

県企業局では、災害が発生した場合に備え「千葉県地域防災計画」を基本に「企業局水道事業震災対策基本計画」を策定して、県及び関係市町村と密接に連携を図り、災害に対処することとしている。

2 下水道施設

建設部及び県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所は、下水道の応急復旧対策を行う。

(1) 応急活動体制の確立

被害が発生した場合は、必要な要員を動員して応急活動体制を確立する。

(2) 応急活動

被害が発生した場合は、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行う。樋門・ゲートについて、適切に運転（開閉）を行い、放流先（河川等）からの逆流による浸水被害を防止する。

(3) 下水道の復旧対策

詳細な被害調査を実施し復旧計画を作成して復旧作業にあたる。

3 電力施設

東京電力パワーグリッド(株)は、地震その他非常災害に対して、人身事故の防止並びに設備被害の早期復旧に努める。

また、感電事故並びに通電復旧時の漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。

〈電気に関する広報事項〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①切れた電線や、たれ下がった電線には絶対触らないこと。②使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。③外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。④電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにコンタクトセンターへ連絡すること。⑤建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は絶縁検査を受けてから使用すること。 |
|---|

4 都市ガス施設

京葉瓦斯(株)は、地震又は重大事故の発生により広範囲にわたりガス工作物の被害及びガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図るため、日頃から緊急措置及び復旧活動のための組織、人員、機材及び図面等を整備するとともに、災害時には速やかに災害防止のための体制を確立する。

災害時には、供給区域全域の供給を停止することなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、住民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防機関、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧見通しについて広報する。

〈ガスに関する広報事項〉

(1) 地震発生時の対応

- ① ガス栓を全部閉めること。
- ② ガスメーターのそばにあるメーターガス栓を閉めること。
- ③ ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。
- ④ 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。

(2) マイコンメーター（前面にランプがあるメーター）が作動してガスが出ない場合

- ① 左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。
- ② 操作終了後3分間マイコンによる漏えい検査のためガスの使用はしないこと。

(3) 供給を停止した場合

- ① ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーターガス栓を閉め、ガス事業者から連絡があるまで待つこと。
- ② ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス事業者が各家庭の設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。

5 通信施設

電話等通信は災害時における情報の収集、伝達手段として住民はもとより、行政等災害対策関係者にとって必要不可欠なものであるため、東日本電信電話(株)ほか、各通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

また、震災のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

〈電話に関する広報事項〉

- ① 通信途絶、利用制限の理由と内容
- ② 災害復旧措置と復旧見込時期
- ③ 通信利用者に協力を要請する事項
- ④ 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板サービスの提供開始

6 郵便

(1) 郵便事業

日本郵便(株)は、被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

(2) 郵便局

日本郵便(株)は、被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等を行う。

また、日本郵便(株)の災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

7 道路・橋梁

(1) 全般

地震が発生した場合、建設部及び各道路管理者は、緊急輸送道路・災害時重要路線を最優先に、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

(2) 国道

被害状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急措置を行い交通路の確保に努める

(3) 県道

ア 道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、災害発生時における県土整備部の対応計画やマニュアル等の定めるところにより、ライフライン占有者、建設業者及び市町村等からの道路情報の収集に努めるとともに、県東葛飾土木事務所はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

イ ライフライン施設の復旧における道路法の事務手続きについては、「災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて」に基づき、迅速な対応を図る。

ウ 被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路1次路線」など交通上重要と認められるものについて最優先に応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

(4) 市道

ア 建設部は、市域内の道路の亀裂、陥没、冠水等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無などについて調査し、本部事務局及び千葉県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。

イ 上・下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報するとともに、現場付近の安全確保に努める。

ウ 災害により被害を受けた市道については、災害時重要路線を優先し、次のような実施手順に従って応急復旧を行う。

(ア) 通行車線の確保などの応急復旧目標の設定

(イ) 道路の亀裂や陥没等の修復、がけ崩れ等による道路上の障害物除去などの応急復旧方法の選定

(ウ) 落下した橋梁、若しくはその危険があると認められた橋梁が応急復旧ができない場合、所轄警察署等関係機関と連携し、交通規制の標示等必要な措置を実施

8 鉄道

(1) 運転規制

各鉄道事業者は、揺れの測定値に基づき列車の運転を停止させ点検を実施する。異常がないことを確認後、運転規制を解除する。

(2) 乗客の避難誘導

ア 駅における避難誘導

駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた一時滞在スペースに誘導し避難させる。旅客を一時滞在スペースに誘導した後、さらに松戸市から一時滞在施設への避難指示があった場合又は一時滞在スペースが危険のおそれがある場合、一時滞在施設へ避難するよう案内する。

イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。火災等によりやむを得ず、旅客を降車させる場合は、地形等を考慮し、特に高齢者や子供、妊婦等に留意し、他の旅客の協力を要請して安全に降車させる。この場合、隣接線路の歩行が危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

ウ 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者が駅構内に滞留した場合は、市と連携して帰宅困難者に情報を提供するとともに、安全が確認できしだい、あらかじめ定めた一時滞在スペースに誘導し、安全を確保する。

(3) 乗客の救護活動

災害による事故で負傷者が発生した場合は、駅従業員、乗務員等が救護にあたる。

9 バス

各バス会社は、地震が発生し、運行が危険と判断した場合、速やかに安全と思われる場所に停車し、旅客の安全を確保する。

旅客の身に危険が及ぶと判断した場合は、所属営業所管理者の指示を得て、最寄りの市指定の避難場所へ誘導する。

10 河川

建設部及び各河川管理者は、河川施設の緊急点検を実施するとともに、被害状況と危険箇所を把握し、河川を閉塞しているガレキの撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施する。

第15節 教育対策・保育対策

【計画の指針】

- 学校等において授業時間内に地震が発生した場合は、保護者の引き取りがあるまで生徒・児童・園児を安全な場所で保護し、施設の被災情報や安否情報等を保護者等に提供する。
- 避難所に指定されている場合は、避難所直行職員、避難所担当職員、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会などと協力して避難者の受入れ等を行う。
- 早期に避難所の自主運営体制を確立し、教育の再開を促進する。
- 災害発生時には、市内の文化財の被害状況を速やかに調査する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 災害発生時の対応	教育2部、福祉2部、小・中学校等
2 避難所開設への対応	文化スポーツ部、教育1・2部、小・中学校
3 応急教育	教育2部、小・中学校等
4 応急保育	福祉2部
5 文化財の保護	教育1部

1 災害発生時の対応

各学校、幼稚園、保育所における災害発生時の対応は、別に定められた避難計画等に基づき児童・生徒・園児等の安全を確保する。

(1) 児童・生徒・園児等の避難

学校長等は、地震が発生した場合、児童・生徒・園児等の安全を確認する。施設の被害、火災等が発生した場合は、安全な場所に避難させる。

児童・生徒・園児等は、保護者の引き取りがあるまで、一時的に保護する。

(2) 調査及び報告

ア 施設の被害状況等については、各学校長もしくは施設の管理者が、速やかに調査し、教育2部、福祉2部に報告する。

イ 避難所となる体育館の安全・点検及び施設の被害状況については、施設管理者等が避難所直行職員と連携して、災害対策本部及び教育2部に報告する。

ウ 保護者等に対しては、メール等を活用し、施設の被災情報や安否情報等を速やかに提供する体制を整える。

(3) 安否の確認

休日、夜間に地震が発生した場合は、各学校等の教職員で、児童・生徒・園児等の安否を確認する。

2 避難所開設への対応

(1) 学校及び体育館の対応

避難所に指定されている小・中・高等学校、市営体育館は、災害発生時の職員の配備計画を作成するなど、避難所の開設・運営支援等の災害対応を行う職員の役割分担を定めておく。

施設管理者、学校職員及び施設職員は、避難所直行職員、自主防災組織及び町会・自治会等と連携して、施設の開錠、施設の安全点検、避難所の開設及び避難者の受け入れを支援する。また、避難所開設後は、避難所直行職員、避難所担当職員、自主防災組織及び町会・自治会等と、避難所運営委員会のメンバーとして避難所運営に参画し、避難者による避難所運営を支援する。

(2) その他の文教施設

市が指定する避難所が使用できない場合又は、災害の規模や状況に応じて、幼稚園、保育所等、その他の文教施設の活用を検討する。

各施設の管理者及び職員は、災害発生時の対応に備え、事前に対応できる体制を検討する。

災害発生時には、災害対策本部、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会などと連携し、避難所の開設・運営等の対応を行う。

3 応急教育

(1) 応急教育計画の作成

学校長等は、立地条件などを考慮して作成した学校安全計画等に基づき、臨時の学級編成等を行い、災害状況と合致するよう速やかに調整する。

作成した応急教育計画は、教育2部に報告し、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒・園児等に周知徹底を図る。

〈応急教育の留意事項〉

教育内容	教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を実施する。
生活指導	① 児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ② 関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

(2) 災害復旧時の体制

学校長等は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童・生徒・園児等に対しては被災状況を調査し、教育2部と連携し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

また、災害の推移を把握し、教育2部と緊密に連絡の上、平常授業に戻るよう努める。

なお、避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合は、他の公共施設の確保を図るなど、早急に授業の再開ができるよう努める。

教育2部は、被災学校ごとに担当者を定め、情報及び指令の伝達に万全を期す。

(3) 応急教育の実施

地震発生後は、臨時休校（園）の措置をとる。その後、学校安全計画に基づき学校等へ収容可能な児童・生徒・園児等は、学校において指導するため、2週間後を目途に授業等の一部を再開し、それまでの間は臨時登校等の措置をとる。1ヶ月後を目標に通常の授業を再開する体制をとる。

また、他市町村へ避難する児童・生徒・園児等については、教職員の分担を定めて就学手続きの臨時的措置をとるとともに、避難した地域ごとに実状の把握に努め、必要がある場合は避難先を訪問するなどの措置をとる。

(4) 学校給食の措置

学校再開に合わせ、学校給食が再開できるように努める。再開する場合は、施設設備の消毒、

調理関係者の健康管理等、衛生に十分留意する。

施設を炊き出し等に利用する場合は、炊き出しと給食の両立に努める。また、食材等の入手が困難な場合等は一時中止する。

(5) 健康管理

災害の状況により、被災学校（園）の教職員及び児童・生徒・園児等に対し感染症予防接種並びに健康診断、心のケアについて、松戸保健所及び学校医、関係機関等と協議し実施する。

(6) 教科書・文房具・通学用品の調達・支給

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、必要な教材、学用品を給与する。

4 応急保育

福祉2部は、保育所等の被害状況を把握し、既存施設において保育できない場合、臨時保育所を設け、応急保育を実施する。また、市長が認める場合、保育料の減免又は猶予を行う。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所等で保育する。

また、被災者の復旧を支援するため、放課後児童クラブ、保育所等においては被災者の児童、園児を一時的に預かる応急保育を実施する。

5 文化財の保護

文化財の所有者及び管理者は、文化財に被害が発生した場合、文化財保護法等に基づいて教育1部に報告するとともに、被害の拡大防止に努める。

教育1部は、被害状況を調査し、国指定文化財は国へ、県指定文化財は県へ、それぞれ報告する。また、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて応急的修理等の救済措置を講ずる。

第16節 建物対策

【計画の指針】

- 地震発生後できる限り早期に被災家屋の調査を行い、被災者の生活再建の根拠となる罹災証明書の発行ができる体制を整える。
- 国、千葉県の支援内容にしたがって、地震発生後、できる限り早期に家屋の解体撤去を実施するとともに、住宅を失った被災者がいる場合、応急仮設住宅の建築、空き家のあっせんなど、必要に応じた被災者の支援を実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は千葉県が行い、市はこれを補助する。
- 公営賃貸住宅の空き家のあっせんなど被災者の住宅確保を支援する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 住家の被災調査・罹災証明	調査班、消防局
2 被災建築物の応急修理	街づくり1部
3 応急仮設住宅の提供	街づくり1部、福祉1・2部
4 空き家のあっせん	街づくり1部
5 市管理建築物の応急対策	各部・各班

1 住家の被災調査・罹災証明

(1) 住家の被災調査

調査班は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、全住家を対象に被災調査を行う。

被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）の区分として、調査を行う。なお、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切かつ円滑な調査手法を検討する。

火災により焼失した家屋等は、消防局が消防法に基づき火災調査を行う。

〈住家の被災調査〉

一次調査：外観目視調査により判定する。二次調査：被災者からの申請があった場合に、外観目視調査及び内部立入調査により判定する。
再調査：被災者から依頼があった場合、内容を精査した上で、必要に応じて再調査を行う。

(2) 罹災証明書の発行

家屋の被災調査の結果は、家屋被災台帳にまとめ、災害相談センター（※第3節の「7 住民相談」参照）にて罹災証明書を発行する。

なお、家屋以外のものが罹災した場合において、必要と認めたときは、市長が行う罹災届出証明で対応する。ただし、火災証明書の発行は、消防局が行う。

【資料編 罹災証明書、罹災届出証明申請書】

2 被災建築物の応急修理

災害救助法が適用された場合は、住家が半焼、大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。

街づくり1部は、相談窓口で住宅の応急修理の希望受付を行い、必要性を調査した上で、災害協定団体等に、建設材料、器具、労務提供等を要請する。

市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

【資料編 災害協定一覧】

3 応急仮設住宅の提供

災害救助法が適用された場合は、住家の全焼又は全壊等により、自己の資力では住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を提供する。

(1) 需要の把握

災害後に被害調査の結果から応急仮設住宅の概数を把握する。また、災害相談センター又は避難所において、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。

応急仮設住宅の入居対象者は、罹災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

〈応急仮設住宅の入居対象者〉

次のすべての条件に該当する者

- ① 住家が全壊、全焼又は流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者
 - ・生活保護法の被保護者及び要保護者
 - ・特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等
 - ・上記に準ずる者

(2) 用地確保

応急仮設住宅の用地は、公共用地を優先して確保し、ライフライン、交通等の利便性を考慮して選定する。不足が生じた場合には、民有地を借用する。

(3) 建設

応急仮設住宅は、「千葉県応急仮設住宅供給マニュアル」に基づいて県が建設する。

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会所等に使用するための施設を設置できる。

高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

【資料編 災害協定一覧】

(4) 借上型応急住宅の確保

被害状況、応急仮設住宅建設用地の確保状況、民間賃貸住宅の空き状況等を考慮し、必要に応じて民間賃貸住宅を借上型応急住宅として提供する。

(5) 入居・管理

災害時要配慮者、住宅の困窮度等を考慮して入居者の選定を行う。応急仮設住宅の供与期間は原則として2年以内とし、維持管理を実施する。

4 空き家のあっせん

街づくり1部は、公営賃貸住宅、民間賃貸住宅等の空き家の情報を収集し、被災者にあっせんする。公営住宅に関しては、公営住宅の入居者資格を有する被災者を優先的に入居できる措置を講じる。

5 市管理建築物の応急対策

街づくり1部及び建築物を管理する各部・各班は、建築物の点検及び調査を行い、応急措置を講じる。また、災害対策の拠点施設（避難所等）を優先して応急危険度判定を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

場合によっては、建築物の点検及び調査と同時に応急危険度判定を行う。

第17節 ボランティアへの対応

【計画の指針】

近年、ボランティア活動が活発になり、公平さを基本とする行政では対応しにくい被災者からのニーズに対して、きめ細かな対応が可能な災害ボランティアやNPOの活躍が広がっている。このため、ボランティアの活動環境を早期に確立し、被災地の早期復旧を推進する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 ボランティア活動の受入体制	保健医療部、福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会
2 ボランティア活動	保健医療部、福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会

1 ボランティア活動の受入体制

(1) 災害ボランティアセンターの設置

保健医療部、福祉1部は、ボランティア活動の調整機関として松戸市災害ボランティアセンター（総合福祉会館内）を設置するよう(福)松戸市社会福祉協議会に要請する。

なお、東葛飾地域の複数の市町村が災害ボランティアセンターを設置できない場合等には、県が代替拠点として、西部防災センターに広域災害ボランティアセンターを設置する。

(2) ボランティアニーズの把握

保健医療部、福祉1部は、ボランティア需要状況の的確な把握に努める。

(3) 災害ボランティアセンターの業務

松戸市災害ボランティアセンターの業務は、次のとおりである。

なお、災害ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営については松戸市災害ボランティアセンター自らの決定に委ねる。

ア ボランティアの登録及び管理

ボランティアの登録及び管理を行う。

イ ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整

ボランティア団体の情報収集及びボランティア団体間の調整を行う。

ウ ボランティアの派遣

市本部からの依頼あるいはニーズの調査に基づき、ボランティアの派遣を行う。

エ ボランティアの募集

ボランティアの募集について、市広報紙、市ホームページ、マスコミ等を通じて行う。

オ 千葉県社会福祉協議会との連携

「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、支援活動の連携を図る。また、千葉県社会福祉センターに設置される千葉県災害ボランティアセンターと連携し、必要に応じて後方支援を要請する。

(4) 市との調整

保健医療部、福祉1部は、ボランティア需要状況の的確な把握に努め、松戸市災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、市本部との連絡・調整にあたる。調整事項は、概ね次の事項である。

ア 災害ボランティアセンターの設置の協議

- イ 市内被害状況に関する情報の提供
 - ウ 対策実施状況に関する情報の提供
 - エ 県が派遣する専門ボランティアの受付調整
 - オ 報道機関などへボランティア活動に関する情報の提供
 - カ 災害ボランティアセンターに必要な資材、器材、活動資金などの提供
 - キ 災害ボランティアセンターとの連絡調整
 - ク その他の協力要請
- (5) ボランティア保険
ボランティア保険は、(福)松戸市社会福祉協議会で登録を行い市の負担で加入する。
- (6) 活動費用の負担
ボランティア活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる市が負担する。
- (7) 食事・宿泊の手配等
食事や宿泊場所の確保、手配はボランティア自身で行うことが原則であるが、困難な場合等は、必要に応じて市や関係機関が確保、手配に協力する。

2 ボランティア活動

災害時のボランティア活動にはさまざまな活動分野が求められているため、職能によって専門分野と一般分野に大別し、それぞれ次のような分野を担当するものとする。

〈ボランティアの活動〉

専門ボランティア	一般ボランティア
① 救護所等での医療、看護	① 避難所の運営
② 被災建築物の応急危険度判定	② 炊出しや食料、飲料水などの受入・配給
③ 被災宅地の危険度判定	③ 救援物資や義援品の仕分け
④ 外国語の通訳	④ 高齢者、障害者等の介護
⑤ 被災者への心理治療	⑤ 清掃
⑥ 高齢者、障害者等の介護	⑥ 情報提供・広報活動
⑦ その他の専門的知識、技能を要する活動等	⑦ その他被災地における作業など

第18節 要配慮者への対応

【計画の指針】

- 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人、医療的ケアを必要とする人等の「要配慮者」は、避難所生活など災害発生時に特別な配慮が必要となる。中でも、災害発生時の迅速な避難が困難である「避難行動要支援者」への避難支援については、十分な配慮を行う。
- 要配慮者に対しては、国が策定した「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針（平成25年8月）」、千葉県が策定した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（平成28年3月）」及び市が策定した「避難行動要支援者名簿活用の手引き（令和元年11月）」に基づき、社会福祉施設の管理者や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等と連携して支援にあたる。
- 避難誘導・支援は、町会・自治会等、連合町会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の避難支援者と連携し、実施する。
- 要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消等避難所生活に配慮する。また、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。
- 避難生活が長期化するなど必要と認める場合には、福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 要配慮者の安全確保	保健医療部、福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会
2 福祉避難所等の開設・運営	福祉1・2部
3 要配慮者の支援	保健医療部、福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会
4 社会福祉施設入所者等への支援	福祉1・2部

1 要配慮者の安全確保

(1) 要配慮者への情報提供

円滑かつ迅速に要配慮者を避難させるため、災害に関する情報や高齢者等避難、避難指示等の情報について、地域の支援組織やボランティア等を通じて、迅速に提供するように努める。

また、多様な情報ツールを活用し、迅速かつ確実に提供するとともに、聴覚障害のある方への提供方法として文字情報による提供や、必要に応じた手話通訳士の派遣などに努める。

〈伝達手段〉

- | | | |
|-------------------|----------------|-----------|
| ① 防災行政無線 | ④ ケーブルテレビのテロップ | ⑦ 安全安心メール |
| ② 緊急速報メール(エリアメール) | ⑤ 松戸市ホームページ | ⑧ SNS |
| ③ 広報車 | ⑥ 電話等口頭による連絡 | |

(2) 避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導等

事前に整備している避難行動要支援者名簿等を活用し、町会・自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、松戸市社会福祉協議会等、地域の避難支援者の協力を得ながら、速かに避難行動要支援者の被災状況及び避難状況の把握に努め、必要に応じ、避難支援者が中心となり避難誘導

や必要な支援を行う。

また、避難行動要支援者の安否を確認できない場合は、必要に応じて避難所の避難者等と協力して救出・救護、避難誘導等を実施する。

なお、避難行動要支援者名簿、個別避難計画情報については、情報の管理等に留意し、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命、身体を保護するために特に必要がある場合は、避難支援等関係者への名簿情報、避難計画情報の提供に同意のないものについても必要な限度で提供するものとする。

(3) 避難所への収容

避難所に避難行動要支援者専用スペースを確保し、収容する。

2 福祉避難所等の開設

(1) 福祉避難所の開設

福祉1部は、避難所を開設した場合には、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する福祉避難所を開設し、収容する。

また、市外の福祉施設への緊急入所を支援する。

(2) 福祉避難所等の運営

福祉1部（一部福祉2部含む。）は福祉避難所ごとに福祉避難所運営委員会を設置し、施設管理者や福祉関係者の協力を得て運営体制を確保する。

福祉避難所等の種類、入所対象者、開設時期の目安は次のとおりとし、要配慮者を介助する家族等も必要最小限の範囲で入所できるものとする。

〈福祉避難所の種類等〉

種 類	対象者	開設時期
【福祉避難室】 (避難所内設置) ・小、中学校	・要介護1, 2程度 ・精神保健福祉手帳3級程度 ・療育手帳B級程度 ・乳幼児、妊産婦	発災後速やかに
【地域福祉避難所】 ・市民センター(※) ・老人福祉センター	・要介護3以上程度 ・精神保健福祉手帳2級以上程度 ・療育手帳A級以上程度	発災後48時間
【二次福祉避難所】 ・健康福祉会館（ふれあい22） ・特別養護老人ホーム ・特別支援学校	福祉避難室、地域福祉避難所での生活が困難な者	発災後72時間

※市民センターについては、風水害時は避難所として使用するが、地震災害時には、和室等を地域福祉避難所として使用する。

3 要配慮者の支援

(1) 避難所における援護対策

保健医療部は、要配慮者に対する援護対策のニーズを把握し、福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会等の福祉関係団体、避難所運営委員会、ボランティア等の協力を得て、次にあげる対策を行うよう努める。

ア 施設

障害者用仮設トイレ、携帯トイレなどの設備の設置、暑さ・寒さ対策、騒音や出入り口等の配慮を行う。

イ 生活必需品、食料

要配慮者に配慮した食料、介護ケア用品を供給する。

ウ 介護支援

必要なケアサービスを確認し、ボランティア等による介護等を行う。

(2) 社会福祉施設等への収容

福祉1部は、避難所での介護等が困難な避難行動要支援者を、可能な限り社会福祉施設等へ収容させるため、福祉施設等に受け入れを要請するよう努める。

(3) 巡回相談等の実施

災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、ケースワーカー、ボランティア等の専門家によるホームヘルプサービス、要介護者への巡回相談等に努める。

(4) 在宅福祉サービスの継続的提供

被災した避難行動要支援者、障害者等に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、高齢者や障害者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

4 社会福祉施設入所者等への支援

(1) 安全確保

施設管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。

また、火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

福祉1・2部は、社会福祉施設の状況を把握し、避難等の支援を行う。

(2) 施設における生活の確保

災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、原則として施設管理者が対応するが、緊急を要する場合は、福祉1・2部が必要な支援を実施する。

また、市外の施設等へ移動する場合の支援も行う。

第19節 帰宅困難者・駅滞留者への対策

【計画の指針】

地震被害想定による市内への就業者、通学者の滞留は約1万9千人で、市内の通過列車数が多い通勤時間帯に地震が発生した場合はさらに多くの乗客が滞留するおそれがある。

このため、鉄道事業者、交通機関等が連携して、旅客等の安全を確保するとともに、帰宅に必要な情報提供等を行うことが重要である。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 大規模集客施設、駅等における対応	施設を管理する部・班、鉄道及びバス事業者、大規模集客施設
2 帰宅困難者等の把握と情報提供	本部事務局、街づくり1・2部、経済振興部
3 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	本部事務局、街づくり1・2部
4 徒歩帰宅支援	本部事務局、街づくり1・2部

1 大規模集客施設、駅等における対応

鉄道事業者、駅周辺事業者や施設管理者等は、災害が発生した場合、管理する施設及び周辺の安全を確認したうえで、利用者を施設内又は屋外の安全な場所（一時滞在スペース）に誘導し、安全を確保する。

大規模集客施設や駅等では、従業員や児童等の一斉帰宅行動を抑制するため、食料や飲料水等の備蓄物資の可能な範囲での提供、安否情報等の収集・提供に努める。

また、企業及び学校などにおいて、従業員、顧客等が自力で帰宅することが困難となった場合は、各施設の管理者が対応することを原則とする。

2 帰宅困難者等の把握と情報提供

(1) 帰宅困難者等の状況把握

駅、大規模集客施設等と電話、メール、MC A無線等可能な手段で連絡を取り、被害状況、運行状況、帰宅困難者等の発生状況を把握する。

また、一時滞在施設、避難所等から被害状況を確認し、収集した情報をメール、FAX、市ホームページ等により関係機関へ提供する。

(2) 情報提供

市及び鉄道・バス事業者、大規模集客施設や施設管理者等は、広域的な被災状況や道路、交通機関の状況、家族等との安否確認方法などの帰宅支援情報を帰宅困難者等に提供する。

また、各施設において、情報の掲示やアナウンス放送を行い、一時滞在施設の開設状況など必要な情報を提供する。

3 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(1) 一時滞在施設の開設

市は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、松戸市民会館、松戸市民劇場等に一時滞在施設を開設する。また、一時滞在施設の開設状況を千葉県へ報告するとともに、鉄道事業者、駅周辺事業者及び施設管理者等へ連絡する。

(2) 帰宅困難者の受入れ

鉄道・バス事業者、大規模集客施設や施設管理者等は、各施設において一時滞在施設の開設状況について広報するとともに、周辺事業者等と連携して、一時滞在施設へ案内・誘導を実施する。

一時滞在施設では、帰宅困難者へ飲料水や食料等の備蓄物資を可能な範囲で配布するとともに、災害関連情報や交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

4 徒歩帰宅支援

(1) 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

震災発生後コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、九都県市が災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、千葉県と連携して支援の要請を行う。

(2) 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報を提供する。

第4章 災害復旧計画

第1節 住民生活安定対策計画

【計画の指針】

被災者の生活再建を促進するため、市及び関係機関は、生活再建支援策を速やかに周知し、手続きの円滑化を図る。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 税等の減免等	調査班
2 災害弔慰金の支給等	保健医療部、福祉1部
3 生活福祉資金の貸付け	(福)松戸市社会福祉協議会
4 郵便物の特別取扱い等	日本郵便(株)
5 雇用の確保	経済振興部、松戸公共職業安定所
6 公共料金の特例措置	各公共機関
7 災害公営住宅の建設	街づくり1部
8 災害応急資金の融資	経済振興部
9 義援金の保管及び配分	福祉1部
10 被災者生活再建支援金の支給	福祉1部、財務班
11 介護保険における対応	福祉1部

1 税等の減免等

松戸市税条例、県県税条例等の規定に基づき、被災した市税及び県税等の納付義務者（以下「被災納税者等」という。）に対し、市税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(1) 期限の延長

災害により被災納税者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は納付もしくは納入することができないと認めるときは、市長は適用地域及び期日を指定してその期限を延長するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた被災納税者等が市税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき法令等に定められている期間において、徴収を猶予する。

(3) 滞納処分の執行の停止

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予の減免等適切な措置を講じる。

(4) 減免

被災納税者等の申請に基づき、減免する。

(5) 保育料の減免等

災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免することができる。

2 災害弔慰金の支給等

(1) 災害弔慰金の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金の貸付け

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

(4) 災害見舞金の支給

「松戸市災害見舞金支給要綱」（昭和55年3月31日告示第48号）に基づき、地震等により被害を受けた者に対し災害見舞金を支給する。

3 生活福祉資金の貸付け

「生活福祉資金貸付事業制度要綱」（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯等に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

4 郵便物の特別取扱い等

日本郵便(株)は、災害救助法が発動された場合は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する

イ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施する。

ウ 災害時における窓口業務の維持

エ (株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

5 雇用の確保

松戸公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

〈職業安定所の職業のあっせん〉

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置② 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施③ 職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用④ 雇用保険の失業給付に関する特例措置 |
|--|

6 公共料金の特例措置

各公共機関は、被害を受けた住民の生活を支援するため、災害の規模に応じ公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

7 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、街づくり1部は、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設もしくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

8 災害応急資金の融資

経済振興部は、災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について対応を行う。

(1) 中小企業者への融資資金

災害により被害を受けた中小企業の再建と経営安定のため、必要な資金並びに事業費の融資等の支援を促進する。

(2) 農林漁業者への融資

農林水産業者の災害復旧や経営安定のため、政府系金融機関等が行う融資について、とうかつ中央農業協同組合等と連携を図る。

9 義援金の保管及び配分

(1) 義援金の受入と保管

市に送付された義援金は、保健医療部が受付け、指定金融機関へ預け入れ、保管する。

また、日本赤十字社等を通じて配分された義援金を受付ける。

【資料編 義援金品受領書】

(2) 義援金の配分

義援金の配分については、災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。県に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その基準に従う。

日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。

10 被災者生活再建支援金の支給

「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）に基づき、災害救助法が適用される等一定規模以上の災害により、生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金を支給する。

(1) 対象世帯

自然災害により被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金が支給される。

ア 住宅の全壊した世帯

イ 住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(2) 被災者生活再建支援金の支給

支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。

〈対象世帯別支給限度額〉

〈対象世帯別支給限度額(単数世帯の世帯主)〉

	定 額①	住宅の再建の態様等に 応じて定額加算②	合計③	定 額①	住宅の再建の態様等に 応じて定額加算②	合計③
全壊 世帯 解体	100 万円	住宅を建設・購入する世帯 200 万円	300 万円	75 万円	住宅を建設・購入する世帯 150 万円	225 万円
		住宅を補修する世帯 100 万円	200 万円		住宅を補修する世帯 75 万円	150 万円
		住宅を賃借する世帯 50 万円	150 万円		住宅を賃借する世帯 37.5 万円	112.5 万円
大規模 半壊 世帯	50 万円	住宅を建設・購入する世帯 200 万円	250 万円	37.5 万円	住宅を建設・購入する世帯 150 万円	187.5 万円
		住宅を補修する世帯 100 万円	150 万円		住宅を補修する世帯 75 万円	112.5 万円
		住宅を賃借する世帯 50 万円	100 万円		住宅を賃借する世帯 37.5 万円	75 万円
中規模 半壊 世帯	—	住宅を建設・購入する世帯 100 万円	100 万円	—	住宅を建設・購入する世帯 75 万円	75 万円
		住宅を補修する世帯 50 万円	50 万円		住宅を補修する世帯 37.5 万円	37.5 万円
		住宅を賃借する世帯 25 万円	25 万円		住宅を賃借する世帯 18.75 万円	18.75 万円

同一の自然災害により二以上の被害を受けた場合の支援金の額は、上記表で、①+②の内最大額のもの=③とする。

※被災世帯でその属する者の数が一である世帯においては、「単数世帯の世帯主に対する支援金の額」（複数者による世帯の3/4の額）が適用される。

(3) 千葉県被災者生活再建支援事業

ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。

イ 本事業の実施主体は、市町村とする。（県から市への補助方式：補助率 8/10）

ウ 支援金の支給額は上記(2)と同等とする。

11 介護保険における対応

災害によって被害を受けた被保険者に対して、認定更新申請期限の延長、給付制限等の緩和、給付割合の変更等の対応をとる。

第2節 生活関連施設の復旧計画

【計画の指針】

災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を作成し、早期復旧を目標にその実現を図る必要がある。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 災害復旧事業	各部・各班
2 国の財政援助等	各部・各班

1 災害復旧事業

市は、国及び千葉県と連携して災害による被害の再発防止に努め、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。

市が実施する災害復旧事業又はその他関係事業は、別の法律に定めるところにより、国及び千葉県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

2 国の財政援助等

財政の援助及び助成は、適正かつ速やかに行うものであるが、法律等により国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業については、主務大臣が行う災害復旧事業費の決定を、都道府県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果に基づき行うこととなっている。

法又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる法律並びに災害復旧事業は次のとおりである。

(1) 法律により一部負担又は補助するもの

国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は次のとおりである。

〈法律等による災害復旧事業〉

法 律	補 助 を 受 け る 事 業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、公園の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急施を要する土地区画整理事業
海岸法	海岸保全施設（堤防、突堤、護岸、胸壁）の復旧作業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関災害復旧事業、感染症予防事業

法 律	補 助 を 受 け る 事 業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用の一部
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者更正援護施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業
砂防法等	土砂災害防止対策

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

市及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。

第3節 災害復興計画

【計画の指針】

被災した住民の生活や企業活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠となる。また、復興によって被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に地域の構造をよりよいものに改変することが望ましい。

そのためには、再建の途上にある住民や企業者、その他関係機関が積極的に復興事業に参画できる条件や環境の整備を速やかに行い、調整及び合意形成を十分に行うことが重要である。

1 復興まちづくり

市街地が壊滅的な被害をうけた場合、再び地震による災害を被らないためには、安全で快適な都市空間を確保して新たな社会資本を整備し、「災害に強いまち」を形成する必要がある。

このため、円滑で計画的な復興の進め方や都市像・地域像、モデルプランなどについて、住民により培われた地域文化や歴史を十分に踏まえ、そこに住む人々のコミュニティを基本としたまちづくりを行う。

復興まちづくりを行うに当たっては、市・住民・事業所で協力して行う。

また、復興担当を決め、復興のための基本方針、基本計画、合意形成の推進等を図る。

さらに、種々の復興事業推進のため、復興財源の確保に努める。

2 特定大規模災害時の措置

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、関係地方行政機関の長又は県知事に対して当該関係地方行政機関の職員の派遣又はあつせんを要請する。

第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う 対応措置

第1節 総則

1 計画策定の趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されており、千葉県内では、銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町、鋸南町が推進地域に指定されている。（平成26年3月31日現在）

本市は推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5強の揺れが想定されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、県東部・南部でより多くの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置」として定めるものである。

2 基本方針

(1) 計画の内容

計画の内容は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置

イ 地震発生に当たっても被害を最小限にとどめるために必要な防災措置等を定めることによって、住民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

(2) 計画の範囲

本計画の範囲は、原則として南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された時点から、地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急・復旧対策は、「松戸市地域防災計画」で対処する。

(3) 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。

ア 南海トラフ地震が発生した場合の松戸市の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時刻は、原則として最も混乱の発生の予想される平日の昼間（概ね午前10時から午後2時）とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

(4) 計画の実施

本計画の実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対処する。

(5) 計画の位置づけ

本計画は、「松戸市地域防災計画」の附編として位置づける。

なお、防災関係機関の業務大綱及び事前の措置は、松戸市地域防災計画震災編に準ずるものとする。

3 今後の課題

本計画の策定に当たっては、現行の体制下で考えられる可能な範囲内で盛り込むべき対策を定めた。

しかし、地震予知を前提とした対応措置は、震災対策上初めてのことであり、具体的対応措置についてさらに検討を加える必要のあるものもある。

第2節 南海トラフ地震臨時情報

1 南海トラフ地震臨時情報の種類

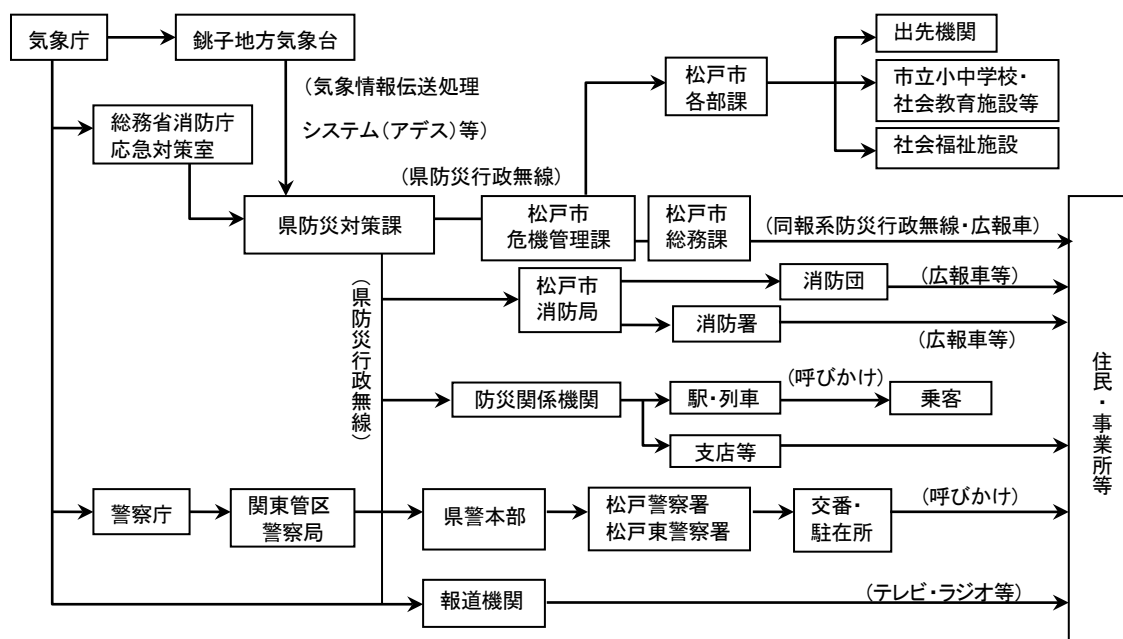
県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受け、直ちに県内市町村及び防災関係機関に伝達する。

〈南海トラフ地震臨時情報〉

南海トラフ地震臨時情報の種類	情報の発表条件	防災対応
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するか否かの調査を開始した場合、または調査を継続している場合	○特に対応はしない。
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	・南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評した場合 ・想定震源区域のプレート境界意外や、想定震源域の海溝軸外側 50Km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ・ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合	○市の体制：警戒本部設置（警戒配備） ○情報収集、行動自粛などの混乱防止措置
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合	○市の体制：災害対策本部設置（第1配備） ○交通規制、児童・生徒の帰宅措置、列車の運転規制など
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	巨大地震注意、巨大地震警戒のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	○市の体制：解除など

2 南海トラフ地震臨時情報の伝達

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、関係機関、団体等に伝達する。



〈情報連絡系統図〉

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応措置

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 活動体制	本部事務局
2 応急対策	本部事務局、福祉1・2部、教育1・2部、消防局、消防団、警察署、自衛隊、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・データ、NHK千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエム、県、東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)

1 活動体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、警戒本部を設置し、警戒配備職員を動員する。

2 応急対策

(1) 対策の基本方針

市では、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表に伴う社会的混乱を防止するために必要に応じて措置を講じる。

(2) 住民等への情報提供

混乱を防止するため、市防災行政無線、広報車、CATV、市ホームページ等によって、注意情報の内容の周知、住民のとるべき措置、今後の対応などについて広報を行う。

また、住民等からの問い合わせに対応する。

(3) 施設等への情報提供

混乱を防止するために、学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設等の関係施設等に情報を伝達する。

(4) 関係機関の活動

関係機関は、次の体制をとる。

県警察 (警察署)	ア 災害警備本部の設置 イ 関係機関との連絡調整 ウ 情報の受理伝達等
陸上自衛隊第1空 挺団	ア 第1空挺団に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。 イ 県災害対策本部に連絡班を派遣し連絡・調整を実施する。
東日本電信電話 (株)千葉支店	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 ア 通信量、通信疎通状況の監視 イ 設備運転状況の監視 ウ 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 エ 電話利用の自粛等の広報活動

(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店	次の初動措置を実施する体制をとる。 ア 通信量、通信疎通状況の監視 イ 設備運転状況の監視 ウ 輻輳発生時の規制措置
東日本旅客鉄道(株)	ア 地震防災対策本部の設置 支社、地区指導センター長及び現機関に各地震防災対策本部を設置し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。 イ 夜間、休日等において地震対策の関係者は、地震防災対策本部等あらかじめ定められた箇所に非常参集する。
新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表に備える体制に入る。
その他各防災関係機関	要員を確保し、待機体制をとる。

(5) 広報活動

日本放送協会千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエムは、非常配備体制をとり、通常番組を中断し、地震関係の報道を行う。

(6) 混乱の防止

混乱を防止するため、各機関は次の対策を実施する。

県	各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。 ア 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。 イ 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施その推進を図る。 ウ その他必要な事項
県警察 (警察署)	民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。 ア 警戒警備等、必要な措置をとる。 イ 住民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。

東日本旅客鉄道(株)	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備えて次により対応する。 ア 管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表しうる体制を整備するものとする。 (ア) 強化地域に侵入する予定の旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 (イ) 該地域内を運転する旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 (ウ) 強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。 (エ) 強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。 (オ) 石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合せ又は抑止等の手配をとる。 イ 支社社員を派遣するなど、客扱要員の増強を図る。 ウ 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 エ 階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。 オ 状況により警察官の応援要請をする。
新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。
東日本電信電話(株) 千葉支店	県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店	県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応措置

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 活動体制	各部・各班
2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達及び広報	各部・各班
3 災害警備	警察署
4 水防活動・消防活動	消防局、消防団
5 公共輸送	東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)、(株)千葉県バス協会、(株)千葉県タクシー協会
6 交通対策	建設部、警察署、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所
7 上下水道、電気、ガス、通信等対策	水道部、建設部、県企業局、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所、東京電力パワーグリッド(株)、京葉瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ
8 学校・医療機関・社会福祉施設等対策	福祉1・2部、病院部、教育2部、小・中学校
9 避難	本部事務局、情報・運用支援班、市民部、福祉1・2部、教育1・2部、消防局、消防団
10 救護救援・防疫・保健活動	保健医療部、環境部
11 その他の対策	経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部、財務班、教育1・2部、環境部

1 活動体制

(1) 市の活動体制

ア 災害対策本部の設置

市は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、災害対策本部を設置し、第1配備体制をとる。

イ 所掌事務

所掌事務は、次のとおりである。

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等各種情報の収集・伝達

(イ) 社会的混乱の防止に係る施策の実施

(ウ) 各防災関係機関との連絡調整

(エ) 市防災行政無線及び広報車等による住民への情報提供

(オ) その他必要な事項

(2) 防災関係機関の活動体制

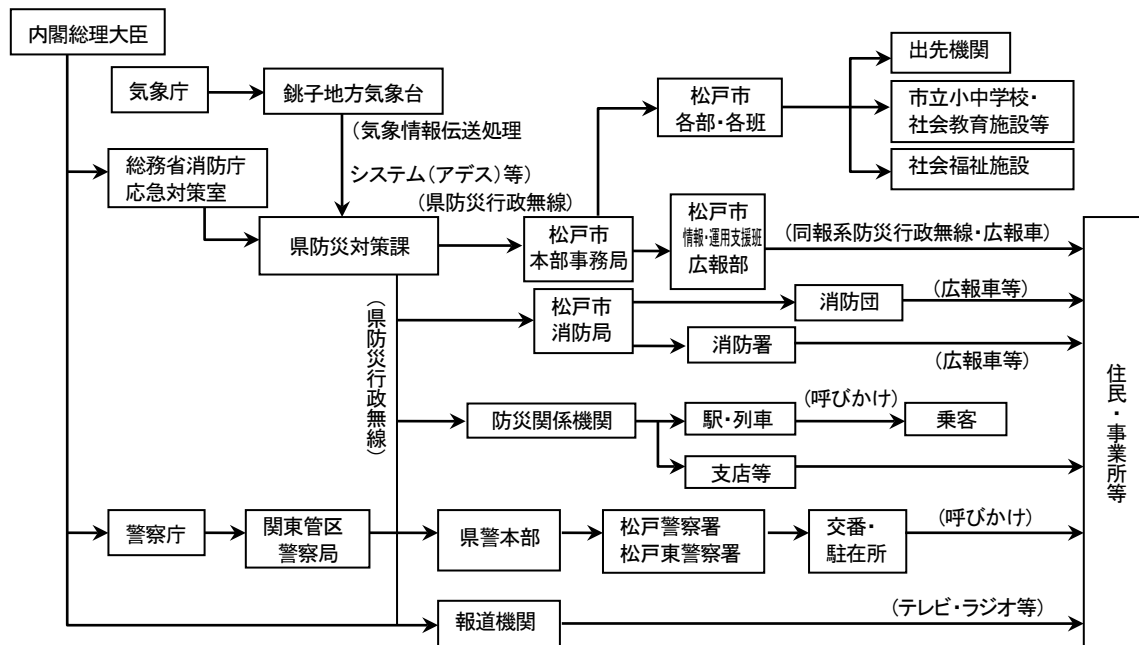
防災関係機関は、所管業務に係る必要な防災体制を整え、組織的対応措置を講ずる。

県警察（警察署）	ア 災害警備本部の設置 イ 警備要員の招集 ウ 関係機関との連絡調整 エ 情報の受理伝達等
----------	--

陸上自衛隊第1空挺団	計画に基づき災害派遣準備を実施
東日本電信電話(株) 千葉支店	ア 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置するほか、管内各営業支店においても情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 イ 要員の確保 (7) 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 (イ) 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店	ア 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 イ 要員の確保 (7) 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 (イ) 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
東日本旅客鉄道(株)	ア 地震災害警戒本部の設置 支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。 イ 地区地震災害警戒本部の設置 地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。 ウ 駅、区等地震災害警戒本部の設置 現業機関の長は、駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。
新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	災害対策本部等を設置し、必要な措置をとり得る体制に入る。
その他の防災関係機関	ア 各防災機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。また、県及び市町村が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。 イ 各防災機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。



〈情報連絡系統図〉

(ア) 情報・運用支援班は、県から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を受けたときは、直ちにその旨を各部及び防災対策上重要な機関、団体等に対して伝達する。

休日又は退庁後においては、消防局が県からの通報を受信し、危機管理課長に伝達する。

- (イ) 各部・各班は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の通知を受けたときは、所管業務上必要な関係機関及び施設に伝達する。
- (ウ) 住民に対しては、同報系防災行政無線及び広報車等により、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたことを伝達する。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときの伝達事項は次のとおりとする。

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容
- (イ) 本市に対して予想される影響
- (ウ) 各防災関係機関がとるべき体制
- (エ) その他の必要事項

〈南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の信号〉

警鐘	(5点)	●—●—●—●—●	●—●—●—●—●
サイレン	(約 45 秒)	(間隔 15 秒)	(約 45 秒)
	●—————	●—————	

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の広報

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるため、これに対処するためテレビ、ラジオ等による広報のほか、市及び各防災関係機関は、所管業務を中心に広報活動を積極的に行う。

なお、各防災関係機関の現場において混乱発生のおそれと予測されるときは、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた市本部及び必要な機関は、必要な情報を速やかに住民、市内各事業所等に対し周知を図るための広報を行う。

〈南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の広報の内容〉

【広報の項目】

- ① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容の周知徹底
- ② 地域及び家庭における冷静な対応の呼びかけ及び各種情報の提供
- ③ 防災措置の呼びかけ
- ④ 急傾斜地など避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ
- ⑤ 火気の使用自粛、水のくみおき、機械器具及び家具類の転倒防止、劇毒物薬品及び火薬類の保全、その他被害を生じると予測されるもの等の防災措置の呼びかけ

【広報の実施方法】

- ① 市防災行政無線による広報の実施
- ② 広報車による広報の実施
- ③ 防災信号による広報の実施
- ④ 自主防災組織及び町会・自治会等を通じた広報活動の実施
- ⑤ 市ホームページ
- ⑥ その他の方法による広報の実施

3 災害警備

警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、警備本部を設置し警備活動を行う。

(1) 基本的な活動

- ア 警備本部要員及びあらかじめ指定された警備要員又は特別に指示された警備要員の参集
- イ 避難の指示、警告又は誘導
- ウ 警備部隊の編成及び事前配置
- エ 通信機材・装備資器材の重点配備
- オ 補給の準備
- カ 通信の統制
- キ 管内状況の把握
- ク 交通の規制
- ケ 広報

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に係る周辺地域としての特別な活動

- ア 警備部隊の事前配置
 - (イ) 主要駅等人の集中が予想される場所
 - (イ) 交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
 - (ウ) 京葉臨海石油コンビナート地域における要点

- (エ) 災害危険場所
- (オ) その他必要と認める場所
- (3) 広報
 - ア 広報内容
 - (ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容及び関連する情報
 - (イ) 住民及び自動車運転者のとるべき措置
 - (ウ) 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況
 - (エ) その他民心の安定を図るため必要な情報
 - イ 広報手段
 - (ア) パトロールカー、広報車等の警察車両
 - (イ) 警察用航空機及び警察用船舶による広報
 - (ウ) 警察署、交番等の備付け拡声器による広報
 - (エ) 報道機関、防災関係機関への情報提供

4 水防活動・消防活動

- (1) 水防活動

消防局、消防団は、水防要員を確保するとともに、重要水防箇所の点検等を実施する。
- (2) 消防活動

消防局、消防団は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講じる。

 - ア 正確な情報の収集及び伝達
 - イ 火災・水害等防除のための警戒
 - ウ がけ地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
 - エ 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報
 - オ 資機材の点検

5 公共輸送

- (1) 鉄道会社の措置
 - ア 東日本旅客鉄道(株)
 - (ア) 警戒宣言の伝達

旅客等への伝達は次による。

 - a 駅においては、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。
 - b 運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。
 - (イ) 運行方針

県内の線区は、安全な方法により極力運転を確保する。常磐線・武蔵野線は45km/hに運転規制される。火薬類を輸送中の貨車及び石油類、塩酸、硫酸等の危険物品を積載しているタンク車は、最寄りの安全と思われる駅等に抑留し、必要な場合には、警察、消防機関に連絡する。
 - (ウ) 主要駅の対応措置

- a 旅客の混雑の状況により、適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努める。
- b 混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。
- c 旅客の混乱により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。

(エ) 乗車券の取扱い

- a 強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。
- b 状況により警戒本部長の指示又は承認を受けて、すべての乗車券類の発売を停止する。
- c 強化地域を通行する特急列車等各列車は、運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

イ 新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達

駅・車内等で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の放送を行い、旅客の協力を要請するほか、混乱防止と円滑な輸送を確保するとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関に情報を提供する。

(イ) 運行方針

防災関係機関、報道機関等との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の列車運行についての基本方針は、次のとおりである。

発令当日	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため一部列車の間引運転等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。。
翌日以降	震災時のダイヤとして、一部列車の運転中止・優等列車の各駅停車化を、乗り入れ各社と調整の上実施する。なお、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

(ウ) 列車の運転中止措置

列車の運転確保に当っては、県、警察、消防機関と一致協力して上記の措置をとるものであるが、万一住民及び事業所の協力が得られず駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合、又は踏切支障等が発生した場合には、止むを得ず列車の運転を中止する場合がある。

(2) バス、タクシーの措置

(社)千葉県バス協会、(社)千葉県タクシー協会加盟各社等は、関東運輸局千葉運輸局の指導のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を確保する。

6 交通対策

(1) 警察の対策

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、広域交通規制道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

ア 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制

イ 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を必要とする車両）の確認事務

ウ 強化地域への一般車両流入抑制広報

これらの交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者の対策

ア 市

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、建設部は、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

イ 県

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、県東葛飾土木事務所は、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

(ア) 危険箇所の点検

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

(イ) 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

ウ 国土交通省

(ア) 道路施設に関する対策

a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあっては、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。

b 地震発生の危険に鑑み、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要な補強、落下防止等の保全処置に努めるものとする。

(イ) 道路交通対策

a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合においては、パトロール等により道路状況や交通状況の把握に努める。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表を道路情報板等を用いて道路利用者へ広報を行う。

b 公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路の確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、強化地域及びその近くの地域において道路情報板等により道路利用者へ車両走行自粛の広報を行うものとする。

(ウ) 発災後に備えた資器材、人員等の輸送体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時においては、交通管理者、関係道路管理者からの要請に基づき、発災後の緊急輸送路確保に必要な資器材、人員等の輸送体制の確認を行うものとする。

7 上下水道、電気、ガス、通信等対策

(1) 上水道対策

ア 基本方針

水道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合においても、原則として平常どおりの供給を継続する。また、住民・事業所等が緊急貯水を実施することによ

って増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

イ 人員の確保、資器材の点検整備等

(ア) 要員の確保等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設整備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

また、松戸市上下水道管工事協同組合との連絡協力体制について確認する。

(イ) 資器材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資器材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

ウ 施設の保安措置等

(ア) 無線及び電話等の連絡網を確立する。

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

(ウ) 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された以降は原則として搬入を行わない。

(エ) 配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民・事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。

(オ) 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講ずる。

エ 広報

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として次のとおり広報活動を実施する。

広報 内容	① 通常の供給が維持されていること ② 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること ・飲料水の汲み置きは、ポリタンク、バケツを利用してフタをし3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。 ・生活用水の汲み置きは、浴槽等を利用し、貯水する。 ・その他、汲み置き容器の転倒防止及び汲み置き水の流出防止策を講ずる。 ③ 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制
広報 手段	① 報道機関への放送依頼 ② 広報車等による広報 ③ 水道工事店の店頭掲示等 ④ ホームページによる広報等

(2) 下水道対策

建設部及び県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所は、次の安全対策を行う。

ア 施設等の保安措置

危険物を扱う処理場、ポンプ場の運転管理について、委託業者と連携して、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施する。

また、工事現場については工事を中止し、現場の保安措置を講ずるとともに、応急資器材の点検、整備を行う。

イ 危険物等に対する措置

石油類等については、貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブの閉鎖、タンクローリーの貯蔵タンクへの移送中止、火気の使用制限等のほか、付近住民の安全確保のため必要な措置をとる。

苛性ソーダ等は、残量確認等のほか、外部への漏洩防止策等、状況に応じた必要な措置をとる。

(3) 電気対策

ア 基本方針

東京電力パワーグリッド(株)は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合においても、原則として電力の供給は継続する。

イ 人員の確保、資機材の点検整備等

サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）あるいは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合などの情報を知ったときは、事業所に参集し、資機材を整備、確保して応急出動に備えるとともに、復旧資機材の確保に努める。

ウ 施設の予防措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等に基づき、電力施設に関して、特別巡視及び特別点検等、通信網の確保、応急安全措置の予防措置を講ずる。

エ 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

広報内容	① 無断昇柱、無断工事をしないこと ② 断線、電柱の倒壊折損を発見した場合には、絶対に手を触れず、コンタクトセンターへ通報すること ③ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを必ず切ること ④ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと ⑤ その他必要な事項
広報手段	① 報道機関による広報 ② 広報車等による広報

(4) ガス対策

京葉瓦斯(株)は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、次の対策を講じる。

ア 基本方針

地震発生時の二次災害の防止、又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。

イ 人員の確保

勤務時間内	全社員に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表を伝達し、あらかじめ定めた要員は本部の指示に従う。
勤務時間外	要員に電話等により出動を指示する。なお、要員がテレビ・ラジオ等で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表を覚知した場合、動員は自動発令されたものとする。
工事会社の動員	当社の指示により、必要に応じて動員を行い、警戒体制に入る。

ウ 施設の保安措置等

- (ア) あらかじめ定めたガス工作物等の巡視・点検を行うための体制を準備する。
- (イ) 工事中又は作業中の工事等は中止し、必要な安全措置を講じる。
- (ウ) 無線及び電話等の連絡網を確認し、必要に応じ、通信設備の機能確認を行う。
- (エ) 本社、事業所等の見学者、来訪者等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された旨を伝達し、避難、帰宅させる。
- (オ) 工事現場では直ちに作業を中止し、安全措置を講じて警戒体制に入る。その他の者は日常生活を制限し、地震が極度に切迫した場合、直ちに安全な状態で作業を中止できるようにする。

エ 広報

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問い合わせに対応できる受付体制を整える。また、大口需要家及び地下街、地下室等に係る需要家には個別に連絡を取り、ガス使用上の注意及び地震発生時の対応（使用制限、供給停止等）について確認する。

広報内容	① 引き続きガスを供給していること ② 避難する際のガス栓及びメーターガス栓の処理方法 ③ 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合についての注意
広報手段	① 広報車により、直接需要家に呼びかける。 ② 関係防災機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道機関による広報について協力を要請する。

(5) 通信対策

ア 東日本電信電話(株)

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達され防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。

要員の確保	応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は、次による。 ① 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。 ② 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。
情報連絡室の設置	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、千葉支店管内各地域支店は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。
資機材の点検、確認等	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、次の措置をとる。 ① 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検、確認 ② 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認 ③ 工事中施設等の安全対策
応急対策	(ア) 電話の輻輳対策 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。 ① 防災機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。 ② 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないよう

	トラフィック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。 (イ) 手動通話、番号案内 ① 非常、緊急通話の取扱いは確保することとし、その他“100”番通話に対しては、可能な限り取り扱う。 ② 番号案内業務は、可能な限り取り扱う。 (ロ) 電 報 非常、緊急電線の取扱いは確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。
電話の輻輳時の広報	電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。 「〇〇地方の電話はただ今混み合っており、かかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関などの緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」

イ (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、次の対策を講ずる。

基本方針等	東日本電信電話(株)に準ずる
資機材の点検、確認等	① 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認 ② 災害復旧用資機材、車両の確認 ③ 工事中施設等の安全対策
応急対策	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。 ① 防災機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 ② 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行う。

8 学校・医療機関・社会福祉施設等対策

(1) 学校等対策

教育2部及び各学校、幼稚園の教職員は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、児童・生徒等の安全を確保するとともに、学校等施設の保全を図るため、次のとおり対処する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後は、直ちに授業を中止し、下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。

イ 児童・生徒等の下校方法については、実態に応じて次のように定める。

(ア) 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。

(イ) 交通機関を利用している児童・生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。

ウ 学校等に残留し、保護する児童・生徒等（上記(ア)・(イ)以外の者）については、人数をあらかじめ把握し、教職員の職務内容に従って対処する。

エ 保護者への連絡は通信不能の事態も考慮の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、

徹底させておく。

オ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が解除されるまで、臨時休校とする。

カ 防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全確認をし、必要な措置をとる。

キ 実践的な防災計画により、教職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。

ク 地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

(2) 病院・診療所対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の医療体制は、県立病院に準じた対応をとる。なお、民間医療機関に対しては(一社)松戸市医師会を通じて要請する。

なお、市立総合医療センターの具体的対応は、次のとおりである。

ア 診療方針

(ア) 外来患者の診療は状況等に応じ可能な限り平常どおり行う。

(イ) 入院患者のうち退院及び一次帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。

(ウ) 手術及び検査は、可能な限り延期とし、医師が状況に応じて適切に対処する。手術予定については、緊急やむを得ない場合をのぞき、延期するなどの措置を講ずる。

(エ) 手術中の場合は、医師の判断により安全措置をとる。

イ 来院者、入院者等に対する情報の伝達、取るべき行動に関する指示

(ア) 収集した情報は、入院患者等に不安を与えないよう、必要に応じ適宜連絡、伝達する。

(イ) 外来患者のうち特に急を要する患者以外に対しては、受診の自粛を事前に呼びかける。

ウ 入院患者の安全確保、施設の保安措置等

(ア) 建物、設備の点検を行い、危険物及び可燃物設備については、発災による被害防止又は軽減を図るため必要な措置を与える。

(イ) 非常用設備の試運転、非常用備品の確保を講ずる。

(3) 社会福祉施設対策

社会福祉施設は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、迅速かつ的確な防災措置を講ずることにより、施設及び要援護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として対応措置を講ずる。

ア 情報の受伝達を行う。

イ 施設の防災点検を行う。

ウ 出火防止を行う。

エ 通所（園）者、入所者等の安全確保、応急救護体制、避難スペースの確保及び食料、飲料、医薬品、衛生材料、生活物資等の確保を行う。

オ 要保護者の引き渡しは、通常の方法で保護者に引き渡す。保護者への引き渡しが進むまで乳幼児・通所施設利用者は各施設で保護する。

カ 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置

引き渡し方法は、あらかじめ定め、保護者と十分な打ち合わせをし、防災訓練等を通じて防災教育を行う。

9 避難

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ等の危険性が特に高い地区にあつては、市長は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、避難対象地区に対して避難指示を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講ずる。

なお、避難指示の内容は、松戸市地域防災計画震災編第3章を参照のこと。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の措置

- ア 避難指示
- イ 避難所の確認
- ウ 情報伝達体制の確認
- エ 関係機関に対する避難所開設の通知
- オ 避難所への職員派遣
- カ 災害時要援護者に対する援護措置
- キ 給食、給水措置
- ク 生活必需物資の給与
- ケ 避難対象地区の防火・防犯パトロール

(2) 事前の措置

市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

- ア 避難対象地区の選定
- イ 避難所の指定
- ウ 避難指示体制の確立
- エ 情報伝達体制の確立
- オ 災害時要援護者に対する介護体制の確立
- カ 住民に対する周知

10 救護救援・防疫・保健活動

(1) 救護救援

公共施設に救護所の設置を準備し、(一社)松戸市医師会に対して、連絡体制の確保、発災後の負傷者への対応への準備を要請する。

(2) 防疫

保健医療部及び環境部は、松戸保健所の指示により次の体制を整える。

- ア 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること。
- イ 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること。

(3) 保健活動

保健医療部は、災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

- ア 地震発生に備え、医療機関の開設状況や救護活動の準備状況、災害時要援護者の状況の把握等情報収集を行う。災害時要援護者の把握については、プライバシーの保護に十分注意する。
- イ 避難者の健康管理及び要配慮者への処遇調整を行う。
- ウ 保健師の派遣の必要性について検討し、必要時は、松戸保健所を通じ県に派遣依頼をする。
- エ 避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による不安への対応を実施する。

1.1 その他の対策

(1) 食料、医薬品の確保

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、発災後の被害者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、次の措置を講ずる。

ア 食料の確保

経済振興部、文化スポーツ部は、次の措置を行う。

(ア) 米穀の確保に当たっては、県に対し災害応急食料割当申請を行えるよう準備体制をとる。

(イ) 米穀小売販売業者又は卸売業者等へとう精準備体制をとるよう指示する。

(ウ) 民間業者（団体）に対して、在庫確認及び出庫準備体制をとるよう要請する。

イ 医薬品の確保

保健医療部は、(一社)松戸市薬剤師会に対し、医薬品の供給準備体制をとるよう依頼する。

(2) 緊急輸送の実施準備

財務班及び各防災機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講ずる。

ア 緊急輸送車両の確保

緊急輸送に必要な車両、人員等を確保し、運行計画の調整等必要な措置をとる。

イ 緊急輸送車両の確認

第3章 第6節の「2 緊急通行車両等の確認」による。

ウ 関係団体による協力

協定先の輸送会社等に緊急輸送の準備を要請する。

(3) 市が管理、運営する施設対策

市が管理、運営する社会教育施設、社会体育施設等については、原則として開館、開催を自粛するものとする。このため、各部・各班は、施設利用者に対して協力を呼びかけるとともに、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を実施する。

(4) 危険な動物の逃走防止

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時においてとるべき措置は、次のとおりである。

ア 「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」により、あらかじめ定めた緊急措置をとる。

イ 動物が施設から逃走したときは、同細目等により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講ずる。

第5節 住民等のとるべき措置

本市においては、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に伴い、若干の社会的混乱が発生することが予想される。市、県、各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関が全ての防災活動を行うことは不可能であり、住民、自主防災組織、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものである。

本章では、住民、自主防災組織、事業所が平常時、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

1 住民のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	(1) 家や塀の耐震化を促進する。 ア わが家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。 イ ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適確なものは改築、補強する。 (2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。 イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 ウ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 (3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 ア ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。 (4) 消火器、消火用水の準備をする。 ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 イ 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。 (5) 非常用飲料水、食料の準備をする。 ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく（1人1日分の生命水 約3リットル）。 イ 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩等）を3日分程度準備しておく。 (6) 救急医療品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾などを救急箱に入れて準備しておく。また、処方箋のコピーを用意しておく。 (7) 生活必需品の準備をする。 下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。 (8) 防災用品の準備をする。 トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。 (9) 防災講習会、訓練へ参加する。

区 分	と る べ き 措 置
	市、消防局、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。 (10) 家族で対応措置の話し合いをする。 ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表時や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 ウ 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。 (11) 自主防災組織に積極的に参加する。 (12) 市の指定避難場所のうち最寄りの避難場所を2ヶ所以上確認しておく。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されるまで	(1) テレビ、ラジオ等で正しい南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を入手し、冷静な行動をとる。 (2) 電話の使用を自粛する。 (3) 自家用車の利用を自粛する。 (4) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 (5) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されてから地震発生まで	(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を入手する。 ア 市の防災信号（サイレン）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を入手する。 イ 県、市、警察署、消防局等防災関係機関の関連情報に注意する。 (2) 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。 ア 家具、棚等の上の重いものをおろす。 イ 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。 ウ ベランダの置物をかたづける。 (3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 ア 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。 イ ガス器具等の安全設備を確認する。 ウ プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 エ 火気使用場所及びその周辺の整理整頓を確認する。 (4) 消火器、消火用水の置き場所を確認する。 (5) ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。 (6) 非常用飲料水、食料を確認する。 (7) 救急医薬品を確認する。 (8) 生活必需品を確認する。 (9) 防災用品を確認する。 (10) 電話の使用を自粛する。 県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。 (11) 自家用車の利用を自粛する。 ア 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。 イ 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。 (12) 幼児、児童、生徒、高齢者、病者の安全を確認する。 ア 幼児、児童、生徒、高齢者、病者（臨床者）が安全な場所にいるか確認す

区 分	と る べ き 措 置
	る。 イ 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項に対応措置をとる。 (13) エレベーターの使用をさける。 (14) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 (15) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。 (16) 倒壊危険のある地形、建築物から退避する。

2 自主防災組織のとるべき措置

自主防災組織が結成されていない地域にあっては、町会・自治会等がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	(1) 組織の編成と、各班の役割を明確にする。 (2) 防災知識の普及活動を行う。 ア 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 イ 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 ウ 地域内の消防水利を把握する。 エ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 オ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 (3) 防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。 (4) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 ア 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 イ 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 ウ プロパンガスボンベの点検を指導する。 (5) 防災資器材等を整備する。 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資器材等を整備しておく。 (6) 情報の収集、伝達体制を確立する。 ア 市、消防局等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立する。 イ 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) の発表から 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) が発表される まで	(1) テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。 (2) 地域住民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) が発表されてから地震発生まで	(1) 自主防災組織の活動体制を確立する。 ア 自主防災組織の編成を確認する。 イ 自主防災組織本部を設置する。 ウ 自主防災組織の役割分担を確認する。 (2) 市、消防局等防災関係機関から伝達された南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。

	(3) 地域住民に対して住民のとるべき措置を呼びかける。 (4) 防災資器材等を確認する。 (5) 幼児、児童、生徒、高齢者、病者の安全対策措置を呼びかける。 (6) 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。
--	---

3 事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者にあたるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。 防災計画作成上の留意事項は次による。 (1) 自衛防災体制の確立 ア 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 イ 組織の役割分担の明確化 (2) 教育及び広報活動 ア 従業員の防災知識の高揚 イ 従業員の安否確認方法 ウ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修 エ 従業員の帰宅対策 (3) 防災訓練 災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練 (4) 危険防止対策 ア 施設、設備の定期点検 イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置 (5) 出火防止対策 ア 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検 イ 消防水利、機材の整備点検 ウ 商品の整備点検 エ 易・可燃性物品の管理点検 (6) 消防資器材等の整備 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資器材等を整備する。 (7) 情報の収集、伝達体制の確立 ア 市、消防局防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制を確立する。 イ 事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意） の発表から 南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒） が発表される まで	(1) テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。 (2) 自衛防災体制を準備、確認する。 (3) 消防計画等により南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時にとるべき措置を準備、確認する。 (4) その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。

区 分	と る べ き 措 置
南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震警戒) が発表されてか ら地震発生まで	(1) 自衛防災組織の活動体制を確立する。 ア 自衛防災組織の編成を確認する。 イ 自衛防災本部を設置する。 ウ 自衛防災本部の役割分担を確認する。 (2) 情報の収集、伝達体制をとる。 市、消防局防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。 (3) 危険防止措置を確認する。 ア 施設、設備を確認する。 イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。 (4) 出火防止措置を確認する。 ア 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 イ 火気使用場所及び周辺を確認する。 ウ 消防水利、機材を確認する。 エ 易・可燃性物品を確認する。 (5) 防災資器材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資器材等を確認する。 (6) 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、市民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。 (7) 不特定かつ多数の者が出入りする劇場、映画館、百貨店、旅館及び地下街の店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。 (8) 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。 (9) バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。 (10) 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。 なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。 (11) 電話の使用を自粛する。 県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。 (12) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

